平成２６年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

基金の管理と運用について

平成２７年３月

久留米市包括外部監査人

福　田　有　史

～　包括外部監査　目次　～

第１章　包括外部監査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１．包括外部監査の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．選定した特定の事件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
３．特定の事件を選定した理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
４．包括外部監査の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
５．包括外部監査の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）監査の着眼点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（２）実施した主な監査手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
６．包括外部監査の実施期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
７．包括外部監査人を補助したもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
８．利害関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２章　基金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
１．基金の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２．各基金年次推移表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第３章　基金の管理と運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
１．基金方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
２．公金の保全策等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
３．公金の管理運用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
４．体　　制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
５．これまでの取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
６．過去５年間の資金運用収入・利回りの推移・・・・・・・・・・・・・・・9
７．過去５年間の年度末の基金の運用形態別残高の推移と運用収入の平均利回りの推移・10
８．国債等の長期運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
９．貸付による運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
１０．監査手続について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
１１．監査の結果及び意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第４章　財政状況について（財政健全化）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
１．市債について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）一般会計の市債の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
①「臨時財政対策債」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
②「通常債」　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
③ 過去３年分の市債残高の推移及び内訳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
２．将来負担比率について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（１）将来負担比率年次推移表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
（２）財政健全化審査意見書より将来負担比率について　・・・・・・・・・・・・20
（３）中核市Ｈ２４年度決算に基づく健全化判断比率との比較・・・・・・・・・・22
３．通常債（市負担分）と基金残高の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第５章　各種基金の残高確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
１．各種基金「残高確認」監査手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
２．直接確認実施結果表（現金＝預金）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
３．預り証等残高確認実施結果表（債券・有価証券）・・・・・・・・・・・・・・27
４．意　　見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第６章　各基金総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
１．各基金総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
２．総　　括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第７章　各基金の現状（詳細）について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
１．財政調整基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
２．都市建設基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
３．久留米市土地開発基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
４．久留米市高額療養費支払資金貸付基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
５．久留米市社会福祉振興基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
６．久留米市ふるさと文化創生基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
７．久留米市国際交流基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
８．減債基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
９．久留米市スポーツ振興基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75

１０．久留米市石橋福祉基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
１１．久留米市総合都市プラザ整備基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
１２．久留米市青少年健全育成基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
１３．久留米市ふるさと･水と土保全基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
１４．久留米市歴史博物館建設基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
１５．久留米市環境整備基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100
１６．久留米市子育て支援基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
１７．久留米市営住宅整備基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
１８．久留米市特別奨学金基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
１９．退職手当基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
２０．久留米市教育振興基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
２１．久留米市振興基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・129
２２．久留米市国民健康保険財政調整積立基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・133
２３．久留米市営駐車場整備基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・137
２４．久留米競輪基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・143
２５．久留米市介護給付費準備基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・149
２６．久留米市境社会福祉基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
２７．久留米市地域振興基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
（１）久留米市田主丸地域振興基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・160
（２）久留米市北野地域振興基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・166
（３）久留米市城島地域振興基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・171
（４）久留米市三潴地域振興基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
２８．久留米市特定地域浄化槽整備推進基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・183
２９．久留米市暴力追放推進基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・188
３０．ふるさと久留米応援基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・193
３１．久留米市消防基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200
３２．久留米市地域･生活振興基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・204
３３．久留米市産業技術振興基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・207
３４．久留米競輪場施設等改善基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・214
３５．久留米市地域経済活性化元気基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・219

第１章　包括外部監査の概要

１．包括外部監査の種類

地方自治法第２５２条の３７第１項に基づく監査

２．選定した特定の事件

基金の管理と運用について

３．特定の事件を選定した理由

基金については、地方自治法第２４１条で規定されているとおり、条例に基づき積立、保管、運用等が適切に執行され、その設置目的に沿った事業が適切に遂行されることが求められている。

久留米市では、平成２２年度から平成２６年度までを計画期間とする「久留米市行政改革行動計画」を策定し、計画の大きな柱として財政構造の改善を図っている。本計画の取組項目の１つとして、基金をはじめとする資金の効率的な運用を挙げ、歳入確保の推進に取り組んでいる。

今後も厳しい財政状況が続くことが予想される中、久留米市が設置している基金に関して、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から検証することは、今後の適正な行財政運営に資するものと考えるため、特定の事件として選定した。

４．包括外部監査の対象期間

平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの平成２５年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度及び現年度に及ぶことにした。

５．包括外部監査の方法

（１）監査の着眼点

市が保有する各基金の当初の設置目的・趣旨の再検討（今後の存続の意義・存続の場合のあり方等含む。）を行い、現実に財務事務の執行（管理及び運用）における合規性・経済性・効率性・有効性の視点を中心に、以下の事項を監査の着眼点とした。

① 各基金の当初の設置目的・趣旨が時代の流れに即応しているかどうか等の有効性の検討を行う。さらに、あり方の見直し（必要性）を行い廃止・統合等についても検証する。（有効性・必要性）

② 各基金の積立が本来の趣旨に沿ったものであるかどうかと共に、財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかの検討を行う。（合規性）

③ 各基金の保管・運用に係る財務事務が関係法令・条例・規則等に準拠して経済的に行われているかどうかの検討を行う。（合規性・経済性）

④ 各基金が充当されている事業等について設置条例の目的等と合致し、有効かつ効率的に実施されているかどうかの検討を行う。（合規性・効率性）

⑤ 本来の趣旨目的外の各基金の取崩しに対しての適切な理由が関係法令・条例・規則等に準拠しているかどうかの検討を行うとともに効率的な判断がなされているかどうかの判定を行う。（合規性・効率性）

（２）実施した主な監査手続

（１）に掲げた監査の着眼点に基づき、各基金の実態を調査・検討するために実施した主な監査手続は、以下の通りである。

① 各基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認する為、各部署の担当者にヒアリングするとともに現状分析を行い、各条例等との突合を行う。

② 各基金の平成２５年度中の増減内容を確認するとともに、内容について個別に分析を行い、事業に充当した場合の適切性、さらに運用状況についても各部署の担当者にヒアリングを行い、証憑突合・帳簿突合等を実施し、実態に則した適切な処理がなされているかどうかの検証を行う。

③ 平成２６年３月３１日現在の各基金の残高の実在性を確かめるため、預金残高及び有価証券残高については、金融機関等に残高確認を行うとともに、それ以外の残高については必要に応じて現物実査を行う。

さらに帳簿残高と確認残高が相違した場合には、担当部署の担当者に確認するとともに、差額の調整について分析を行う。また、預金名義は誰か、印鑑の保管、運用は適切か等についても検証を行う。

④ 各基金残高の安定的・安全的確保の為に、運用状況が機会損失の発生するような状況になっていないかどうかの判断を行い、さらには運用形態が適切であるかどうかの検証を行う。

⑤ 各基金の趣旨目的外の取崩しについては、その理由を各担当部署の担当にヒアリングし、関係法令・条例・規則等に合致しているか突合をするとともに、その理由自体の妥当性の検討を行う。

６．包括外部監査の実施期間

平成２６年６月１９日～平成２７年３月３１日

７．包括外部監査人を補助したもの

黒岩　延時　　（公認会計士）

松尾　英二　　（公認会計士）

香月　孝文　　（公認会計士）

川野　武志　　（公認会計士）

小林　正幸　　（弁護士）

永松　雄一郎　（税理士）

江上　英介　　（公認会計士試験合格者）

８．利害関係

地方自治法第２５２条の２９の規定により記載すべき利害関係はない。

第２章　基金の概要

１．基金の種類

○　基金の種類

地方自治法第 241 条第１項において、基金は積立基金と運用基金に分類される。

- ・積立基金
  財産の維持及び必要資金の積立てのために設置
  - ・財政調整基金（※）
  - ・減債基金（※）
  - ・特定目的基金
- ・運用基金
  定額の資金運用のために設置
  - ・土地開発基金
  - ・高額療養費支払資金貸付基金

（※）財政調整基金及び減債基金についての設置根拠法は、地方財政法。

○　（定額）運用基金

当該基金の原資を使って貸付や用地の先行取得を行うといったもの。

※　基金の運用により生じた利子のみを活用する基金は、特定目的基金の一種。
（振興基金など）

２．各基金年次推移表

各 基 金 年 次 推 移 表

（単位：千円）

区　　分	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末
財政調整基金	1,706,981	1,723,074	2,708,103	4,701,117	6,239,856
都市建設基金	402,261	402,609	402,908	403,165	403,424
久留米市土地開発基金	2,870,530	2,874,228	2,878,719	2,885,122	2,888,213
久留米市高額療養費支払資金貸付基金	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
久留米市社会福祉振興基金	144,512	145,466	146,330	148,255	149,063
久留米市ふるさと文化創生基金	191,317	184,692	184,892	184,692	184,872
久留米市国際交流基金	163,037	158,812	158,812	158,812	158,812
減債基金	1,086,671	1,388,830	1,791,280	2,293,908	2,297,492
久留米市スポーツ振興基金	70,957	71,057	71,057	71,057	71,157
久留米市石橋福祉基金	154,349	154,467	154,584	154,681	154,780
久留米市総合都市プラザ整備基金	425,820	428,286	430,701	438,115	439,998
久留米市青少年健全育成基金	24,765	24,869	24,931	24,987	24,987

（単位：千円）

区　　分	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末
久留米市ふるさと･水と土保全基金	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407
久留米市歴史博物館建設基金	21,811	21,831	21,851	21,867	21,884
久留米市環境整備基金	55,053	51,281	51,326	51,363	51,399
久留米市子育て支援基金	190,522	178,249	178,249	178,199	178,199
久留米市営住宅整備基金	127,133	278,531	278,741	278,916	279,090
久留米市特別奨学金基金	47,885	36,747	28,127	20,072	12,088
退職手当基金	1,960,145	1,766,434	1,767,791	1,770,404	1,772,806
久留米市教育振興基金	7,872	7,879	87,196	95,956	79,871
久留米市振興基金	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
久留米市国民健康保険財政調整積立基金	568,187	568,678	569,126	569,494	569,864
久留米市営駐車場整備基金	133,604	130,802	125,995	124,092	117,358
久留米競輪基金	237,194	237,384	287,576	287,760	287,953
久留米市介護給付費準備基金	1,215,149	1,216,128	1,217,171	1,217,999	1,218,779
久留米市境社会福祉基金	10,088	10,097	10,106	10,114	10,122
久留米市田主丸地域振興基金	251,429	183,976	171,661	138,816	93,065
久留米市北野地域振興基金	1,278,886	1,058,330	721,228	455,156	384,705
久留米市城島地域振興基金	623,501	558,206	451,148	369,732	319,065
久留米市三潴地域振興基金	1,013,637	961,749	833,502	708,348	453,837
久留米市特定地域浄化槽整備推進基金	76,621	70,471	59,395	46,186	31,436
久留米市暴力追放推進基金	31,668	31,696	30,326	27,901	28,795
ふるさと久留米応援基金	3,093	16,117	15,019	11,440	7,307
久留米市広域定住自立圏形成基金	245,787	238,582	0	0	0
久留米市消防基金	604,239	515,314	515,701	516,032	516,365
久留米市介護従事者処遇改善臨時特例基金	60,114	60,173	0	0	0
久留米グリーン･ニューディール基金	87,800	87,877	0	0	0
地域活性化･公共投資基金	1,219,390	1,220,345	0	0	0
久留米市住民生活に光をそそぐ基金	0	50,000	50,000	0	0
久留米市地域･生活振興基金	3,008,000	3,011,050	3,015,199	3,021,164	3,025,835
久留米市産業技術振興基金	0	0	0	30,000	252,770
久留米競輪場施設等改善基金	0	0	0	290,200	440,494
久留米市地域経済活性化元気基金					3,287,017
合　　計	24,415,415	24,219,724	23,534,158	25,800,529	30,548,165

第３章　基金の管理と運用について

地方公共団体における基金の管理については、地方自治法第 241 条第 2 項により「確実かつ効率的に運用しなければならない。」と規定されている。

そのような状況下、ペイオフ解禁下における久留米市公金について、自らの権限と責任に基づき適正な管理を行うため、『久留米市資金管理及び運用基準』(以下「基準」という。)を定めている。

１．基金方針

公金の管理に当たっては、「安全性」を最優先におき、「流動性」、「収益性」も考慮しつつ、適切な保全策等を講じ、確実かつ有利な公金管理に努めている。

２．公金の保全策等

公金の運用に当たっては、次の保全策等を講じている。

（１）債務との相殺等

①　金融機関に対する預金債権と借入金債務との相殺

②　決済性預金の活用

（２）公共債の購入

元本の償還及び利息の支払いが確実な国債、地方債及び政府保証債により運用を行っている。

３．公金の管理運用

（１）管理区分

公金は、次の資金別に管理を行っている。

①　歳計現金

②　歳入歳出外現金

③　基金

（２）基金の運用

基金は、次に掲げる金融商品等により運用を行っている。

（ア）国債、地方債等

（イ）譲渡性預金

（ウ）大口定期預金

（エ）貸付

（オ）歳計現金への繰替運用

基金は、特定の目的のために積み立てられるもので、短期で運用するもの、長期で運用するものに区分し、国債、地方債等の債券、譲渡性預金、大口定期預金等で運用を行っている。

４．体　　制

基金の運用については、総合政策部財政課が出納室と協議した上で方向性を決定し、実際の運用については出納室で歳計現金等と併せて一元的に実施している。各所管課と財政課から依頼を受け出納室では、会計管理者が適切な見通しを持って、安全かつ効率的に資金の運用が図れるように『公金管理運用委員会』を設置し運用方法を協議し、決定している。

『公金管理運用委員会設置要綱』によれば次のようになっている。

・所管事項　(1)公金の運用の決定について
(2)公金の資金計画の策定方針について
(3)公金の入札指名業者の選定について
(4)公金の管理及び運用に係る重要な事項について

・構成　委員長　会計管理者
副委員長　出納室主幹
委員　出納室課長補佐、資金担当職員等
必要があるときは委員以外の者の出席も可

・開催　必要に応じて

５．これまでの取り組み

平成 16 年度　中期・長期国債、地方債(債券)での運用開始

・　定期預金から高利回りの国債、地方債等の債券を中心とした運用を開始する。　(中期・長期国債等の購入)

平成 18 年度　短期の国債(政府短期証券)での運用開始

・　1 年以内の短期でしか運用できない基金を、繰替運用が必要となる時期まで、高利回りの政府短期証券で運用を開始する。

平成 19 年度　短期の国債(現先取引)での運用開始

・　運用期間が極端に短いため、これまで、普通預金、通知預金でしか運用できなかった資金を、高利回りの債券で運用するため、他市に先がけて債券の現先取引で運用を開始する。

基金の一括運用開始

・　更なる高金利を確保するため、基金毎の運用ではなく、区分を取り払い、総額として一括運用することを開始する。

高利回り債券への預け替え

・　市場金利の動向に着目し、含み益が生じた段階で売却することにより、収益性、効率性を向上させ、保有していた債券の利回り以上の債券を新たに購入する。

平成 21 年度　資金管理システム(財務会計連動型)の構築

・　効率的な資金運用には、財務会計システム連動が不可欠と考え、他市に先がけて財務会計システム連動型の資金管理システムを構築し、次年度から活用する。

　これにより、これまで手作業での把握に頼っていたために、職員の入力漏れ、誤り等により、常時発生していた無駄な資金が削減されることになり、その資金を高利回りの債券等で運用できるようになる。

平成 22 年度　繰替運用から一時借入金へ

・　歳計現金の一時的な資金不足の補填財源を、これまでの基金から取り崩して歳計現金に充てる繰替運用から、金融機関からの借入金で対応することに変更し、これまで繰替運用するために短期間でしか運用できなかった資金で、高利回りの長期債券を購入する。

平成 23 年度　団体への貸付開始

・　財団法人等の資金不足に伴う金融機関からの借り入れ金利に着目し、保管基金を市場金利よりも低い金利で団体に貸付を行う。

平成 24 年度　ポートフォリオ構築への取り組み開始

・　金利変動の影響を平準化し、長期安定的な運用方法としてラダー型で運用を開始する。(10 年計画)

平成 25 年度　譲渡性預金の積極的活用

・　短期運用商品の主流である債券の現先取引の更なる金利低下に伴い、それに替わるものとして、譲渡性預金を積極的に活用する。

異次元の金融政策に対応

・　金融政策により、国債の品不足に対応するため、入札様式を一部変更し、国債の確保を図る。

６．過去５年間の資金運用収入・利回りの推移

①資金運用先別の運用収入と利回りの推移

年　度 種　類	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
普通預金	780 千円 0.04%	700 千円 0.02~0.04%	356 千円 0.02~0.03%	496 千円 0.02%	420 千円 0.02%
大口定期預金	1,917 千円 0.20%	894 千円 0.15~0.26%	700 千円 0.08~0.2%	29 千円 0.04~0.5%	433 千円 0.11%
選択型預金	750 千円 0.75%	750 千円 0.75%			
譲渡性預金		299 千円 0.11%		85 千円 0.10%	4,221 千円 0.075~0.10%
通知預金	89 千円 0.06%	250 千円 0.04~0.05%	197 千円 0.03%	0 千円	0 千円
現先	3,540 千円 0.07~0.13%	9,375 千円 0.07~0.12%	11,196 千円 0.08~0.10%	8,731 千円 0.04~0.102%	4,808 千円 0.02~0.095%
国債等	71,793 千円 0.14~1.48%	62,241 千円 0.11~1.48%	67,008 千円 0.10~1.48%	67,848 千円 0.40~1.48%	67,760 千円 0.05~1.48%
貸付	3,581 千円 0.50%	1,855 千円 0.27%	3,761 千円 0.24~0.31%	12,162 千円 0.23%~0.24%	6,688 千円 0.13~0.18%
繰替	3,141 千円	1,347 千円	343 千円	248 千円	426 千円
合計	85,591 千円 0.04~1.48%	77,711 千円 0.02~1.48%	83,561 千円 0.02~1.48%	89,599 千円 0.02~1.48%	84,756 千円 0.02~1.48%

②長期、短期運用別資金運用収入の推移

(単位：千円)

年　度 区　分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
長期運用	70,774	62,943	66,848	67,848	67,728
短期運用	7,226	10,443	11,999	8,816	9,473
その他運用	7,591	4,325	4,714	12,935	7,555
合計	85,591	77,711	83,561	89,599	84,756

その他運用は繰替運用と貸付による運用が主なものである。

７．過去５年間の年度末の基金の運用形態別残高の推移と運用収入の平均利回りの推移

①年度末基金の運用形態別残高の推移

(単位：千円)

年度／種類	H21 年度末	H22 年度末	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末
預金	16,007,228	16,691,087	12,490,960	18,858,161	23,501,269
有価証券	5,898,756	5,998,206	6,198,121	6,097,937	6,294,168
土地	900,000	－	－	－	－
貸付金	1,609,431	1,530,431	4,845,077	844,431	752,728
合計	24,415,415	24,219,724	23,534,158	25,800,529	30,548,165

②運用収益の平均利回りの推移

（単位：千円）

年度／項目	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
基金平均残高※ A	21,767,071	24,317,569	23,876,941	24,667,343	28,174,347
運用収入（基金分）B	85,591	77,711	83,561	89,599	84,756
平均利回り B/A(%)	0.393%	0.320%	0.350%	0.363%	0.301%

※　基金平均残高は（前年度末基金残高＋当年度末基金残高）÷２で計算している。

８．国債等の長期運用について

長期の資金運用の代表的なものは国債など債券の購入による運用である。久留米市は『久留米市債券運用指針』（平成１４年１１月１日施行）を定めており、これに従って運用を行っている。

その内容の要約は以下のようである。

（運用の基本的目標）

（１）計画に基づく運用

資金需要の見通しに応じた運用計画に基づき、確実かつ効率的な運用を行う。

（２）確実性の確保

元本の安全性の確保を最重視するとともに、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスクの低減に対応した運用を行う。

（３）効率性の確保

資金の運用期間に対応した有利な債券運用を行う。また、運用ロットの管理、運用事務の簡素化などにより、効率的な運用を行う。

（４）市財政の強化に資するため、積極的な債券運用を行う。

（運用対象）

運用する債券については国債、地方債、政府保証債などの元本償還及び利息支払いが確実な債券とする。

※過去５年間の債券での運用に充てられた基金の金額と運用収入の推移は以下のようである。

（運用額はのべ額）

（単位：千円）

	H21 年度 上段:運用額 下段:運用収入	H22 年度 上段:運用額 下段:運用収入	H23 年度 上段:運用額 下段:運用収入	H24 年度 上段:運用額 下段:運用収入	H25 年度 上段:運用額 下段:運用収入
久留米市振興基金	4,005,500	4,005,000	4,005,000	4,005,000	4,495,000
	44,024	45,058	45,058	45,058	43,043
財政調整基金	2,000,000	2,600,000	1,800,000	1,700,000	1,700,000
	23,050	15,245	19,900	20,900	20,900
減債基金	－	－	－	－	500,000
	－	－	－	－	2,233
総合都市プラザ整備基金	800,000	400,000	400,000	400,000	400,000
	2,672	1,890	1,890	1,890	1,552
合計	6,805,500	7,005,000	6,205,000	6,105,000	7,095,000
	69,746	62,193	66,848	67,848	67,728
平均利回り	1.02%	0.89%	1.08%	1.11%	0.95%

９．貸付による運用について

久留米市外郭団体への貸付けは合併前から旧市町村で個別に行われていたが、平成２３年度より団体への貸付を積極的に行い運用収入を増やす取り組みを行っている。貸付先の中心となるのは久留米市土地開発公社である。久留米市土地開発公社は長期保有の土地及び久留米市が取得依頼した先行取得の土地のための必要資金を市中の金融機関からの１年間の短期借入により賄っている。土地開発公社は土地などの不動産を多く保有しており、財務内容も資産超過であり健全であることから回収不能の危険性は無いため金融機関より低利の条件を提示し積極的に貸付を行うことにより運用収入の増加を目指す取り組みを行っているものである。貸付期間は短いもので２~３ヶ月であるが１年のものが多い。年度末には返済されるものが多いため期末の貸付金残高に運用額は反映されない。

団体への運用高の合計額と運用収益の推移を平成２３年度から平成２５年度までの貸付先と充当された基金との対応で表すと以下のようになる。

＜貸付先別運用額と運用収入（利子）の推移＞（運用額はのべ額）　　（単位：千円）

年　度 貸付先	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	運用額	運用収入	運用額	運用収入	運用額	運用収入
土地開発公社	3,460,083	1,898	5,278,568	10,229	3,974,358	5,840
開発公社	581,000	1,848	542,000	1,272	503,000	847
都市公園管理センター	5,000	15	－	－	－	－
運用額合計	4,046,083	3,761	5,820,568	11,501	4,477,358	6,687
利率	0.246~0.318%		0.233~0.246%		0.135~0.207%	

＜貸付に運用された基金と運用収入（利子）の推移＞（運用額はのべ額）　（単位：千円）

年　度 種　類	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	運用額	運用収入	運用額	運用収入	運用額	運用収入
地域生活振興基金	2,279,584	1,825	2,349,772	5,526	3,346,486	4,613
土地開発基金	－	－	1,181,829	2,826	－	－
財政調整基金	171,625	18	72,660	171	－	－
減債基金	581,000	1,848	925,503	1,489	105,668	149
退職手当基金	－	－	1,290,804	1,488	1,025,204	1,925
介護給付費準備基金	1,008,873	54	－	－	－	－
その他	5,000	16	－	－	－	－
運用額合計	4,046,083	3,761	5,820,568	11,501	4,477,358	6,687

※　利率は債券等運用利率を下限とし、直近の金融機関からの借入金等の利率を上限として両者の平均値を算定し、貸付の利率としている。

貸付先の選定については、地方自治法２３５条の４に「歳入歳出に属する現金は政令に基づき、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」とされており貸付の回収が確実に保証されている団体に限定している。土地開発公社は市が債務保証をしており、また、開発公社は損失補償を設定しているため回収が確実であり、安全性が担保されている相手先として選定されている。

１０．監査手続について

基金の運用は久留米市高額療養費支払資金貸付基金を除いて出納室が歳計現金とまとめて一元的に管理、運用をしているために出納室担当者へのヒアリングを中心に実施した。

①過去５年間の運用実績資料を入手し、『久留米市資金管理及び運用基準』に従った運用が行われているかを検討した。

②過去５年間の運用実績資料を入手し、「安全性」を確保した上で、効率的運用ができているかを検討した。

③『公金管理運用委員会』の開催状況について質問し､効果的な協議が行われているか検討した。

④国債など債券による運用について管理資料を入手し、『久留米市債券運用指針』に従って効率的な運用が行われているかを検討した。

⑤団体への貸付金について貸付の決定方法、実行方法について決裁資料を入手し妥当性を検討した。

１１．監査の結果及び意見

久留米市における基金の運用については比較的早期から「収益性」を重視し、他市に先駆けて債券の現先取引に取り組み、国債や地方債などの債券による運用、団体への貸付による運用、譲渡性預金による運用等種々の金融商品の特性を理解した上で「安全性」を最重視した運用を行ってきていることは評価できる。一方、市場の金利動向は下落の傾向から反転する様子を見せず、１０年物の国債の利回りは 0.405％と史上最低の水準となっており、今後の運用収益確保のため更なる取り組みの強化が期待されるところである。そのような観点から監査の結果として以下の項目について意見として提言を行うものである。

（１）基金運用を担当する出納室の体制を強化すべきである。（意見）

平成２５年度末の基金残高は現金預金が２３，５０１百万円、国債などの債券が６，２９４百万円、貸付金が７５２百万円である。このうち、債券と貸付金は長期で運用されており、出納室が日々運用を検討しているのは現金預金の２３，５０１百万円である。この現金預金は期中は現先取引、譲渡性預金、大口定期預金や短期の貸付金などで運用され年度末に殆どが普通預金や決済性預金に戻されている。短期の延べ運用額は貸付金も含めて４，４５６億円にも上る。この膨大な基金の運用を担当する出納室のメンバーは主幹、課長補佐２名、主査、資金担当職員の５名である。資金の運用にはそれなりの専門的知識が必要であるが、少人数で効率的な運用が行われているのは経験によるところが大きい。異動の多い地方自治体の人事の中では比較的異動が行われていない部署といえる。資金を扱う部門では特に内部統制を強化した組織が要請される。専門性が高い職務であるため後継者が育ちにくいことも含め、相互に補完しあえる余裕をもった体制づくりが必要である。

（２）公金管理運用委員会の議事録を作成すべきである。（意見）

公金管理運用委員会は平成２４年４月１日に設置されてから、月に１回程度の頻度で必要に応じて開催されているとのことであるが、議事録は作成されていない。具体的な運用の方針や、決定に至った過程を議事録として残しておくことは後日の貴重な参考資料となる。異動により担当

者が代わった場合など特に貴重な資料となるものである。何より、委員会が形骸化しないようにするために議事録を作成すべきである。

（３）長期運用可能な基金の増加を検討すべきである。（意見）

直近５年間の基金の運用収益の平均利回りは０．３～０．４％で推移している。長期の債券で運用している基金の平均利回りは近年下がってきてはいるが１％近辺で推移している。平成２５年度では長期の債券で運用された基金は残高７，０９５百万円に対し運用収益は６７百万円確保しており平均利回りは０．９５％となっている。これに対し短期で運用された基金は残高２３，５０１百万円に対し、運用収益は９，４７３千円であり平均利回りは０．１％以下である。短期運用の基金は年度末には普通預金か決済性預金で保有しておかねばならず、利回りのいい商品はあまり無いため運用収益の増加には限界がある。全体の基金の中で長期で運用されている基金の割合は全体の２割程度であり、長期運用できる基金を増やすことができれば運用収益の増加に大幅に寄与することができる。しかし、基金にはそれぞれ目的があり、取り崩しを要する事態が生じれば基金の引き出しが可能な形で運用していなければならないという制約がある。現在、長期の債券で運用されている基金は総合政策部所管の基金などで政策的に長期に保有しておく必要があり、長期で運用しても影響が出ないような基金に限られている。その他の所管課の保有する基金については目的がある基金を長期で拘束されることはリスクがあるため長期で運用することが難しいのが現状である。

個々の基金でみた場合はリスクに備えて全額について流動性を確保しておく必要があるが、全体として考えた場合、つまり突発的に個々の基金に多額の取崩を必要とする事態が生じたとしても基金全体で、ある程度の流動性が確保されており、取り崩す事態が生じた基金に現金が融通できるのであれば、２３，５０１百万円の預金で保有されている基金のすべてに流動性が確保される必要はなく、そのうちの何割かは長期の債券の購入などに回すことができ、運用収益を多く得られるようになる。

各部課が保有する基金の内容や取崩し要因が生じた場合の必要額を精査し、基金全体として流動性が要求される額を余裕を持って算定し、個々の基金に多額の取崩が生じた場合はこの中から支払が確保されるような仕組みを作り、何割かを長期で運用できるような協議ができる体制づくりを検討すべきである。

第４章　財政状況について（財政健全化）

地方公共団体は、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」により、財政状況の健全度を示す指標である「健全化判断比率」を公表することが義務付けられている。健全化判断比率には、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の４つがある。

４つの指標のうち、市債の償還など地方公共団体が将来負担すべき債務の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである「将来負担比率」の算定において、その要素となる市債残高や基金残高について検討する。

１．市債について

平成２５年度決算における久留米市の一般会計の市債残高は、約１，２６４億円である。その内訳は、「臨時財政対策債」が４２４億円、「通常債」が８４０億円となっている。

（１）一般会計の市債の分類

①「臨時財政対策債」

「臨時財政対策債」とは、国から毎年度交付される地方交付税の未交付分相当額を借入する地方債（市債）である。※

この臨時財政対策債の元利償還金については、その全額が後年度の地方交付税に算入されることとなっている。したがって、市税などの独自財源でこれを負担することはない。

※

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、毎年度、地方公共団体毎に必要な交付額を算定し、交付される。(A)

また一方、地方交付税の財源は、国税（所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税）の一定割合となっているが、この財源合計額が（A）で必要とされる地方交付税の総計よりも少ないため、財源不足が生じている。

この財源不足分は、国と地方で折半して負担することとされており、その地方負担分が「臨時財政対策債」として各団体に割り振られ、各団体がこれを用いて借入をすることにより地方交付税の不足分を穴埋めする。

②「通常債」

「通常債」とは、地方財政法第５条ただし書きに列挙された地方債の対象とすることができる経費※※に充てる地方債（市債）である。

「通常債」の中には、財政力の弱い地方公共団体でも、必要な社会資本整備などが実施できるよう、地方債を発行して事業を実施し、償還時に地方交付税に算入される仕組みが設けられているものがある。

地方交付税へ算入される割合は事業の種類ごとに異なるが、市債残高のうち地方交付税へ算入される額を積み上げると４７２億円になる。

※※

地方財政法第５条ただし書きに列挙された経費

- 公営企業に要する経費
- 出資金及び貸付金
- 地方債の借換えに要する経費
- 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費
- 公共施設、公用施設の建設事業費等　←　【通常債残高の主なもの】

したがって、市債残高のうち市税などの独自財源で負担する分は、

１，２６４億円－（①４２４億円＋②４７２億円）＝３６８億円

となっている。

③ 過去３年分の市債残高の推移及び内訳

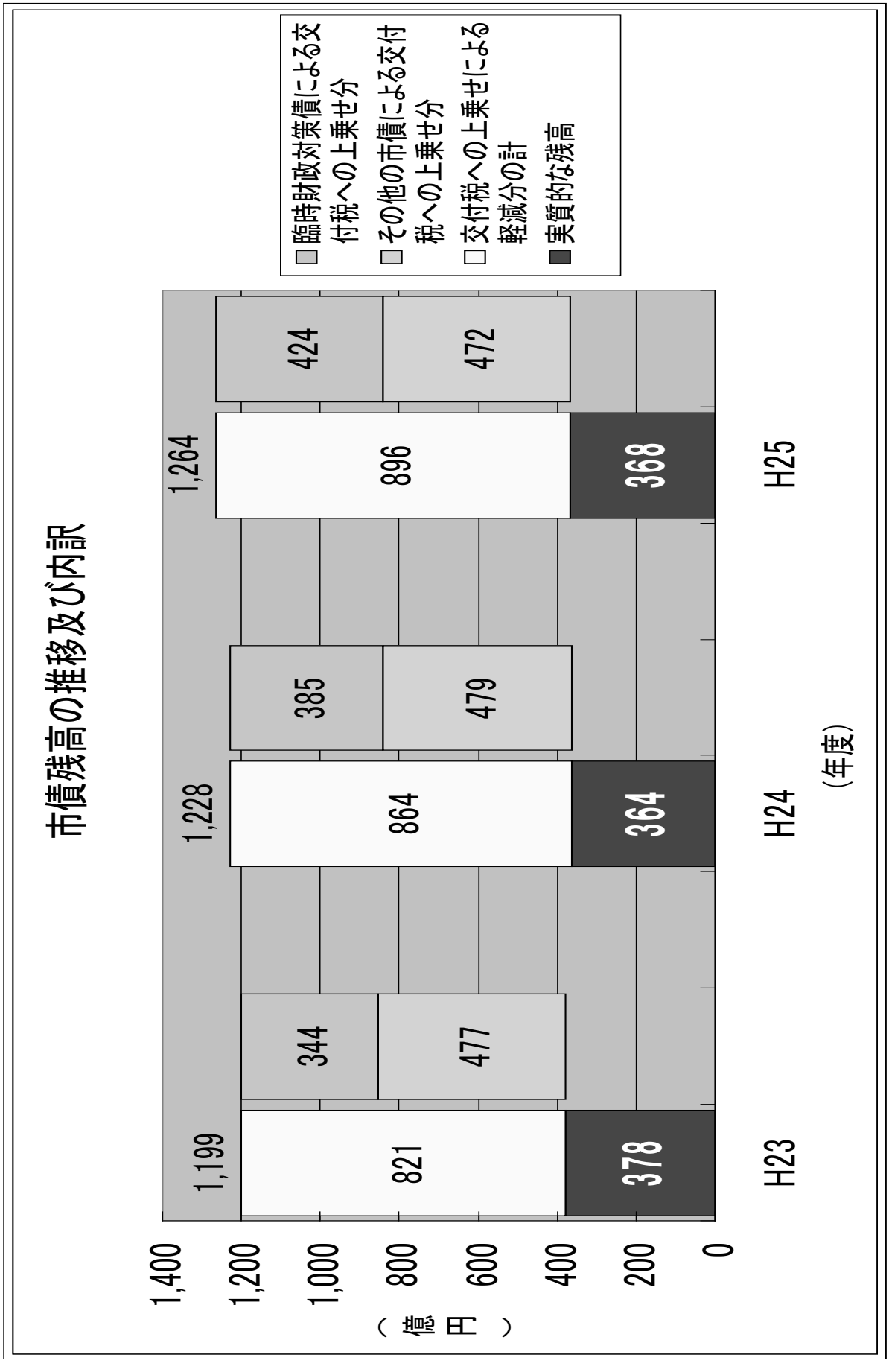

財政指標の推移

健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「法」）によって公表が義務付けられた、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標。
4つの指標のうちいずれか1つ以上が早期健全化基準に達した場合、財政健全化計画を策定することが義務づけられている。

	指標		H21	H22	H23	H24	H25	早期健全化基準
法によるもの	実質赤字比率（%）	地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。	－	－	－	－	－	11.25
	連結実質赤字比率（%）	下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもの。	－	－	－	－	－	16.25
	実質公債費比率（%）	地方債の元利償還金、公営企業や一組の償還財源としての繰出金・負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど実質的な公債費の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。	5.1	4.6	4.3	3.9	3.7	25.0
	将来負担比率（%）	地方債（公営企業や一組の発行分を含む）、債務負担行為、第三セクターの負債など、地方公共団体が将来負担すべき債務の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。	50.2	26.8	20.7	9.1	4.5	350.0
その他	経常収支比率（%）	財政構造の弾力性を、その地方公共団体の経常経費に経常一般財源が充当された割合で表したもの。この比率が低いほど、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。	94.3	91.7	90.9	93.2	92.4	－
	財政力指数	地方公共団体の基準財政収入額の大きさを、基準財政需要額に対する割合で表したもの。この比率が高いほど、財源に余裕があることを示す。	0.679	0.643	0.622	0.615	0.623	－

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」の「－」は、赤字が生じていないことを示している。

２．将来負担比率について

（１）将来負担比率年次推移表

（単位：千円・年度）

①地方債現在高のうち普通会計負担		②債務負担行為に基づく支出予定額		③退職手当見込額		④第３セクター負債のうち普通会計負担額		⑤充当可能財源
H21：135,977,120	＋	H21：4,701,670	＋	H21：21,330,871	＋	H21：3,179,301	－	H21：137,380,403
H22：139,468,709		H22：3,164,893		H22：19,963,862		H22：2,552,518		H22：149,813,443
H23：138,121,228		H23：2,218,339		H23：19,333,793		H23：1,437,116		H23：149,093,333
H24：141,035,486		H24：1,839,985		H24：18,394,319		H24：1,033,533		H24：157,038,147
H25：145,491,053		H25：1,957,732		H25：17,340,709		H25：482,716		H25：162,593,430

⇩

⑥将来負担額(①＋②＋③＋④)	⇒	⑦：⑥－⑤
H21：165,188,962		H21：27,808,559
H22：165,149,982		H22：15,336,539
H23：161,110,476		H23：12,017,143
H24：162,303,323		H24：5,265,176
H25：165,272,210		H25：2,678,780

（分子）

（分母）

⑧標準財政規模		⑨元利償還金に係る交付税算入額	≒	⑩将来負担比率〔⑦÷(⑧－⑨)〕
H21：63,506,951	－	H21：8,176,520		H21：27,808,559 ÷(63,506,951－8,176,520＝55,330,431)＝50.2 %
H22：65,790,799		H22：8,669,077		H22：15,336,539 ÷(65,790,799－8,669,077＝57,121,722)＝26.8 %
H23：66,916,553		H23：9,035,746		H23：12,017,143 ÷(66,916,553－9,035,746＝57,880,807)＝20.7 %
H24：67,158,353		H24：9,394,652		H24：5,265,176 ÷(67,158,353－9,394,652＝57,763,701)＝9.1 %
H25：68,413,439		H25：9,811,467		H25：2,678,780 ÷(68,413,439－9,811,467＝58,601,972)＝4.5 %

〈説　　明〉

① 普通会計＋公営企業会計＋一部事務組合

② 給食センターＰＦＩ，国営土地改良事務負担金など

④ 土地開発公社＋(財)開発公社

⑤ 基金＋都市計画税収入見込＋地方債残高のうち交付税算入見込など

⑧ 標準税収入＋普通交付税等

充当可能財源の内基金残高の推移（但し、５月末時点の充当可能金額であり、債券や他に充当できないものは除く）

H21：15,332,058 →H22：15,569,210 →H23：14,323,893 →H24：19,477,108 →H25：20,739,912

（２）財政健全化審査意見書より将来負担比率について

（平成２１年度財政健全化審査意見書より）

将来負担比率について

平成２１年度の将来負担比率の算定結果は50.2％となり、前年度の50.7％と比べわずかながら好転している。早期健全化基準の350％と比較しても、これを下回っており、【将来負担比率年次推移表】に示しているとおり、「良好」な値を維持している。

上記のとおり、本年度は数値の上では前年度と比べ大きな差はないが、比率算出の分子の構成要素である「久留米市の一般会計等が将来負担すべき債務（企業会計、一部事務組合及び設立法人などを含む。）」（以下「将来負担額」という。）や、「将来負担額」から控除することとされる「充当可能財源等」は、様々な要因により変動しているため、ここに述べておく。

まず、「将来負担額」については、「地方債の現在高」は増加しているが、「債務負担行為に基づく支出予定額」及び「設立法人の負担額等負担見込額」などは、土地開発公社が保有する土地を市が買い戻し、土地開発公社の債務が減少したことにより減少したため、「将来負担額」全体としては、約15.7億円減少している。

一方、「充当可能財源等」について見てみると、その一つである「充当可能基金」は、地域・生活振興基金（ガス）の新規積立などにより増加した。しかし、もう一つの「充当可能特定歳入」の額が、都市計画税充当見込額の算定基準の変更などにより、「充当可能基金」の増加額を上回って減少したため、充当可能財源等全体としては、約16.8億円減少している。

このように、両者とも減少したが、「将来負担額」よりも「充当可能財源等」の減少額が大きかったため、約1.1億円の増加（増加率0.4％）となったものである。

（平成２２年度財政健全化審査意見書より）

将来負担比率について

平成２２年度の将来負担比率の算定結果は26.8％となり、前年度の50.2％と比べ、数値上は大きく「向上」した形となっている。早期健全化基準の350％と比較しても、これを下回っており、【将来負担比率年次推移表】に示されるとおり、「良好」な値を維持しているものといえる。

前年度と比べて本年度の数値は良好な方向へ大きく動いているが、その主な要因は、将来負担額から控除することとされる充当可能財源等のうち都市計画事業債に係る対象の捉え方を、当比率の算定精度を高めるため、これまで以上に細かく区分して把握するよう財政当局が基本的に見直した結果、充当可能財源として算入の対象となる市債が増えたためである。

つまり、この比率の「向上」については、起債状況をはじめとして、本市の財政的な負担状況に大きな変化が見られたというような実質的な理由があったわけではないということに十分に留意する必要がある。

もうひとつの理由としては、前年度に比べて臨時財政対策債償還費及び合併特例債償還費が増加したことにより、分子から控除することとされる充当可能財源等のうち基準財政需要額算入見込額が増加したことで、更に分子が減少したことが挙げられる。

（平成２３年度財政健全化審査意見書より）

将来負担比率について

平成２３年度の将来負担比率の算定結果は20.7％となり、前年度の26.8％と比べ数値は下がっている。早期健全化基準の350％と比較しても、これを下回っており、【将来負担比率年次推移表】に示されるとおり、「良好」な値を維持しているものといえる。

本年度の数値は、前年度と比べて良好な方向へ動いているが、その主な要因は、一般会計等が将来負担すべき債務（将来負担額）において、債務負担行為に基づく支出予定額に新たな負担増がないことや、繰上償還があったことから減少したほか、公営企業債等算入見込額や退職手当負担見込額などが全体的に減少したことにより、分子の金額が減少したものであり、経年的な要因が大きいと思われる。また、もうひとつの要因は、将来負担額から控除する充当可能財源等において、都市計画税収充当見込額の減少により、充当可能特定歳入は減少したが、臨時財政対策債償還費や合併特例債償還費が増加したことにより、基準財政需要額算入見込額が増加したために、将来負担額から控除する金額が大きく減少しなかったことが挙げられる。

なお、地方債現在高そのものについては、若干ではあるが減少し、その内訳についても、臨時財政対策債償還費が増加していることからもわかるように、国から地方交付税で措置される臨時財政対策債の割合が年々増加してきており、市が独自に負担する借金は減少してきていると考えることができ、このことについては一定の評価はできる。

（平成２４年度財政健全化審査意見書より）

将来負担比率について

平成２４年度の将来負担比率の算定結果は9.1％となり、前年度の20.7％と比べ数値は大幅に下がっている。早期健全化基準の350％と比較しても「良好」さを維持しているといえる。

前年度との比較は、【将来負担比率年次推移表】に示すとおりである。

本年度の数値が、前年度に比べて更に良好な方向へ動いた主な要因としては、臨時財政対策債・合併特例債の発行などで地方債の現在高が増加したものの、基金の運用方法の見直しによる比率算定時点における貸付金額の減や財政調整基金の積み増しによる充当可能基金の増加と臨時財政対策債・合併特例債発行額の増加で、基準財政需要額算入見込額が増加し、将来負担額から控除する額が大きく増加して、分子が減少したことが挙げられる。

（平成２５年度財政健全化審査意見書より）

将来負担比率について

平成２５年度の将来負担比率の算定結果は4.5％で、前年度の9.1％から半減している。早期健全化基準の350％を下回り、「良好」な数値といえる。

前年度との比較は、次表に示すとおりである。本年度の数値が、前年度に比べて更に良好な方向へ動いた主な要因としては、臨時財政対策債や合併特例債の発行などによって将来負担額が増加したものの、職員数や退職手当支給率の減少に伴う退職手当見込額の減少などにより、その増加幅が圧縮されたこと、また、充当可能財源が、財政調整基金の積み増しなどにより増加したことなどが挙げられる。このことによって、将来負担額から充当可能財源等を差し引いた額（分子）が減少し、比率が向上したものである。

（３）中核市Ｈ２４年度決算に基づく健全化判断比率との比較

中核市Ｈ24年度決算に基づく健全化判断比率との比較

実質公債費比率（%）

1	岡崎市	-1.0
2	高槻市	-0.6
3	船橋市	0.7
4	豊田市	3.2
5	**久留米市**	**3.9**
6	岐阜市	4.5
7	鹿児島市	5.1
8	横須賀市	6.4
9	東大阪市	6.6
9	福山市	6.6
11	郡山市	6.7
12	宇都宮市	7.5
13	川越市	7.6
14	旭川市	7.9
15	豊橋市	8.1
16	松山市	8.3
17	金沢市	8.4
18	高崎市	8.5
18	西宮市	8.5
20	函館市	8.6
21	柏市	8.9
22	姫路市	9.1
23	長崎市	9.2
24	大津市	9.4
25	豊中市	9.8
26	高松市	10.0
26	大分市	10.0
28	前橋市	10.1
28	倉敷市	10.1
28	長野市	10.1
31	宮崎市	11.1
32	和歌山市	11.5
33	下関市	11.7
34	いわき市	12.6
35	秋田市	12.7
35	尼崎市	12.7
37	盛岡市	13.3
37	青森市	13.3
39	奈良市	13.5
40	富山市	13.9
41	那覇市	14.2
42	高知市	18.4
	平均値	8.8

H25 久留米市 3.7

将来負担比率（%）

1	岡崎市	-
1	高槻市	-
1	船橋市	-
1	豊田市	-
5	郡山市	4.2
6	岐阜市	5.8
7	**久留米市**	**9.1**
8	宇都宮市	17.7
9	長野市	24.9
10	東大阪市	27.5
11	豊中市	34.7
12	福山市	36.7
13	鹿児島市	38.7
14	大津市	42.1
15	高崎市	48.8
16	豊橋市	52.0
17	柏市	52.4
18	西宮市	54.8
19	姫路市	56.5
20	横須賀市	64.3
21	松山市	67.9
22	川越市	70.0
23	いわき市	70.2
24	倉敷市	74.0
25	函館市	79.0
26	大分市	79.1
27	長崎市	83.1
28	前橋市	86.4
29	高松市	88.9
30	盛岡市	89.7
31	金沢市	92.2
32	宮崎市	93.2
33	下関市	100.5
34	秋田市	102.3
35	旭川市	102.9
36	那覇市	131.1
37	青森市	134.7
38	和歌山市	137.0
39	尼崎市	155.6
40	富山市	159.1
41	高知市	180.7
42	奈良市	196.5
	平均値	70.1

H25 久留米市 4.6

「-」は0として平均を算出

※実質公債費比率のマイナスは、実質的な公債費を元利償還金に係る交付税算入額等が上回っていることを表しています。

※将来負担比率の「-」は、充当可能財源が将来負担額を上回っており、実質的な将来負担が発生していないことを表しています。

総務省ホームページ「平成24年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）」より（2013.11.29）

３．通常債（市負担分）と基金残高の推移

市債残高のうち、市が将来負担する実質的な借入残高〔通常債（市負担分)〕は、市債残高全体から国の臨時財政対策債と通常債に対する交付税充当額を控除した額である。

例えば、平成２５年度末の市債 1,264 億円から臨時財政対策債 424 億円と通常債（交付税充当分）472 億円を引いた残高 368 億円となる。

そこで、この金額と基金残高を比較すると次の表になる。

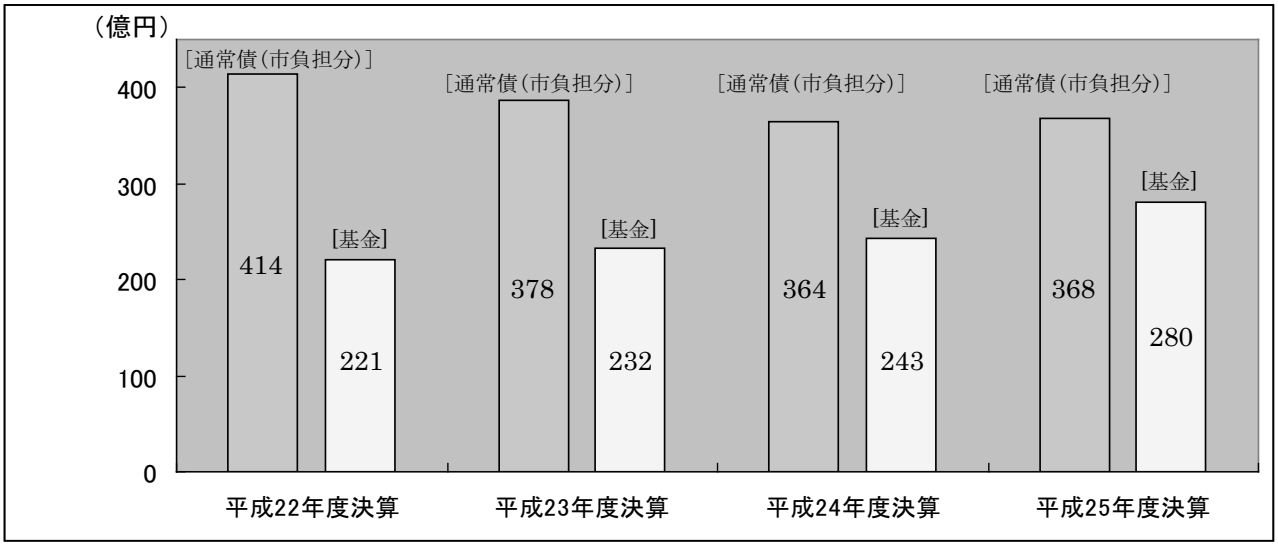

∴基金残高は５月末時点の金額

上記の様に市の実質的な借入残高〔通常債(市負担分)〕と基金残高の推移や将来負担比率の推移においても、比較的健全な財政状況だと思われる。

第５章　各種基金の残高確認について

１．各種基金「残高確認」監査手続

（現金＝預金）

①　当所作成の「残高確認書（返信用・貴行控）」に各「基金名」久留米市会計管理者の氏名印鑑を押し現物を、指定金融機関に対しては直接持参し手渡しする。（38 口）

　指定代理金融機関に対しては、郵送により実施し、「残高確認書」を直接当所に郵送してもらう。（1 口）さらには、後日回答は、指定金融機関に対しては直接取りに行き、指定代理金融機関は、郵送にて受理する直接確認の監査手続を実施した。

（有価証券・債券）

①　各証券会社による「預り書」（久留米市入手）を各基金・各証券会社・各銘柄に区分して残高と突合を実施する。

２．直接確認実施結果表（現金＝預金）

（単位：千円）

区　　分	H25 年度末	直　　接　　確　　認			
		金　　額	差　　違	運用形態	備　　考
財政調整基金	4,540,548	4,540,548	0	普通預金	銀　行
都市建設基金	403,424	403,424	0	普通預金	銀　行
久留米市土地開発基金	2,135,485	2,135,485	0	普通預金	銀　行
久留米市高額療養費支払資金貸付基金	45,000	45,000	0	普通預金	銀　行
久留米市社会福祉振興基金	149,063	149,063	0	普通預金	銀　行
久留米市ふるさと文化創生基金	184,872	184,872	0	普通預金	銀　行
久留米市国際交流基金	158,812	158,812	0	普通預金	銀　行
減債基金	1,797,512	1,797,512	0	普通預金	銀　行
久留米市スポーツ振興基金	71,157	71,057	0	定期預金	銀　行
		100	0	普通預金	銀　行
久留米市石橋福祉基金	154,780	154,780	0	普通預金	銀　行
久留米市総合都市プラザ整備基金	340,028	340,028	0	普通預金	銀　行
久留米市青少年健全育成基金	24,987	24,987	0	普通預金	銀　行
久留米市ふるさと･水と土保全基金	50,407	50,407	0	普通預金	銀　行
久留米市歴史博物館建設基金	21,884	21,884	0	普通預金	銀　行
久留米市環境整備基金	51,399	51,399	0	普通預金	銀　行
久留米市子育て支援基金	178,199	178,199	0	普通預金	銀　行
久留米市営住宅整備基金	279,090	279,090	0	普通預金	銀　行
久留米市特別奨学金基金	12,088	12,088	0	普通預金	銀　行
退職手当基金	1,772,806	1,772,806	0	普通預金	銀　行
久留米市教育振興基金	79,871	79,871	0	普通預金	銀　行
久留米市振興基金	5,090	5,090	0	普通預金	銀　行
久留米市国民健康保険財政調整積立基金	569,864	569,864	0	普通預金	銀　行
久留米市営駐車場整備基金	117,358	117,358	0	普通預金	銀　行
久留米競輪基金	287,953	287,953	0	普通預金	銀　行

（単位：千円）

区　　分	H25 年度末	直　　接　　確　　認			
		金　　額	差　　違	運用形態	備　　考
久留米市介護給付費準備基金	1,218,779	1,218,779	0	普通預金	銀　行
久留米市境社会福祉基金	10,122	10,122	0	普通預金	銀　行
久留米市田主丸地域振興基金	93,065	93,065	0	普通預金	銀　行
久留米市北野地域振興基金	384,705	384,705	0	普通預金	銀　行
久留米市城島地域振興基金	319,065	319,065	0	普通預金	銀　行
久留米市三潴地域振興基金	453,837	453,837	0	普通預金	銀　行
久留米市特定地域浄化槽整備推進基金	31,436	31,436	0	普通預金	銀　行
久留米市暴力追放推進基金	28,795	28,795	0	普通預金	銀　行
ふるさと久留米応援基金	7,307	7,307	0	普通預金	銀　行
久留米市広域定住自立圏形成基金	0	－	－	－	－
久留米市地域活性化･生活対策基金	0	－	－	－	－
久留米市消防基金	516,365	516,365	0	普通預金	銀　行
久留米市介護従事者処遇改善臨時特例基金	0	－	－	－	－
久留米グリーン･ニューディール基金	0	－	－	－	－
地域･生活振興基金	0	－	－	－	－
地域活性化･公共投資基金	0	－	－	－	－
久留米市住民生活に光をそそぐ基金	0	－	－	－	－
久留米市地域･生活振興基金	3,025,835	3,025,835	0	普通預金	銀　行
久留米市産業技術振興基金	252,770	252,770	0	普通預金	銀　行
久留米競輪場施設等改善基金	440,494	440,494	0	普通預金	銀　行
久留米市地域経済活性化元気基金	3,287,017	3,287,017	0	普通預金	銀　行
合　　計	23,501,269	23,501,269	0		

３．預り証等残高確認実施結果表（債券・有価証券）

（単位：千円）

区　分	H25 年度末	残高確認			
		受渡し額	差　違	備　考	銘　柄　名
財政調整基金	1,699,308	99,731		証券会社	第 321 回利付国債(10 年)･0067.321
		499,750		証券会社	東京都公募公債第 620 回･0100.687
		99,970		証券会社	東京都公募公債第 692 回･0100.692
		400,102		証券会社	第 335 回大阪公募公債(10 年)･0200.335
		100,025		証券会社	大阪市平成 21 年度第 9 回公募公債･0500.19.2
		199,900		証券会社	87 回東京都公募公債
		199,860		証券会社	埼玉県公募公債
		99,970		証券会社	京都府公募公債
	1,699,308	1,699,308	0		
久留米土地開発基金	752,728	752,728	0	久留米市	競輪事業特別会計　：751,380
					七浦多目的広場　：　1,348
					整備事業
減 債 基 金	499,980	300,000		証券会社	千葉市平成 24 年度第 2 回公募公債･0161.42.1
		199,980		証券会社	第 2 回新関西国際空港債券･0936.2.3
	499,980	499,980	0		
久留米市総合都市プラザ整備基金	99,970	99,970	0	証券会社	第 56 回大阪府公募公債(5 年)･0200.56.33
久留米市振興基金	3,994,910	1,898,930		証券会社	東京都公募公債第 620 回･0100.620
		104,959		証券会社	宮城県公募公債第 5 回 2 号(5 年)･0195.52.1
		199,960		証券会社	京都市平成 21 年度第 6 回公募公債･0541.16.1
		99,960		証券会社	5 回 2 号宮城県公募公債 5 年
		490,041		証券会社	利付国債(2 年)第 326 回
		200,290		証券会社	(67)利付国庫債券 269
		99,960		証券会社	宮城県公募公債第 5 回 2 号(5 年)
		99,980		証券会社	京都市平成 21 年度第 6 回公募公債
		200,290		証券会社	利付国庫債券(10 年)269 回

（単位：千円）

区　　分	H25 年度末	残　　高　　確　　認			
		受渡し額	差　　違	備　　考	銘　　柄　　名
		200,290		証券会社	利付国債(10 年)第 269 回
		99,980		証券会社	京都市平成 21 年度第 6 回公募公債
		200,290		証券会社	269　10 年国債
		99,980		証券会社	21-6　京都市 5 年
	3,994,910	3,994,910	差違：　0		
小　　計	7,046,896	7,046,896	0	(債券･有価証券)	
小　　計	23,501,269	23,501,269	0	(預金＝現金)	
総 合 計	30,548,165	30,548,165	0		

（備考）財産区基金等

（単位：千円）

区　　分	残　　高　　確　　認		
	受渡し額	備　　考	銘　　柄　　名
高良内財産区基金	―	証券会社	第 428 回国庫短期証券･0074.428
田主丸財産区基金	99,443	証券会社	第 326 回利付国債(10 年)･0067.321
	49,980	証券会社	22 年度 5 回札幌市公募公債 5 年
	49,980	証券会社	京都市公募公債･平成 22 年度第 3 回
	79,990	証券会社	国庫短期証券･第 428 回
	279,393		
市営住宅入居敷金	139,944	証券会社	京都府平成 22 年度第 1 回公募公債

４．意　　見

各基金の内（債券・有価証券）の残高中、田主丸財産区基金および高良内財産区基金については、証券会社の「残高等証明書」の口座名は「久留米市」になっている。

法律に基づき財産区の基金の保管は、自治体の会計管理者が行うことが義務付けられているため、他の自治体においても同様の取扱いになっているとの事だが、久留米市の基金とは別に財産区毎に運用している基金であるので、証券会社の「残高等証明書」の口座名は「久留米市」とは別の口座で管理したほうがよりわかりやすいのではないかと思われる。

第６章　各基金総括表

詳細な内容については後段で述べるが、ここでは要約した形で示す事にする。

１．　各　基　金　総　括　表

区　　分	指　摘　事　項	意　　見
1.財政調整基金	な　し	1. 取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。 2. 今後の検討として処分の制限を別の形の積立金として機動的に取崩す方法も考えられる。
2.都市建設基金	な　し	1. 取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。 2. これまでと全く同様に、単純に全く取崩しをしないという方針は基金の目的から疑問がある。
3.久留米市土地開発基金	な　し	1. シャロン跡地の取得価額と現在の時価との関係又この取得価額との対比で効率的な運用をすべき。 2. 基金の余資がある場合、市の他部局、外郭団体等でより有利な活用方法を検討する必要がある。 3. 近年の取崩の利用が減少している為、他の基金とバランスを考慮した上で取崩を行う事も一案である。 4. 取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。
4.久留米市高額療養費支払資金貸付基金	な　し	1. 基金残高の減額を検討すべき。 2. 貸付制度の運用を見直し、基金の廃止も検討すべき。
5.久留米市社会福祉振興基金	な　し	久留米市石橋福祉基金と統合を検討すべきである。
6.久留米市ふるさと文化創生基金	な　し	1. 活用目的が異なる寄附金が混在しているので区分管理を徹底していく必要がある。 2. 寄附者の目的に合致した活用に注意。
7.久留米市国際交流基金	な　し	1. 時代(低金利等)に即応した中・長期的な展望での基金のあり方を再検討すべきである。 2. 基金設定の目的に合致した活用がなされているかの情報開示が必要と思われる。
8.減債基金	な　し	取崩さない事に対しての基金の存在意義の再検討。
9.久留米市スポーツ振興基金	な　し	1. 基金として積立の必要性について再検討すべき。 2. 重要な決裁文書については永久保存すべきである。
10.久留米市石橋福祉基金	な　し	久留米市社会福祉振興基金と統合を検討すべきである。

区　　分	指　摘　事　項	意　　見
11.久留米市総合都市プラザ整備基金	な　し	基金が目的に即して充当された事や目的外の新たな積立がされていないか確認していく必要がある。
12.久留米市青少年健全育成基金	な　し	久留米市子育て支援基金との統合を行うべきである。
13.久留米市ふるさと･水と土保全基金	な　し	運用収益で、効果的な事業を実施できる額を確保することは難しく、基金の有する資金を有効に活用する途を明確にするか、廃止も視野に入れて検討すること。
14.久留米市歴史博物館建設基金	な　し	目的の実行可能性と他の有効利用の検討をすべきもの。
15.久留米市環境整備基金	な　し	目的達成のためにさらなる環境整備事業の推進が望まれる。
16.久留米市子育て支援基金	な　し	久留米市青少年健全育成基金との統合を行うべきである。
17.久留米市営住宅整備基金	決裁文書については、保存を厳正に取り扱うべきである。	1.積立財源は発生した年度に積立を行うなど、積立に係るルールを明確にする必要がある。 2.基金の中･長期的な計画や将来のあり方を検討し、基金の活用に取り組んでいくことが望まれる。
18.久留米市特別奨学金基金	奨学金受給者の受給後の経済状況について継続的に再審査すべきである。	今後の問題として、制度が変わりそうだが、久留米市が主体性を発揮できる新たな基金の創設が望まれる。
19.退職手当基金	な　し	1. 現時点では今後退職者が急増する事情がない限り、かかる基金の存在意義は乏しいと思われる。 2. 目的基金の為、退職金の支払は一般会計からではなく退職金基金の取崩しにより行うべきである。
20.久留米市教育振興基金	な　し	1. 基金集めの広報の方法を検討すべき。 2. 市もすでに検討済みだが、新しい基金の創設が必要と思われる。
21.久留米市振興基金	な　し	1. 振興基金の存在意義は乏しく今後の運用･処分を検討すべき。 2. 例えば、都市建設基金が目的とする事業に積極的に拠出することや、基金の統合を考えるべき。 3. 取り崩しに関しては、当該基金の目的に従う限りソフト面に拠出することも認められるはずである。
22.久留米市国民健康保険財政調整積立基金	な　し	な　し

区　　分	指　摘　事　項	意　　見
23.久留米市営駐車場整備基金	決裁文書については、保存を厳正に取り扱うべきである。	将来的に、基金が枯渇する可能性があり、今後中･長期的な改修計画を策定し、基金の活用方法について検討することが望まれる。
24.久留米競輪基金	な　し	設置目的が運営経費に充当するものである為、今後確保すべき適正額について検討・研究が必要と思われる。
25.久留米市介護給付費準備基金	な　し	な　し
26.久留米市境社会福祉基金	な　し	他の社会福祉関連の基金と統合を検討すべきである。
27.久留米市地域振興基金	な　し	合併から１０年が経過し、地域振興基金事業は終了となるが､継続して実施する必要がある事業についても事業内容等の見直しを行う必要があると思われる。
(1)久留米市田主丸地域振興基金	な　し	田主丸財産区に繰出しが行われているが、財産区にはまだ残高が残っているため、これに対しては何らかの開示をする必要がある。
(2)久留米市北野地域振興基金	な　し	な　し
(3)久留米市城島地域振興基金	な　し	少子高齢化にともない、今後校区コミュニティセンターの整備又施設規模等についても検討すべき。
(4)久留米市三潴地域振興基金	な　し	な　し
28.久留米市特定地域浄化槽整備推進基金	な　し	今後の問題として廃止の予定である為、この事に対しての確認をする必要がある。
29.久留米市暴力追放推進基金	な　し	基金の有効活用のためには、協議会の組織体制の検討と各関係機関･団体間での密接な情報交換が望まれる。
30.ふるさと久留米応援基金	な　し	財源確保のため、さらなる寄附金の増大をはかる施策を検討すべき。
31.久留米市消防基金	決裁文書については、保存を厳正に取り扱うべきである。	基金の中･長期的な計画や将来のあり方を検討し、基金の活用に取り組んでいくことが望まれる。
32.久留米市地域･生活振興基金	な　し	特定目的基金である以上、それに合致した運用か、又できなければ廃止も考えるべき。

区　　分	指　摘　事　項	意　　見
33.久留米市産業技術振興基金	な　し	1. 基金自体の充当･実情報告の見直しが必要と思われる。 2. 効率的な基金の運用の為に事業の見直し等、慎重に検討する必要があると思われる。
34.久留米競輪場施設等改善基金	な　し	基金の有効活用又、施設の老朽化も進んでいる為、積立基金の適正規模を今後検討・研究等が必要と思われる。
35.久留米市地域経済活性化元気基金	な　し	な　し

２．総　　括

各基金の統廃合の問題、又各基金の取崩等も含めた合目的性の活用の問題が多少あると思われる。

活用にともなう決裁文書等の保存の重要性（意思決定の明確化・責任所在の明確化）又、制度上改正すべき内容を含んだ基金も存在している。

今後、基金自体の活用については合規制はもちろんだが、経済性・効率性・有効性の観点から活用すべきと思われる。

第７章　各基金の現状（詳細）について

１．財政調整基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 財政課

(2) 根拠例規

① 地方自治法、条例

地方自治法第２４１条第１項は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を設けることができるとしており、これを受けて、久留米市基金条例第１条第１号により「財政調整基金」が設置されている。

② 地方財政法

また、地方財政法第４条の３は、一般財源が前年度の額を超える場合等に、その額が著しく超過するときは、その著しく超過する額について、財源調整等のために積み立て等を行わなければならないと規定しており、「財政調整基金」は、この第４条の３が要請する剰余金の積立金としても位置付けられている。

さらに、地方財政法第７条第１項は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、その２分の１以上を、積立金とするか、地方債の期限前償還とするか、いずれかの財源に充てなければならないと規定しており、「財政調整基金」は、この第７条第１項が要請する剰余金の積立金としても位置付けられている。

すなわち、久留米市の財政調整基金の一部は、地方財政法第４条の３及び第７条第１項によって義務付けられた積立金が含まれている。

(3) 設置年月日

① 地方自治法第２４１条第１項に基づき、昭和３４年、久留米市基本財産及び積立金に関する条例（昭和３４年条例第１６号）を制定、同条例にて、「減債基金積立金」を設置。

② 昭和３９年４月１日、久留米市基金条例（昭和３９年条例第２３号）を制定、同条例にて、「減債基金」が設置され、上記「減債基金積立金」は、この「減債基金」とみなされる。

③ 昭和４１年３月２８日、久留米市基金条例の一部改正により、「財政調整基金」が設置され、上記「減債基金」は、この「財政調整基金」とみなされる。

④ 平成２年３月２９日、久留米市基金条例の一部改正により、「減債基金」が設置される。

(4) 設置目的

年度間の財源を調整することが設置目的である（条例第２条第１項)。

(5) 基金が充当される事業の概要

年度間の財政調整に充てるものであり、充当される事業はない。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

一般財源

(8) 備考

財政調整基金の処分については、以下の制限がある。

① 地方自治法上及び条例

地方自治法上、基金は、特定の目的のために設けることができ（地方自治法第２４１条第１項)、処分は、この目的のためでなければ処分できない（同条第３項）とされている。

そして、これを受けて制定された久留米市基金条例は、「財政調整基金」の目的を、「年度間の財源調整」と定めていることから、まず、財政調整基金は、年度間の財源調整のためでなければ処分できないことになる。

もっとも、「年度間の財源調整」は、かなり広汎な概念であるため、制限規定がこれだけであれば、ほとんど制限はないに等しい。

② 地方財政法及び条例

しかし、上記(2)②で述べたとおり、財政調整基金は、地方財政法第第４条の３及び第７条第１項の要諦に基づき義務付けられた積立金が含まれており、地方財政法第４条の３に基づき積み立てられた積立金は、地方財政法第４条の４の場合（①経済事情の著しい変動による著しい財源不足、②災害による減収、③緊急の大規模な土木・建設事業、④地方債の繰上げ償還）に限り処分できるとされ、第７条第１項に基づき積み立てられた積立金も、第４条の４が準用され、同じ処分の制限がなされている（第７条第２項)。

これを踏まえて、久留米市基金条例第７条第１項は、「財政調整基金の処分は、地方財政法（略）第４条の４に定めるところによる」と定めていることから、結論として、財政調整基金は、上記①～④に限ってしか処分ができないこととなっている。

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

一般財源の剰余金を積み立てる。

(2) 基金の取崩方針

① 基本方針

平成２２年以降、財政調整基金を含む主要４基金（財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金）は、取り崩しをしない方針とされている。

実際に、平成２２年度以降、一切取り崩しは行われていない。

② 基本方針の理由

久留米市は、平成１７年２月に１市４町が合併した。

合併の際の支援策として、改正合併特例法が制定され、同法により、合併１０年後まで（平成２６年度まで）は、合併前の市町村の交付税の合計額を交付税として配分するが、その後は５年間かけて、（段階的に）交付税を合併後の自治体の規模まで減縮していくこととされている（改正合併特例法第１１条第２項）。

このように、平成２７年度以降は地方交付税額が減縮されていくことによる財政状況の圧迫が懸念される。

また、高齢化に伴う扶助費（いわゆる社会保障費）の増加による財政状況圧迫は、全国的な傾向であり、久留米市にとっても大きな原因の一つとなっているため、今後、かかる扶助費の増加による財政状況の悪化も懸念される。

以上のような状況に備えるために平成２２年度以降、取り崩しをせずに積立をする方針とされている。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

なし

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	1,693,439,152	13,542,092	0	1,706,981,244	0	0	1,706,981,244
H22年度	1,706,981,244	16,092,692	0	1,723,073,936	965,000,000	0	2,688,073,936
H23年度	2,688,073,936	20,028,718	0	2,708,102,654	1,970,000,000	0	4,678,102,654
H24年度	4,678,102,654	23,013,940	0	4,701,116,594	1,515,000,000	0	6,216,116,594
H25年度	6,216,116,594	23,739,679	0	6,239,856,273	1,197,000,000	0	7,436,856,273

*1：平成25年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)
基金の運用収益	23,739,679
一般会計の余剰金	1,197,000,000

＊基金の減少、事業等への充当はなし。

4 意見

(1) 取り崩しの基本方針について

上記２(2)で述べたとおり、平成２７年度以降、地方交付税が段階的に減縮されること及び高齢化に伴う扶助費の増加などに備え、平成２２年度以降、財政調整基金を含む主要４基金（財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金）は、取り崩しをしない方針とされ、実際に全く取り崩しがなされていない。

財政調整基金は、年度間の一般財源を調整する基金であり、他の主要基金である都市建設基金、減債基金及び土地開発基金の目的もすべてを包含するものとして、地方自治体における最も基礎的な基金（財布）であるから、かかる基金を、交付税の減縮や扶助費の増加などに備え取り崩さずに維持・増加に務めてきたこと自体は合理性がある。

しかし、主要４基金以外の３０を超える基金においても、４基金の方針に準じてそのほとんどが取り崩しを行わずに維持・増加されている。

この点、主要４基金は、一般財源、都市建設、地方債償還、土地開発という町づくりの基礎を支える財政基盤を整えるために存在しているといえるから、交付税減縮や扶助費の増加などに備えたこれらの基金の維持・増加の必要性や、今後、これら４基金の存在意義自体がなくなることはないと考える。また、これらを取り崩すことなく財政運営を行ってきた点については、健全な財政運営がなされたといえる。

しかし、これら以外の基金については、全く取り崩さないこととしてきたことの合理性や、結果的に５年もの間取り崩しを全くする必要がなく維持・増加されるだけの基金の存在意義は、改めて問う必要性があると考える。

特に、平成２７年度から始まる交付税の段階的な減縮は、当該自治体の財政需要規模に対する交付税が従前より減らされるとういものではなく、合併による新たな自治体の財政需要規模に見合った交付税額とするものである。

すなわち、そもそも、地方交付税は、当該自治体の財政需要と財政収入の不足部分に応じて配分されるものである。したがって、複数の自治体が合併すると、そのスケールメリットにより節約された経費の分だけ財政需要額が減少するから、当然合併後の交付税も、その需要額に見合った分だけ減額されるはずである。しかし、合併直後から経費節約は困難であるから、これを１０年間猶予するもの、つまり、１０年後から始まる段階的な減縮は、合併により新たにできた自治体の現実の財政需要規模に見合った額にしていくというものであり、交付税が、従前と比べて、財政需要規模よりも少なくなるというものではない。

したがって、主要４基金以外の基金までを取り崩さないとすることの合理性や、取り崩す必要がなかった基金の存在意義については、特に見直すための検討をする必要があり、また、主要４基金についても、従前と全く同じ運用方針でよいのかは検討する必要がある。

これらの点については、それぞれの基金の項目において述べることとする。

(2) 処分の制限について

上記１(8)で述べたとおり、財政調整基金の処分については、条例において、地方財政法第４条の４に定める場合（①経済事情の著しい変動による著しい財源不足、②災害による減収、③緊急の大規模な土木・建設事業、④地方債の繰上げ償還）に限ってしか、処分できないと規定されている。

しかし、上記(1)でも述べたように、財政調整基金は、年度間の一般財源を調整する基金であり、他の主要基金である都市建設基金、減債基金及び土地開発基金の目的もすべてを包含するものとして、地方自治体における最も基礎的な基金（財布）であるが、現状だと、財政調整基金は、上記①～④のためにしか取り崩すことができない。

したがって、上記①～④以外の事情による財政調整の必要が生じ、かつ、都市建設基金、減債基金、土地開発基金でカバーしきれない財政調整の必要が生じた場合に、機動的に支出（取り崩し）できるようにしておく必要はないか、一度、検討してみてはどうかと考える。

この点、地方財政法との関係が問題となるが、地方財政法第４条の４により処分が①～④に限定されるのは、法第４条の３によって義務付けられる、「著しく」超過した部分と、法第７条第１項によって義務付けられる２分の１以上の剰余金であるから、これらを一般の財政調整基金とは別に積立をして処分の制限を加えることにより解決しうる。

この点も含めて一度検討してみてはどうかと考える。

２．都市建設基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 財政課

(2) 根拠例規

地方自治法第２４１条第１項は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を設けることができるとしており、これを受けて、久留米市基金条例第１条第３号により「都市建設基金」が設置されている。

(3) 設置年月日

① 地方自治法第２４１条第１項に基づき昭和３９年４月１日に制定された久留米市基金条例（昭和３９年条例第２３号）の昭和３９年７月１８日の一部改正により、「久留米市都市計画復興土地区画整理事業精算金基金」が設置

② 昭和４１年３月２８日、久留米市基金条例の一部改正により、上記「久留米市都市計画復興土地区画整理事業精算金基金」は、「都市建設基金」とみなされる。

(4) 設置目的

久留米市都市計画事業促進の財源に充てることが設置目的である（条例第２条第３項）。

(5) 基金が充当される事業の概要

久留米市が策定する「都市計画」に基づく道路、駐車場、運動場、公共施設等のハード面の整備事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

久留米市年計画復興土地区画整理事業の精算金を積み立てた久留米市都市計画復興土地区画整理事業精算金基金

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

特になし

(2) 基金の取崩方針

平成２２年以降は、都市建設基金を含む主要４基金（財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金）は、取り崩しをしない方針とされていることについて、財政調整基金の項で述べたとおりである。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

なし

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	401,663,934	597,385	0	402,261,319	0	0	402,261,319
H22年度	402,261,319	347,989	0	402,609,308	0	0	402,609,308
H23年度	402,609,308	299,001	0	402,908,309	0	0	402,908,309
H24年度	402,908,309	257,237	0	403,165,546	0	0	403,165,546
H25年度	403,165,546	258,771	0	403,424,317	0	0	403,424,317

*1:平成25年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)
基金の運用収益	258,771

＊基金の減少、事業等への充当はなし。

4 意見

財政調整基金の項で述べたとおり、平成２７年度から地方交付税が段階的に減縮されること及び扶助費の増加などに備え、平成２２年度以降、都市建設基金を含む主要４基金（財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金）は、取り崩しをしない方針とされ、実際に全く取り崩しがなされていない。

都市建設基金は、道路をはじめとする都市施設等のハード面を整備する都市計画の財政基盤を整えるために存在していることから、かかる基金を、交付税の減縮に備え取り崩さずに維持・増加に務めてきたこと自体は合理性があり、都市計画の財政基盤を整えるための基金の存在意義自体が否定されるものではない。

しかし、財政調整基金の項でも述べたが、平成２７年度からの交付税の減額は、交付税が、従前と比べて、財政需要規模よりも少なくなるというものではなく、現実の財政需要規模に見合った額にしていくというものである。

したがって、平成２７年度以降も、扶助費の増加などへの対策は講じる必要があるとしても、これまでと全く同様に、単純に全く取り崩しをしないという方針をとることには疑問があり、そのような方針で運営することは、都市計画事業を推進するための財源として設置された基金の目的から徐々に外れていくのではないかと考える。

特に、後述する久留米市振興基金は、ハード面を整備する都市計画を含む新市建設計画の事業促進のための財源として設置されたが、この基金もこの５年間全く取り崩しがなされていない。そして、その規模は都市建設基金の１０倍の４０億円である。

したがって、都市計画事業を推進するための財源とする基金として、都市建設基金と振興基金の位置付けを、その存在意義とともに整理することが望まれ、この点については、振興基金の項で述べる。

３．久留米市土地開発基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総務部 財産管理課

(2) 根拠例規

久留米市土地開発基金条例

(3) 設置年月日

昭和 45 年 2 月 19 日

(4) 設置目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、市が行う事業の円滑な執行を図る。

(5) 基金が充当される事業の概要

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の取得財源として運用

(6) 基金の種別

運用基金

(7) 積立財源

基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

運用益分のみの積立

(2) 基金の取崩方針

土地開発基金を含む主要４基金の取崩ゼロ

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

特になし

3 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	2,956,235,205	14,294,971	100,000,000	2,870,530,176	0	0	2,870,530,176
H22 年度	2,870,530,176	903,697,917	900,000,000	2,874,228,093	0	0	2,874,228,093
H23 年度	2,874,228,093	4,490,633	0	2,878,718,726	0	0	2,878,718,726
H24 年度	2,878,718,726	6,403,619	0	2,885,122,345	0	0	2,885,122,345
H25 年度	2,885,122,345	3,090,392	0	2,888,212,737	0	0	2,888,212,737

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
競輪事業特別会計「正源氏公園（サイクルファミリーパーク）用地」運用利息及び利子	3,090,392	28,847,000

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
なし			

基金残高の推移

（単位：千円）

元　金	現金現在高	土地	土地取得債権	現金貸付債権	現在高	備考
16年度末	814,201	900,000	89,287	944,432	2,747,919	・土地：シャロン跡地：900,000千円 ・土地取得債権：斎場周辺広場整備事業：38,057千円 ・土地取得債権：情報処理技能者養成施設：51,230千円 ・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円
17年度末	1,365,994	900,000	79,041	944,432	3,289,466	・土地：シャロン跡地：900,000千円 ・土地取得債権：斎場周辺広場整備事業：38,057千円 ・土地取得債権：情報処理技能者養成施設：40,984千円 ・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円
18年度末	1,268,867	900,000	30,738	944,432	3,144,037	・土地：シャロン跡地：900,000千円 ・土地取得債権：情報処理技能者養成施設：30,738千円 ・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円
19年度末	1,187,474	900,000	20,492	944,432	3,052,397	・土地：シャロン跡地：900,000千円 ・土地取得債権：情報処理技能者養成施設：20,492千円 ・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円
20年度末	1,101,558	900,000	10,246	944,432	2,956,235	・土地：シャロン跡地：900,000千円 ・土地取得債権：情報処理技能者養成施設：10,246千円 ・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円
21年度末	1,026,099	900,000	0	944,432	2,870,530	・土地：シャロン跡地：900,000千円 ・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円
22年度末	1,929,797	0	0	944,432	2,874,228	・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円
23年度末	925,413	0	0	1,953,305	2,878,719	・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：944,432千円 ・現金貸付債権：土地開発公社貸付：1,008,874千円
24年度末	2,040,691	0	0	844,432	2,885,122	・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：844,432千円
25年度末	2,135,485	0	1,348	751,380	2,888,213	・土地取得債権：七浦多目的広場1,348千円 ・現金貸付債権：競輪事業特別会計貸付：751,380千円

4　過去の事業概要

(1) シャロン跡地：土地

平成5年4月2日､石橋文化センター西側のレストラン シャロン跡地7,335.33㎡を総額19億円で久留米市及び土地開発公社が文化施設用地（総合文化会館用地）として取得した際に久留米市取得分を基金で運用した。久留米市が取得した用地は、全面積の9/19の3,481.60㎡、9億円、土地開発公社が取得した用地は全面積の10/19 の3,853.73㎡、10億円、両者で7,335.33㎡、19億円にものぼる。その後、土地開発公社取得分も久留米市が取得し、市民文化部文化振興課が所管する。

所管課は、その利用方法としては、文化センターの駐車場が不足していることから、当分の間、文化センターの駐車場としての利用を考えている。

久留米市の土地台帳上の簿価は、534,745千円(平成24年4月1日現在)である。（注１）

貸付事業名：シャロン跡地事業

所　　在：久留米市諏訪野町字東大坪2665番3他6筆

運用年月日：平成5年4月2日

土地開発基金利用額：900,000,000 円
年　　利：なし
償 還 方 法：一括償還（平成 21 年度末）（注２）

(注 1)面積 7,335.33 ㎡×24 年度路線価@72,900 円／㎡＝534,745,557 円⇒534,745 千円
（平成 24 年 4 月 1 日現在）
(注 2)当初起案で、土地開発基金による土地売買契約の締結となっており、平成 5 年度以降、基金の財産として 9 億円の土地を有する状況となっていた。その後、平成 22 年度 3 月補正予算で平成 22 年度末に年利なし元本のみの一括償還となった。

(2) 情報処理技術者養成施設：土地取得債権
（概要）
久留米コンピューターカレッジを建設時に隣接する用地を民間企業から購入する際に基金を運用した事業である。

貸付事業名：情報処理技能者養成施設充実事業
運用年月日：平成 11 年 6 月 18 日
物件所在及び面積：久留米市南町 403 番（1,058.56 ㎡）
土地開発基金利用額：102,468,608 円
償 還 方 法：平成 12 年度より平成 21 年度までの年賦償還

(3) 競輪事業特別会計貸付：現金貸付債権
（概要）
土地開発公社が当基金から資金を借り、サイクルファミリーパークの土地について先行取得し、産業部が年々の予算で買取代金を返済する予定であったが、平成 15 年 3 月 20 日、当該土地を土地開発公社から競輪事業特別会計が買取り、基金の貸付先は競輪事業特別会計へと変更となった。

貸付事業名：競輪特別会計「正源寺公園（サイクルファミリーパーク）用地」
運用年月日：平成 15 年 3 月 20 日
土地開発基金利用額：944,431,576 円
年　　利：毎年度見直し　平成 26 年度　0.134%
償 還 方 法：平成 25 年 3 月 27 日元金一部繰上償還（元金 1 億円相当）
10 年据置元利均等（9 年）償還

(4) 斎場周辺広場整備事業：土地取得債権
（概要）
斎場周辺事業用地取得に際し、環境部から土地開発基金の運用依頼がなされたもので、資金については、平成 18 年度に償還済みである。

貸付事業名：斎場周辺広場整備事業
所　　在：久留米市高良内町字釜口
運用年月日：平成 16 年 2 月 20 日、2 月 24 日、3 月 5 日、11 月 15 日、
平成 17 年 1 月 18 日
土地開発基金利用額：38,056,527 円
年　　利：0.5%、0.18%
償 還 方 法：一括償還（平成 18 年 7 月 31 日）

(5) 土地開発公社貸付：現金貸付債権
久留米市に余剰資金がある場合に、土地開発公社へ貸付を行う事業である。久留米市が債権等で運用する場合の平均運用利回りは 0.132%であるのに対し、土地開発公社が市中金融機関から借入れる場合の利率は 0.360%であるため、市の余剰資金を両者の中値の 0.246%で土地開発公社へ貸付けた場合、土地開発公社にとっても、久留米市にとっても有利であるため、久留米市の余剰資金を貸付けたものである。平成 24 年 3 月 31 日貸付額は、地域・生活振興基金 2,349,771,353 円、土地開発基金 1,008,873,857 円である。

運用事業名：久留米市土地開発公社への貸付
運　用　額：1,008,873,857 円
運 用 期 間：平成 24 年 3 月 31 日～平成 25 年 3 月 29 日
償 還 方 法：満期一括償還
運 用 利 率：0.246%

(6) 七浦多目的広場：土地取得債権

（概要）

七浦多目的広場周辺の地権者から環境部が土地を取得するに当たり、土地開発基金を運用して取得するものである。

運用事業名：七浦多目的広場整備事業
所在及び地積：高良内町字七浦　489㎡
運　　用　　額：1,347,900円
運用年月日：平成26年1月31日
償　還　方　法：平成27年度一括償還（平成27年4月20日一括償還）
運　用　利　率：0.207%

監査手続

過去10年間の基金の使用状況について、ヒアリング並びに稟議書、契約書等の書類をレビューした。

監査結果

監査した結果、異常事項は発見されなかった。

意見

シャロン跡地については、平成5年の取得以来、石橋文化センターの臨時駐車場として利用しているが、取得価額から考えると非常に不効率な利用法のように考えられる。有効な活用を検討すべきである。

取得から20年余り経過し、取得当時は総額19億円であった土地も現在の公有財産台帳価額は、534,745千円であり、71.8%の下落である。今後の不動産取得の際に考慮する必要がある事実と考えられる。

5 余資の運用状況

市基金に余資がある場合、国債等で運用するとともに、市の外郭団体への貸付を平成23年度から実施している。土地開発基金も平成23年度末に土地開発公社へ1,008百万円の貸付を行ったが、平成24年度以降は実績がない。

意見

土地開発基金に余資がある場合、久留米市の他の部局、外郭団体等全体でより有利な活用方法を検討する必要があると考えられる。土地開発基金を管理する総務部財産管理課も、運用について出納室に任せきりにするのではなく、他の部局が管理している基金が土地開発基金に優先してより有利な外郭団体への貸付に充てられている状況や理由等を把握し、財産管理課も運用に一定程度の関心と責任をもつ必要があると考えられる。

6　基金の積立取崩状況

久留米市土地開発基金条例第 7 条には、「基金の処分は、地方財政法第 4 条の 4 各号のいずれかに該当する場合に行うことができる」、と定めている。地方財政法第 4 条の 4 は以下のとおり規定している。平成 17 年度～21 年度にかけて、久留米市土地開発基金条例 7 条並びに地方財政法第 4 条の 4 第 1 号の規定に従い、久留米市土地開発基金を処分している。

地方財政法

第四条の四　積立金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

一　経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

二　災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。

三　緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

四　長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

五　償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

基金の積立取崩状況　（単位:千円）

		金額	増減理由
平成17年度	新規積立	740,610	合併に伴う旧4町の土地開発基金
	取崩	-200,000	
平成18年度	取崩	-150,000	
平成19年度	取崩	-100,000	
平成20年度	取崩	-100,000	
平成21年度	取崩	-100,000	
合計		90,610	

監査手続

過去の基金の処分状況について、サンプルでヒアリング並びに稟議書をレビューした。

監査結果

監査した結果、異常事項は発見されなかった。

意見

平成 25 年度末現在 21 億円の基金現金残高であるが、近年の新規の利用額は年に百万円台にとどまっている。基金残高のうち、余剰資金と認められる部分については他の基金とのバランスを考慮したうえで取崩を行うことも一案である。

４．久留米市高額療養費支払資金貸付基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

健康福祉部 健康保険課

(2) 根拠条例

国民健康保険法（第８２条）

久留米市高額療養費支払資金貸付基金条例

久留米市高額療養費支払資金貸付基金条例施行規則

(3) 設置年月日

昭和 52 年 4 月 1 日

(4) 設置目的

高額療養費支払資金を貸付けることにより、市民の健康を向上させ、もって福祉の増進を図る。

(5) 基金が充当される事業の概要

一部負担金の全額を支払うことが困難な被保険者において、被保険者本人は自己負担限度額までを医療機関へ支払い、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額を市が直接医療機関へ支払うことにより、これを救済する。

(6) 基金の種別

運用基金

(7) 積立財源

一般会計からの繰入金

(8) 予算計上会計

国民健康保険事業特別会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

なし

(2) 基金の取崩方針

なし

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

現状の運用については、特に課題は無いが、今後の国民健康保険の広域化に向け、貸付制度のあり方について整理が必要となってくる。

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	45,000,000	74,487,832	74,487,832	45,000,000	0	0	45,000,000
H22 年度	45,000,000	86,388,965	86,388,965	45,000,000	0	0	45,000,000
H23 年度	45,000,000	91,395,405	91,395,405	45,000,000	0	0	45,000,000
H24 年度	45,000,000	81,680,321	81,680,321	45,000,000	0	0	45,000,000
H25 年度	45,000,000	82,248,607	82,248,607	45,000,000	0	0	45,000,000

*1：平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額（単位：円）	
	決算額	当初予算額
高額療養費支払資金貸付金の返済	82,248,607	0

*2：平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額（単位：円）	
		決算額	当初予算額
高額療養費支払資金の貸付	無	82,248,607	0

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A) (単位：円)	積立運用益 (B) (単位：円)	充当割合 (A/B×100)
該当なし			

4 監査手続

(1) 久留米市高額療養費支払資金貸付制度の内容をヒアリングし理解した。

(2) 過去５年間の高額療養費支払資金貸付制度の利用実績を分析した。

(3) 平成２５年度の９月度と３月度を抽出し、高額療養費支払資金貸付実績の申請書類等と突合し、所定の手続に従って処理されているか確かめた。

①高額療養費支払資金貸付制度について

一部負担金の全額を支払うことが困難な被保険者において、被保険者本人は自己負担限度額までを医療機関へ支払い、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額を市が直接医療機関へ支払うことにより、これを救済する。

被保険者より申請を受付後、久留米市国民健康保険が高額療養費を決定するまでの間、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額を高額療養費支払資金貸付基金より払出し、医療機関へ支払う。その後、高額療養費の支給決定を行い、基金に振替える。

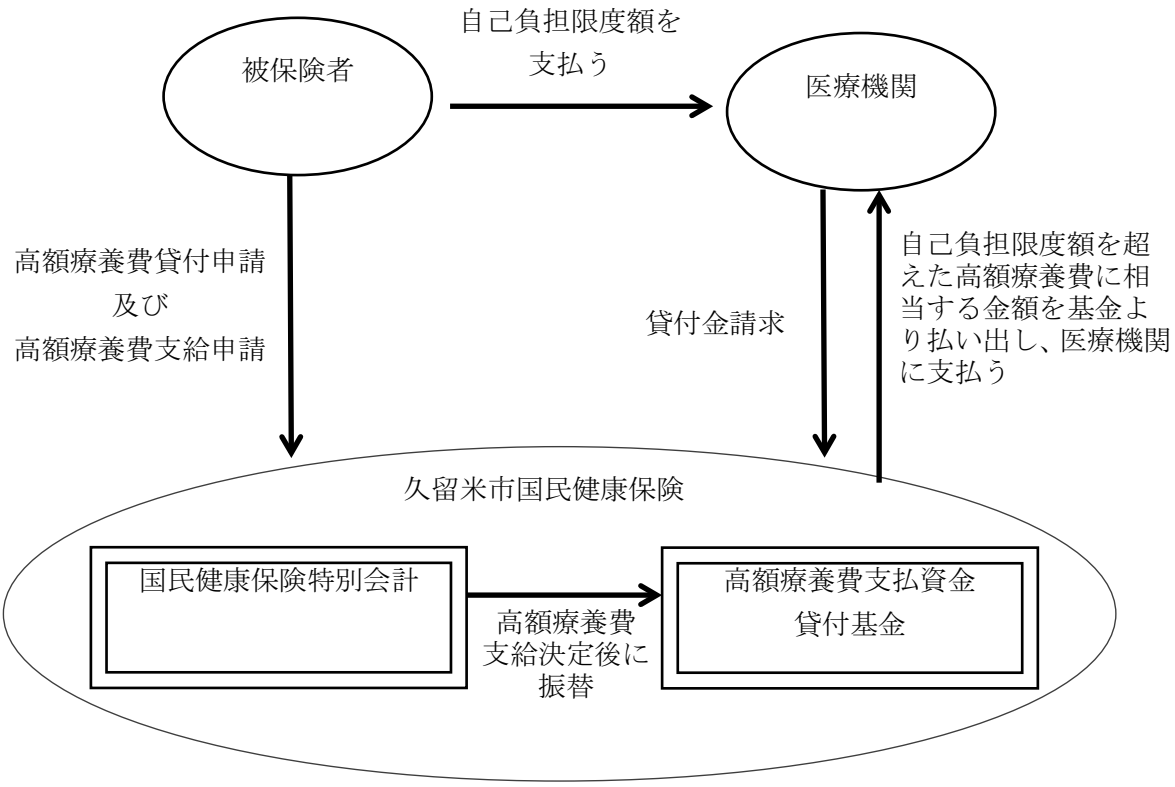

②高額療養費支払資金貸付実績

年度	件数	貸付額 (単位：円)	1件当たり平均貸付額 (単位：円)
H21年度	562	74,487,832	132,541
H22年度	644	86,388,965	134,144
H23年度	728	91,395,405	125,543
H24年度	542	81,680,321	150,702
H25年度	504	82,248,607	163,192

③平成２５年度の９月度と３月度を抽出し、高額療養費支払資金貸付実績の申請書類等を突合した結果、特に問題は無かった。

5 監査の結果及び意見

＜意見＞

(1) 基金残高の減額を検討すべき。

現在、基金の残高は定額の４５百万円に設定されているが、平成２１年度から平成２５年度までの貸付実績で1ヶ月の貸付額が１０百万円を超過したのは平成２３年2月（10,535,489円)、平成２３年3月（10,950,705円)、平成２４年５月（10,236,607円）の3回だけである。余裕をみても２０百万円～２５百万円の残高があれば支障は無いものと考えられる。減額を検討すべきである。

(2) 貸付制度の運用の見直しを含めた基金の廃止を検討すべき。

高額療養費貸付制度は被保険者より申請を受付後、久留米市国民健康保険が高額療養費を決定するまでの間、自己負担限度額を超えた高額療養費に相当する金額を高額療養費支払資金貸付基金より直接医療機関へ支払い、その後、高額療養費の支給決定を行い、基金に振り替えている。しかし、実際の運営は、高額療養費支払資金貸付による医療機関への支払いと高額療養費の支給決定額の基金への振替が常に同日に行われており、貸付と同日に返済していることから、貸付制度そのものの運用を見直し、基金の廃止を検討すべきである。

５．久留米市社会福祉振興基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

健康福祉部 総務

(2) 根拠条例

久留米市社会福祉振興基金条例

久留米市社会福祉振興基金運用要綱

(3) 設置年月日

昭和 58 年 4 月 1 日

(4) 設置目的

社会福祉の向上充実を図るために必要な事業の推進

(5) 基金が充当される事業の概要

（基金の充当）

・社会福祉施設整備費補助

・社会福祉法人久留米市社会福祉協議会運営費補助

（基金から生じる収益の充当）

・社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が実施するふれあいまちづくり事業への補助事業

・社会福祉法人久留米市社会福祉協議会が実施するボランティア事業への補助事業

・総合福祉会館送迎バス運行事業

・その他市長が特に認めた事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①寄附金

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

社会福祉事業用として受領した寄附金及び基金の運用から生ずる収益を積立てている。

(2) 基金の取崩方針

基金の運用から生じる収益については、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会に補助しており、その他の事業については、基金の目的に沿った内容の事業であるかという個別判断により、基金を取崩して充当している。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

積立財源である寄附金収入額が不確定であるため、計画的な基金の取崩が行えず、事業展開を図っていく上で苦慮している。

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	141,150,652	3,512,988	151,385	144,512,255	0	0	144,512,255
H22 年度	144,512,255	1,067,235	113,916	145,465,574	0	0	145,465,574
H23 年度	145,465,574	976,676	112,649	146,329,601	0	0	146,329,601
H24 年度	146,329,601	2,016,445	91,329	148,254,717	0	0	148,254,717
H25 年度	148,254,717	905,665	97,665	149,062,717	0	0	149,062,717

*1：平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額（単位：円）	
	決算額	当初予算額
寄附金	808,000	3,000,000
基金の運用収益	97,665	1,484,655

*2：平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額（単位：円）	
		決算額	当初予算額
基金充当対象事業への補助	無	97,665	0

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A) (単位：円)	積立運用益 (B) (単位：円)	充当割合 (A/B×100)
ふれあいまちづくり事業	28,569,000	74,596	0.26%
ボランティア事業	8,835,000	23,069	0.26%

4 監査手続

(1) 過去５年間の寄附金と運用収益の状況並びに基金の減少の内容を分析した。

(2) 平成１２年度からの基金の積立、処分の状況を基金台帳を入手し分析した。

(3) 過去５年間の寄附金について「寄附金リスト」と突合した。

(4) 過去５年間の基金の積立について決裁書類と突合した。(過去５年間に基金の処分は行われていない。)

①寄附金と運用収益の状況

年度別	増加			減少
	寄附金	運用収益※1	計	
21 年度	3,361,603	151,385	3,512,988	151,385
22 年度	953,319	113,916	1,067,235	113,916
23 年度	864,027	112,649	976,676	112,649
24 年度	1,925,116	91,329	2,016,445	91,329
25 年度	808,000	97,665	905,665	97,665

※1 運用収益については久留米市社会福祉振興基金条例第６条において「基金の収益から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、社会福祉の向上充実を目的とするための経費に充てる。ただし、第２条の積立金とすることを妨げない。」とされており一般会計に計上されるため運用収益の計上と経費への充当は基金の台帳には現れてこない。

②平成 12 年度からの基金の積立、処分の状況

久留米市社会福祉振興基金台帳

年度別	積立（処分） 年月日	摘要	積立処分金額 (円)	現在額 (円)	備考※2
12 年度	平成 13 年 3 月 26 日	積立	2,150,000	728,562,904	
13 年度	平成 13 年 5 月 31 日	取り崩し	△213,200,000	515,362,904	施設整備費補助
	平成 14 年 3 月 25 日	積立	1,725,000	517,087,904	
14 年度	平成 14 年 5 月 31 日	取り崩し	△27,700,000	489,387,904	施設整備費補助
	平成 15 年 3 月 28 日	積立	6,614,796	496,002,700	

15 年度	平成 15 年 5 月 30 日	取り崩し	△142,143,000	353,859,700	施設整備費補助
	平成 16 年 3 月 25 日	積立	808,400	354,668,100	
16 年度	平成 16 年 6 月 29 日	取り崩し	△126,426,000	228,242,100	施設整備費補助
	平成 17 年 3 月 31 日	積立	699,240	228,941,340	
17 年度	平成 17 年 5 月 31 日	積立	100,000	229,041,340	
	平成 17 年 5 月 31 日	取り崩し	△50,000,000	179,041,340	運営費補助
18 年度	平成 18 年 4 月 20 日	積立	1,810,029	180,851,369	
	平成 19 年 3 月 30 日	積立	2,632,766	183,484,135	
19 年度	平成 20 年 3 月 31 日			183,484,135	
20 年度	平成 20 年 4 月 15 日	積立	1,991,140	185,475,275	
	平成 20 年 5 月 30 日	取り崩し	△50,000,000	135,475,275	運営費補助
	平成 21 年 3 月 31 日	積立	5,675,377	141,150,652	
21 年度	平成 22 年 3 月 31 日	積立	3,361,603	144,512,255	
22 年度	平成 23 年 3 月 31 日	積立	953,319	145,465,574	
23 年度	平成 24 年 3 月 30 日	積立	864,027	146,329,601	
24 年度	平成 25 年 3 月 29 日	積立	1,925,116	148,254,717	
25 年度	平成 26 年 3 月 31 日	積立	808,000	149,062,717	

※2　備考欄の記載内容は監査人が調査し記載した。

③寄附金について寄附金リストと突合した結果、特に問題は無かった。

④基金の積立について決裁書類と突合した結果、特に問題は無かった。

5 監査の結果及び意見

＜意見＞

基金の統合を検討すべき。

基金台帳の経過から分かるように、財源となる寄附金収入の不確定さと、利回りの低下及び基金残高の減少による運用収益の減少により、ここ数年の基金残高は１億５千万円を下回る水準にて推移している。このため、規模が大きい社会福祉施設整備費補助への基金取崩は、平成１６年度を最後に行われていない。その後は、ある程度基金の積立額がまとまった平成１７年度と平成２０年度に、５０百万円の社会福祉協議会運営費補助への基金取崩を行っているのみである。ここ数年の積立額は、少ない年度では百万円以下となっており、社会福祉協議会運営費補助への基金取崩ですら難しい状況となっている。この基金の設置目的である社会福祉の向上充実を図るためには、財源確保の方法を見直すことが必要であると考えられるが、同じように財源が確保されずに、平成１３年度から休止状態にある久留米市石橋福祉基金と設置目的が重複している部分があるため、基金を統合し一元的に基金残高の管理運用を行い、有効活用を図ることを検討すべきである。

６．久留米市ふるさと文化創生基金

１　基金の概要

平成元年、竹下登内閣のふるさと創生事業として国から１億円の地方交付税が各自治体に交付されることになった。久留米市では、このふるさと創生事業を一過性のものに終わらせることなく、継続的な地域づくり事業とするために、平成元年 4 月に「久留米市ふるさと文化創生基金条例」を制定し基金を設置することになった。

久留米市ではこの１億円をスタートに、平成 3 年度から平成 6 年度まで毎年約１億 2 千万円ずつを基金に積み立てている。

（平成 3 年度 121,386,000 円、平成 4 年度 121,238,000 円、平成 5 年度 121,581,000 円、平成 6 年度 121,636,000 円、合計 585,841,000 円）

ふるさと文化創生基金は、これらの累計 585,841,000 円に、「地域文化振興の調査研究及び文化事業の推進に資する」という基金の趣旨に賛同された個人や団体からの寄附及び基金から発生する利息を積立ており、また取崩しは、これまで①石橋文化センターを管理する公益財団法人久留米文化振興会への補助金と②坂本繁二郎生家の保存整備事業に充てられている。

(1) 所管部署
市民文化部 文化振興課、文化財保護課

(2) 根拠例規
久留米市ふるさと文化創生基金条例

(3) 設置年月日
平成元年 4 月 1 日

(4) 設置目的
地域文化振興の調査研究及び文化事業の推進に資するため

(5) 基金が充当される事業
地域文化振興の調査研究及び文化事業

(6) 基金の種別
積立基金

(7) 予算計上
一般会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

地域文化振興の調査研究及び文化事業の推進

(2) 基金の取崩方針

地域文化振興の調査研究及び文化事業の推進

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

なし

３ 根拠条例

（久留米市ふるさと文化創生基金条例）

平成元年４月１日

久留米市条例第１１号

改正　平成１４年３月２９日条例第２号

（設置）

第１条　地域文化振興の調査研究及び文化事業の推進に資するため、久留米市ふるさと文化創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

(1)　市が予算に定める積立額

(2)　市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、使途を特定しない文化事業推進に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第４条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（平１４条例２・全改）

（処分）

第５条　市長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、一般会計

歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

（運用益金の処分）

第６条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、地域文化振興の調査研究及び文化事業を推進するための経費に充てる。ただし、第２条の積立金とすることを妨げない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

４　基金残高の推移

基金残高の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

	ふるさと文化創生基金		
	残高	増減	備考
設立時	100,000,000		交付税　100,000,000 円
平成元年度末	102,682,191	2,682,191	利子　2,682,191 円
平成２年度末	103,682,191	1,000,000	寄附　1,000,000 円
平成３年度末	228,068,191	124,386,000	交付税　121,386,000 円 寄附　3,000,000 円
平成４年度末	349,806,191	121,738,000	交付税　121,238,000 円 寄附　500,000 円
平成５年度末	462,387,191	112,581,000	交付税　121,581,000 円 取り崩し　－10,000,000 円 寄附　1,000,000 円
平成６年度末	590,738,389	128,351,198	交付税　121,636,000 円 取り崩し　－10,000,000 円 利子　16,715,198 円
平成７年度末	602,152,259	11,413,870	利子　11,413,870 円
平成８年度末	602,507,259	355,000	寄附　355,000 円
平成９年度末	603,857,259	1,350,000	利子　1,350,000 円
平成１０年度末	604,257,259	400,000	寄附　400,000 円

平成１１年度末	606,523,478	2,266,219	寄附　2,266,219 円
平成１２年度末	619,453,550	12,930,072	利子　72 円 新規積立　12,930,000 円
平成１３年度末	619,653,550	200,000	寄附　200,000 円
平成１４年度末	610,985,550	-8,668,000	寄附　5,000,000 円 取り崩し　-13,668,000 円
平成１５年度末	513,463,701	-97,521,849	寄附　2,478,151 円 取り崩し　-100,000,000 円
平成１６年度末	513,163,701	-300,000	取り崩し　-300,000 円
平成１７年度末	363,173,701	-149,990,000	寄附　10,000 円 取り崩し　-150,000,000 円
平成１８年度末	365,273,701	2,100,000	寄附　2,100,000 円
平成１９年度末	379,062,701	13,789,000	寄附　13,789,000 円
平成２０年度末	220,566,101	-158,496,600	寄附　4,503,400 円 取り崩し　-163,000,000 円
平成２１年度末	191,317,101	-29,249,000	寄附　751,000 円 取り崩し　-30,000,000 円
平成２２年度末	184,692,226	-6,624,875	寄附　155,125 円 取り崩し　-6,780,000 円
平成２３年度末	184,892,226	200,000	寄附　200,000 円
平成２４年度末	184,692,226	-200,000	寄附　100,000 円 取り崩し　-300,000 円
平成２５年度末	184,872,002	179,776	寄附　179,776 円

この表からも分かるように、平成元年の国のふるさと創生事業による地方交付税100,000,000円の積立からスタートしている。その後平成3年から平成6年まで毎年約120,000,000円が積立てられている。その他、平成13年3月に12,930,000円の新規積立がある他は、寄附金と基金から発生する利息により増加している。

一方、取崩しは、直近の取崩しである平成 22 年度の 6,780,000 円と平成 24 年の300,000円が文化財保護課の所管する坂本繁二郎生家保存整備及び活用事業にあてられている以外は、公益財団法人久留米文化振興会への補助金の一部に充当されている。その金額は、平成 15 年度 100,000,000 円、平成 17 年度 150,000,000 円、平成 20 年度163,000,000円、平成21年度30,000,000円である。このように、取崩し額のほとんどは公益財団法人久留米文化振興会への補助金として、文化芸術振興事業に活用されている。

5 寄附の状況

久留米市が受領した文化芸術振興に係る寄附金は文化振興課の所管となり、また坂本繁二郎生家保存整備に係る寄附金は文化財保護課が所管となる。これらの寄附金は、窓口となる担当課が異なっているが、最終的に「久留米市ふるさと文化創生基金」として一緒に積み立てられている。

文化振興課、文化財保護課それぞれの、寄附の状況は以下のとおりである。まず、文化振興課の所管する文化芸術に係る寄附金の状況は、平成 14 年度以降の記録が残されていた。

（文化振興課所管、単位:円）

年度別	金額（円）	備考
14 年度	3,000,000	寄附・文化振興 （個人）
	2,000,000	寄附・青木繁旧居保存 （大成ジオテック）
15 年度	1,076,739	寄附・文化振興 （BS 吹奏楽団 1,026,739） 寄附・文化振興 （四季の会 50,000）
16 年度		
17 年度		
18 年度		
19 年度	700,000	寄附・ピアノ購入 （活水同窓会筑後支部）
20 年度	362,220	寄附・文化振興等 （カルキャッチくるめ 95,693） 寄附・地域文化の振興 （明るい社会づくり運動県南地区協議会 50,000） 寄附・ピアノ購入 （活水同窓会筑後支部 116,527） 寄附・文化芸術の振興 （明治大学校友会久留米支部 100,000）

21 年度	751,000	市民文化振興のため （個人　100,000） 寄附・ピアノ購入 （活水同窓会筑後支部 600,000） 寄附 （個人　1,000） 寄附・地域文化の振興 （明るい社会づくり運動県南地区協議会 50,000）
22 年度	155,125	寄附・ピアノ購入 （活水同窓会筑後支部 105,125） 寄附・地域文化の振興 （明るい社会づくり運動県南地区協議会 50,000）
23 年度	200,000	寄附・文化芸術の振興 （個人）
24 年度	100,000	寄附・文化芸術の振興 （ふるさと再興支援チャリティーコンサート）
25 年度	179,776	ふるさと再興支援チャリティーコンサート（100,000） 五木ひろしチャリティーコンサート（久留米商工会議所） （79,776）

このように、広く文化芸術の振興のための寄附金だけでなく、ピアノの購入のための寄附等、具体的な使途の指定がある寄附金も存在していることが分かる。

次に、文化財保護課が所管する坂本繁二郎生家保存整備に係る寄附金の状況は、平成 15 年度以降の記録が残されていた。

（文化財保護課所管、単位:円）

年度	年度計	金額	寄附者（団体）
15 年度	1,401,412	15,210	個人
		100,000	江戸千家
		100,350	江戸千家福岡不白会、佐賀不白会、久留米不白会
		1,150,852	（社）福岡県建築士事務所協会旧久留米支部
		35,000	（株）ベンチャーズ
17 年度	10,000	10,000	（株）ベンチャーズ図南
18 年度	2,100,000	1,000,000	坂本繁二郎生家保存会
		1,000,000	（社）茶道裏千家淡交会第 51 回九州地区大会拮抗委員会
		100,000	（社）表千家同門会福岡支部

19年度	13,089,000	10,000	個人
		5,000,000	大成ジオテック（株）
		700,000	久留米高牟礼ライオンズクラブ
		53,000	久留米ライオンズクラブ
		30,000	久留米中央ライオンズクラブ
		30,000	久留米ちとせライオンズクラブ
		66,000	久留米有馬ライオンスクラブ
		50,000	久留米りんどうライオンズクラブ
		200,000	久留米ライオネスクラブ
		1,500,000	久留米有馬ライオンスクラブ
		5,000,000	田中藍（株）
		50,000	和会
		300,000	個人
		100,000	大日本茶道学会久留米支部
20年度	4,141,180	300,000	国際ソロプチミスト久留米
		100,000	久留米連合文化会　茶道部
		100,000	久留米ロータリークラブ
		50,000	久留米東ロータリークラブ
		50,000	久留米中央ロータリークラブ
		50,000	久留米北ロータリークラブ
		130,000	江戸千家　久留米不白会
		2,946,180	坂本繁二郎生家保存会
		100,000	株式会社ユー企画
		50,000	個人
		50,000	個人
		30,000	医療法人社団五雲堂齋藤醫院
		30,000	個人
		100,000	チャーチル会久留米
		5,000	個人
		50,000	個人

6 実施した監査手続

(1) 基金の概要につき担当部局からヒアリングを行った。これにより、基金の設置目的、基金が充当される事業の概要、基金の積立方針、基金の取崩方針、担当課の考える課題等の確認を行った。

(2) 基金の根拠条例の確認を行った。

(3) 基金の取崩に関する決裁文書の確認を行った。

(4) 寄附申込書、寄附受領書の確認を行った。

(5) 基金残高の推移を検討し、基金の増加、減少原因の分析を行った。

7 意見

久留米市が寄附を受けた場合、文化芸術振興に係る寄附金は文化振興課が、また、文化財の保護・活用等に係る寄附金は文化財保護課が窓口となって受領し、最終的に「久留米市ふるさと文化創生基金」としてひとつにまとめられている。このように、同基金の中に、活用目的が異なる寄附金が混在しているので、既に行われている基金内での区分管理を、今後も徹底していく必要がある。

また、これまでの基金の取り崩しの実績としては、公益財団法人久留米文化振興会への補助を通じた文化芸術振興に係る事業への充当、坂本繁二郎生家の保存整備及び活用事業への充当であるが、寄附金の中には、例えばピアノの購入など、活用の目的を特定して寄附されたものもあり、そのように寄附者の意思が明らかになっているものについては、その意思に沿った活用がなされるよう留意する必要があると考える。

７．久留米市国際交流基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

商工観光労働部 観光･国際課

(2) 根拠例規

久留米市国際交流基金条例

(3) 設置年月日

平成元年４月１日

(4) 設置目的

国際交流事業の推進を図る資金に充てるため

(5) 基金が充当される事業の概要

市内青少年の国際感覚育成および地域国際化推進を目的に、友好姉妹都市の中国合肥市とアメリカモデスト市と相互交流事業を実施している。

○友好都市・中国合肥市

・中学生相互交流事業　毎年、12 名を相互派遣

・合肥市小学生サッカーチーム招聘事業　合肥市チーム 16 名招聘

○アメリカ・モデスト市

・高校生相互交流事業　毎年、10 名を相互派遣

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①一般会計からの繰入金

②寄附金

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

当該基金は国際交流推進に資するための基金である。当初、積立目標金額を3億円に設定し積立を行い、あわせて果実運用により事業展開を図ってきた。平成5年度、積立目標額に達したため、積立処置は終了している。

(2) 基金の取崩方針

平成11年度から21年度まで、(公財) 久留米観光コンベンション国際交流協会における青少年国際交流事業に対する補助金財源として取崩しを行った。

(3) 基金の目標額

3億円 (目標到達済)

(4) 担当課の考える課題

特になし

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	158,811,914	0	0	0	0	0	158,811,914
H22年度	158,811,914	0	0	0	0	0	158,811,914
H23年度	158,811,914	0	0	0	0	0	158,811,914
H24年度	158,811,914	0	0	0	0	0	158,811,914
H25年度	158,811,914	0	0	0	0	0	158,811,914

*1:平成25年度の基金増加理由内訳

該当なし

*2:平成25年度の基金減少理由内訳

該当なし

4 事業等への充当割合

直近5年間については、市の決算状況が良好であり、基金を取崩していない。

基金の運用による利息収入のみを事業費に充当

5 監査の概要

(1) 基金の設置目的・趣旨が基金条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングするとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成 25 年度中の増減内容を確認するとともに、その内容について個別に分析を行い、積立財源の適切性及び目的外取崩の有無等について確認を行った。

(3) 基金の積み立て、取崩しに係る財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決済文書等の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に即した適切な処理がなされているかどうかの確認を行った。

(4) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性、必要性及び今後の在り方について検討を行った。

6 個別的監査内容

(1) 基金の運用状況

基金の運用を確認するためには、基金と（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会との関係を明らかにする必要がある。

【国際交流基金と公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会】

1990 年に久留米市観光協会と久留米コンベンション推進協議会とが合併し、財団法人久留米市観光コンベンション協会が発足し、2006 年にくるめ国際交流協会（任意団体）が、当該財団法人に吸収されて財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会となった。その後、公益法人が認可され、現在の組織となっている。

この結果、当初はくるめ国際交流協会が実施し、当該基金の使途である国際交流事業は、現在は（公財）久留米観光コンベンション国際交流協会に引き継がれている。これにより、久留米市国際交流基金を財源とする国際交流事業に必要な経費は、当該財団に対し補助金交付要綱に基づいて補助金として交付されている。

これにより、本基金の運用が適正に行われているかどうかについては、補助金の使途が本基金の趣旨に沿ったものであるかどうかを検証する必要があり、平成 24 年度と 25 年度の 2 期間について質問した。

(2) 平成 24 年度と平成 25 年度の補助金について

国際交流事業の経費については、当該財団に補助金で交付されているが、2 ヵ年で大きな変動はない。24 年度はモデストとの交流に 40 万円を支出しているが、25 年度にはなく、代わりに多文化交流の経費が増加している。これは、24 年度はモデストとの 20 周年記念事業のための経費増、25 年度は多文化共生を進めるためのイベント(Kurume こくさい Day)の拡充を図ったことによる経費増である。

また、当該基金の基金条例上は、「国際交流事業の推進に資する」と規定されているが、実際の運用では、友好都市（中国合肥市）と姉妹都市（米国モデスト市）との交流事業に活用しており、基金条例との整合については問題ないものと判断できる。

助成金(H24:8,851,500 円　→　H25:8,894,500 円)

	外国人支援事業	多文化交流事業	団体助成等	耳納の里青少年交流	モデスト
平成 25 年度	5,744,500	550,000	2,100,000	500,000	
平成 24 年度	5,765,500	100,000	2,086,000	500,000	400,000

(3) 基金の増減など

25 年度には基金の積み立て、取り崩しはなく、基金の総額は変更されていない。基金の運用収益については他の一般財源とあわせて、国際交流事業の当該年度の事業費に充当している。

(4) 基金の積み立て、取り崩しなどについて

平成 14 年 3 月 29 日に久留米市国際交流基金条例が設置され、4 月 1 日に基金が設置されて以来、本基金は基金造成、基金運用、基金取り崩し、基金運用と、数年ごとに基金の積み立てや運用、取り崩しを行っている。その理由については非常に分かりづらく、その経過を確認する必要がある。

【本基金の経過】表 1 参照

本基金は、国際交流事業の推進を図るため、昭和 63 年に 1 億円を積み立て、平成 4 年までの 5 年間で約 3 億円の基金を積み上げている。当時は、いわゆるバブル経済の時期に当たり、金利は 6～8%と高金利で、3 億円の基金があれば 2 千万円を越える運用益が見込まれた時代である。国際交流事業の推進のためには十分な運用益であり、基金の積み立て目標を 3 億円とした理由もここにあると思われる。

しかしながら、その後バブル崩壊とともに金利は低下の一途をたどり、平成 10 年には１％を大きく下回る状況となった。当然、国際交流事業に必要な事業費を運用益で生み出すことは困難となり、同年度は基金を取り崩し、その財源に充てている。以後、平成 20 年度までの 11 年間で約 1 億 5 千万円ほど基金を取り崩している。

その後、平成 21 年度から 25 年度に至るまでは基金の取り崩しは行われていない。担当課の説明によれば、この間は市全体の収支状況が黒字で良好な状況であったため、基金の取り崩しを行わなかったということである。

表１

久留米市国際交流基金の推移

※参考金利（定額貯金金利）は、満期まで預け入れた場合の金利で最も高いもの

年度末基金額		年度毎積立額		年度毎取崩額		参考金利（定額貯金金利）
昭和63年度末	0	平成元年度積立額	100,000,000（市100,000,000円）	平成元年度取崩額	0	
平成元年度末	100,000,000	平成2年度積立額	57,553,000（市50,000,000円）	平成2年度取崩額	0	6.386%
平成2年度末	157,553,000	平成3年度積立額	57,016,233（市50,000,000円）	平成3年度取崩額	0	8.649%
平成3年度末	214,569,233	平成4年度積立額	50,600,000（市50,000,000円）	平成4年度取崩額	0	8.061%
平成4年度末	265,169,233	平成5年度積立額	40,000,000（市40,000,000円）	平成5年度取崩額	0	5.453%
平成5年度末	305,169,233	平成6年度積立額	0	平成6年度取崩額	0	4.358%
平成6年度末	305,169,233	平成7年度積立額	0	平成7年度取崩額	0	3.669%
平成7年度末	305,169,233	平成8年度積立額	0	平成8年度取崩額	0	2.632%
平成8年度末	305,169,233	平成9年度積立額	0	平成9年度取崩額	0	1.215%
平成9年度末	305,169,233	平成10年度積立額	0	平成10年度取崩額	0	1.215%
平成10年度末	305,169,233	平成11年度積立額	0	平成11年度取崩額	8,184,000	0.408%
平成11年度末	296,985,233	平成12年度積立額	0	平成12年度取崩額	9,148,000	0.202%
平成12年度末	287,837,233	平成13年度積立額	1,000,000	平成13年度取崩額	12,287,000	
平成13年度末	276,550,233	平成14年度積立額	0	平成14年度取崩額	12,723,000	
平成14年度末	263,827,233	平成15年度積立額	0	平成15年度取崩額	6,446,000	
平成15年度末	257,381,233	平成16年度積立額	0	平成16年度取崩額	36,322,630	0.040%
平成16年度末	221,058,603	平成17年度積立額	0	平成17年度取崩額	14,456,481	0.040%
平成17年度末	206,602,122	平成18年度積立額	0	平成18年度取崩額	16,153,344	0.040%
平成18年度末	190,448,778	平成19年度積立額	0	平成19年度取崩額	14,681,313	0.040%
平成19年度末	175,767,465	平成20年度積立額	0	平成20年度取崩額	12,731,551	0.040%
平成20年度末	163,035,914	平成21年度積立額	1,000	平成21年度取崩額	4,225,000	0.040%
平成21年度末	158,811,914	平成22年度積立額	0	平成22年度取崩額	0	0.040%
平成22年度末	158,811,914	平成23年度積立額	0	平成23年度取崩額	0	0.040%
平成23年度末	158,811,914	平成24年度積立額	0	平成24年度取崩額	0	0.040%
平成24年度末	158,811,914	平成25年度積立額	0	平成25年度取崩額	0	0.040%
平成25年度末	158,811,914	平成25年度積立額	0	平成25年度取崩額	0	0.040%

このように基金の経過を確認していくと、積み立てや取り崩し、運用などを交互に行ったことには納得できる。また、基金の上限を３億円と設定した点についても、基金の運用益を財源とする観点からすれば、適切な運用益を確保する上で妥当であったと思われる。

ただ、取り崩しを 11 年間続けた後に、直近５年間は取り崩しを行っていない点については、担当課の説明に納得もできるが、当該 16 年間の市の財政状況と照らし合わせることまでは行わなかったため、検証を行っていない。

(5) 基金の時代相応性、今後のあり方

本基金は、基金そのものの取り崩しによる元本の減少や、今後もさらに長期化が予想される低金利政策などにより、国際交流事業の事業費として必要な運用益を生み出すことができなくなっている。この結果、本基金は運用益も生み出せず、取り崩しもされないことで、将来的な国際交流事業の事業費を担保しているに過ぎない状況となっている。

今後、大幅な金利上昇が見込まれることもなく、この状況はしばらく続くことが予想され、本基金の今後の活用について検討が必要である。

7 意見

第一に、本基金が設置された時期と異なり、低金利の時代にあっては基金の存在意義が問われる状況となっており、本基金を今後どのように活用していくのか、中長期的な展望を持つ必要があると考える。

第二に、本基金による国際交流事業を実施する久留米観光コンベンション国際交流協会においては、観光、コンベンション、国際交流の 3 つの事業を実施しているが、本基金による補助金は国際交流事業のみに適切に活用されなければならない。本基金が一般会計から繰り出されて積み立てられたことを勘案すれば、その財源は市民の血税といっても過言ではなく、公益財団法人として積極的に情報開示を行う必要がある。それにより、市民に対する説明責任を果たしていくことが肝要である。

８．減債基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 財政課

(2) 根拠例規

① 地方自治法、条例

地方自治法第２４１条第１項は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を設けることができるとしており、これを受けて、久留米市基金条例第１条第２号により「減債基金」が設置されている。

② 地方財政法

また、地方財政法第４条の３は、一般財源が前年度の額を超える場合等に、その額が著しく超過するときは、財源調整、地方債の期限前償還等のために積み立て等を行わなければならないと規定しており、「減債基金」は、この地方財政法第４条の３が要請する剰余金の積立金としても位置付けられているようである。

＊しかし、この位置付けは誤っていると思われ、この点については，備考で記述する。

(3) 設置年月日

① 地方自治法第２４１条第１項に基づき、昭和３４年、久留米市基本財産及び積立金に関する条例（昭和３４年条例第１６号）を制定、同条例にて、「減債基金積立金」を設置。

② 昭和３９年４月１日、久留米市基金条例（昭和３９年条例第２３号）を制定、同条例にて、「減債基金」が設置され、上記「減債基金積立金」は、この「減債基金」とみなされる。

③ 昭和４１年３月２８日、久留米市基金条例の一部改正により、「財政調整基金」が設置され、上記「減債基金」は、この「財政調整基金」とみなされる。

④ 平成２年３月２９日、久留米市基金条例の一部改正により、改めて「減債基金」が設置される。

(4) 設置目的

市債の償還財源に充てることが設置目的である（条例第２条第２項）。

(5) 基金が充当される事業の概要

上記設置目的記載のとおり

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

一般財源

(8) 備考

減債基金の処分については、以下の制限がある。

① 地方自治法上及び条例

地方自治法上、基金は、特定の目的のために設けることができ（地方自治法第２４１条第１項)、処分は、この目的のためでなければ処分できない（同条第３項）とされている。

そして、これを受けて制定された久留米市基金条例は、「減債基金」の目的を、「市債の償還財源に充てる」と定めており、減債基金の処分は、この目的のためだけに制限されている（条例第７条第２項)。

② 地方財政法との関係

減債基金は、地方財政法第４条の３の要諦に基づき設置が義務付けられていると位置付けられているようである（担当者からのヒアリング結果)。

しかし、第４条の３が義務付けているのは、財政調整基金の項で述べたように、一般財源が前年度の額を超える場合等に、その額が著しく超過するときは、その著しく超過する額について、財源調整、地方債の期限前償還等のための積み立て等である。

したがって、一般の市債の償還財源として設置される減債基金は、地方財政法第４条の３によって義務付けられているものではない。

仮に、同条によって義務付けられた基金であれば、その処分について、地方財政法第４条の４に定める場合（①経済事情の著しい変動による著しい財源不足、②災害による減収、③緊急の大規模な土木・建設事業、④地方債の繰上げ償還）しか処分できないとしなければならないが、条例もそのような制限を加えていない。

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

平成１９度年から平成２３年度まで、毎年１億円ずつ加算した額（平成１９年度１億円、平成２０年度２億円、平成２１年度３億円・・・）を積み立てる方針として実行した。

理由は、平成１８年度から平成２２年度までの５年間、年間５億円・５年満期の「つつじ債」を発行したため、その償還原資とするためである。平成２３年度に１回目の償還が始まり、以降５年間、毎年５億円の償還が生じるため、平成

１９年度から、毎年１億円ずつ加算した額を積み立てることとしたものである。

もっとも、平成２３年度の１回目の償還も、減債基金を全く取り崩すことなく償還が完了し、平成２４年度以降も取り崩す必要がなかったため、平成２４年は４億円を積み立てる予定としていたが積み立てをせず、それ以降積立は行っていない。

(2) 基金の取崩方針

平成２２年度以降は、減債基金を含む主要４基金（財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金）は、取り崩しをしない方針とされていることについて、財政調整基金の項で述べたとおりである。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

なし

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中
					増加(*1)	減少(*2)	調整後残高
H21年度	1,082,878,800	3,792,215	0	1,086,671,015	300,000,000	0	1,386,671,015
H22年度	1,386,671,015	2,159,216	0	1,388,830,231	400,000,000	0	1,788,830,231
H23年度	1,788,830,231	2,449,882	0	1,791,280,113	500,000,000	0	2,291,280,113
H24年度	2,291,280,113	2,627,722	0	2,293,907,835	0	0	2,293,907,835
H25年度	2,293,907,835	3,584,668	0	2,297,492,503	0	0	2,297,492,503

*1：平成25年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)
基金の運用収益	3,584,668

＊基金の減少、事業等への充当はなし。

4 意見

当該基金について、既に述べた以上のことは特段ない。

９．久留米市スポーツ振興基金

１　基金の概要

平成元年に久留米市は、株式会社筑邦銀行から久留米市のスポーツ振興のための寄附金として 30,000,000 円を受取った。それ以前の昭和 62 年 1 月に、体育協会の常任理事会において常任理事から「競技団体及び個人が全国大会に出場する場合の助成制度を設けてほしいとの要望があり、昭和 63 年 4 月に久留米市からの貸付金 30,000,000 円を体育協会の基金（規則）として保有していた。

平成元年 12 月 26 日に株式会社筑邦銀行からの寄附金 30,000,000 円と久留米市からの貸付金 30,000,000 円の合計 60,000,000 円を財源として、「久留米市スポーツ振興基金条例」が制定され、久留米市スポーツ振興基金がスタートした。

平成 2 年度に 1,000,000 円、平成 3 年度に 43,100,000 円、平成 4 年度に 10,000,000 円の新規積立をしており、平成 4 年度末の残高は 117,179,606 円に増加したが、平成 5 年度に財団法人久留米市体育協会（現、公益財団法人久留米市体育協会）の設立に向けた出損金として 50,000,000 円を取崩したため、平成 5 年度末の残高は 68,113,938 円となる。

その後は、スポーツ振興に係る寄附を受けた金額を積み立てており、平成 25 年度末の残高は 71,156,938 円となっている。但し、基金設立当時の経緯や新規積立の財源及び財団法人久留米市体育協会（現、公益財団法人久留米市体育協会）の設立に向けた出損金としての 50,000,000 円の取崩し等に関する正式な記録（決裁文書等）は、文書の保存期間を超えているため残っていなかった。よって上述した概要を確認する正式な文書は入手することができなかった。

(1) 所管部署

市民文化部 体育スポーツ課

(2) 根拠例規

久留米市スポーツ振興基金条例

(3) 設置年月日

平成元年 12 月 26 日

(4) 設置目的

久留米市の社会体育及びスポーツ振興を図るため

(5) 基金が充当される事業

市民のスポーツ振興、青少年スポーツの活動の助成、育成を図る事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 予算計上会計

一般会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

市が予算で定める積立金及び民間からの寄附金を社会体育及びスポーツ振興のため積立てを行う。

(2) 基金の取崩方針

社会体育及びスポーツ振興のため使途を限定して取り崩す。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

基金の有効活用

３ 根拠条例

（久留米市スポーツ振興基金条例）

平成元年１２月２６日

久留米市条例第３１号

改正　平成１４年３月２９日条例第２号

（目的及び設置）

第１条　社会体育の振興に資するため、久留米市スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

(1) 市民又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、使途を限定しない社会体育に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額

(2) 市が予算に定める積立額

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第４条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（平１４条例２・全改）

（処分）

第５条　市長は、基金設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

（運用益金の処分）

第６条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、社会体育を振興するための経費に充てる。ただし、第２条の積立金とすることを妨げない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

４　基金残高の推移

基金残高の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

	スポーツ振興基金		
	残高	増減	備考
設立時	60,000,000		
平成２年度末	61,000,000	1,000,000	新規積立　1,000,000 円
平成３年度末	105,289,061	44,289,061	利子　1,189,061 円 新規積立　43,100,000 円
平成４年度末	117,179,606	11,890,545	利子　1,890,545 円 寄附　10,000,000 円
平成５年度末	68,113,938	−49,065,668	利子　933,595 円 新規積立　737 円 取り崩し　−50,000,000 円
平成６年度末	68,113,938	0	
平成７年度末	68,113,938	0	
平成８年度末	68,113,938	0	
平成９年度末	68,260,938	147,000	寄附　147,000 円
平成１０年度末	68,260,938	0	
平成１１年度末	68,260,938	0	
平成１２年度末	68,260,938	0	
平成１３年度末	68,260,938	0	

平成１４年度末	68,260,938	0	
平成１５年度末	68,260,938	0	
平成１６年度末	68,260,938	0	
平成１７年度末	68,260,938	0	
平成１８年度末	68,360,938	100,000	寄附　100,000 円
平成１９年度末	69,360,938	1,000,000	寄附　1,000,000 円
平成２０年度末	69,555,938	195,000	寄附　195,000 円
平成２１年度末	70,956,938	1,401,000	寄附　1,401,000 円
平成２２年度末	71,056,938	100,000	寄附　100,000 円
平成２３年度末	71,056,938	0	
平成２４年度末	71,056,938	0	
平成２５年度末	71,156,938	100,000	寄附　100,000 円

基金設立時の残高 60,000,000 円は、株式会社筑邦銀行からの寄附金 30,000,000 円と久留米市からの貸付金 30,000,000 円の合計である。

これに加えて平成 2 年度に 1,000,000 円、平成 3 年度に 43,100,000 円、平成 4 年度に 10,000,000 円の新規積立をしており、平成 4 年度末の残高は 117,179,606 円にまで積み上がっている。但し、平成 5 年度に財団法人久留米市体育協会（現、公益財団法人久留米市体育協会）の設立に向けた出損金として 50,000,000 円を取崩したため平成 5 年度末の残高は 68,113,938 円となる。

その後は特定事業への取崩しは行っておらず、民間からのスポーツ振興に係る寄附を受けた金額を積み立てるのみになっており、平成 25 年度末の残高は 71,156,938 円である。

５　寄附の状況

（単位：円）

寄附年月日	寄附金額	寄附申込者	対　応	備　考
設立から平成 17 年度の寄附の内容については資料がないため不明				
平成 18 年 10 月 13 日	100,000	久留米櫛間ボクシングジム　会長 櫛間昭	体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立
平成 19 年 10 月 15 日	100,000	久留米櫛間ボクシングジム　会長 櫛間昭	体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立

平成20年1月9日	300,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成20年1月10日	300,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成20年1月15日	300,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成20年6月24日	10,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成20年6月26日	5,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成20年7月7日	5,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成20年10月10日	100,000	久留米櫛間ボクシングジム　会長櫛間昭	体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立
平成21年3月12日	15,000	個人	文化観光部総務 体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立
平成21年3月12日	15,000	個人	文化観光部総務 体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立
平成21年3月12日	15,000	個人	文化観光部総務 体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立
平成21年3月16日	15,000	個人	文化観光部総務 体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立
平成21年3月23日	15,000	個人	文化観光部総務 体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立
平成21年6月11日	1,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成21年9月10日	100,000	久留米櫛間ボクシングジム　会長櫛間昭	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成22年1月13日	1,300,000	個人	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成22年9月10日	100,000	久留米櫛間ボクシングジム　会長櫛間昭	文化観光部総務	スポーツ振興基金に積立
平成25年9月20日	100,000	久留米櫛間ボクシングジム　会長櫛間昭	市民文化部 体育スポーツ課	スポーツ振興基金に積立

6 実施した監査手続き

(1) 基金の概要につき担当部局からヒアリングを行った。これにより、基金の設置目的、基金が充当される事業の概要、基金の積立方針、基金の取崩方針、担当課の考える課題等の確認を行った。

(2) 基金の根拠条例の確認を行った。

(3) 寄附申込書、寄附受領書の確認を行った。

(4) 基金残高の推移を検討し、基金の増加、減少原因の分析を行った。

(5) 公益財団法人久留米市体育協会の現状把握のため、同協会の担当者にヒアリングを行った。

7 意見

基金設立当初の株式会社筑邦銀行からの寄附金 30,000,000 円やその後の個人からの寄附金については、寄付者の意思に従いスポーツ振興のために利用されるべき性格のものであると考える。また、その他の久留米市の一般財源から積み立てられたと思われる金額（設立当時の正式な記録がないため詳細は明らかではない。）についても、スポーツ振興に利用すべきであり、基金を取崩し、スポーツ振興事業費に充当することを検討するべきであると考える。特に公益財団法人久留米市体育協会では、利用見込みのない財産を保有しないようにするため、財産（約 100,000,000 円）の全額又はその一部を久留米市に返還することも検討している段階であり、基金として積み立てておく必要性を再度確認する必要があると考える。

また、「久留米市スポーツ振興基金」の設立当時の経緯や新規積立の財源及び財団法人久留米市体育協会（現、公益財団法人久留米市体育協会）の設立に向けた出損金としての 50,000,000 円の取崩し等に関する正式な記録（決裁文書など）は、文書の保存期間を超えているため残っていなかった。よって今後は、資料をデータベース化するなどして、決裁文書等の公文書の内容をデータとして永久保存していくことを検討すべきであると考える。

１０．久留米市石橋福祉基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

健康福祉部 障害者福祉課

(2) 根拠条例

久留米市石橋福祉基金条例

(3) 設置年月日

平成２年３月 29 日

(4) 設置目的

福祉施設等の設備整備及び福祉活動の推進に資するため

(5) 基金が充当される事業の概要

（基金から生じる収益の充当）

①福祉施設等の設備整備

②福祉活動の推進のための経費（民間福祉団体が行う福祉活動事業）

※①は平成１２年度より休止中、②は平成１３年度より休止中

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①寄附金

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

市民・各種団体が当基金への積立を指定して受領した寄附金その他適当と認める寄附金及び基金の運用から生ずる収益を積立てる。

(2) 基金の取崩方針

福祉施設等の設備整備及び福祉活動の推進に活用

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

現在、基金及び運用益による事業を休止しており、基金の活用方法等について検討を要する。

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	154,184,138	164,962	0	154,349,100	0	0	154,349,100
H22 年度	154,349,100	118,252	0	154,467,352	0	0	154,467,352
H23 年度	154,467,352	116,896	0	154,584,248	0	0	154,584,248
H24 年度	154,584,248	97,221	0	154,681,469	0	0	154,681,469
H25 年度	154,681,469	99,307	0	154,780,776	0	0	154,780,776

*1：平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額（単位：円）	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	99,307	1,546,000

*2：平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額（単位：円）	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A) （単位：円）	積立運用益 (B) (単位：円)	充当割合 (A/B×100)
該当なし			

4 監査手続

(1) 平成１２年度からの基金の処分の内容を基金台帳を入手し分析した。

年度別	積立金額(円)	処分金額(円)	現在額(円)
H12 年度		△302,806	152,190,735
H13 年度	677,423	—	152,868,158
H14 年度	30,574	—	152,898,732
H15 年度	68,997	—	152,967,729
H16 年度	68,945	—	153,036,674
H17 年度	81,663	—	153,118,337
H18 年度	141,445	—	153,259,782
H19 年度	429,043	—	153,688,825
H20 年度	495,313	—	154,184,138
H21 年度	164,962	—	154,349,100
H22 年度	118,252	—	154,467,352
H23 年度	116,896	—	154,584,248
H24 年度	97,221	—	154,681,469
H25 年度	99,307	—	154,780,776

基金の活用実績は平成１２年度にあるだけで平成１３年度以降は運用収益を積立に計上しているだけで処分の実績は無い。

5 監査の結果及び意見

＜意見＞基金の統合を検討すべき。

平成１２年度に福祉活動事業への補助を実施して以降は、設備整備、福祉活動事業への補助とも実施されておらず現在まで休止状態である。財源である寄附金や運用収益が減少したためであることは前で述べた久留米市社会福祉振興基金と同様である。この状況が改善する目処は立っていない状況であり、今後の対応としては、基金設置の目的が重複する部分のある久留米市社会福祉振興基金と統合し、基金残高を管理運用し有効活用を図ることを検討すべきである。

１１．久留米市総合都市プラザ整備基金

1　基金の概要

久留米市は、県南の中核都市としての求心力を象徴するランドマーク施設として「久留米シティプラザ」を平成 28 年にオープンさせる予定である。場所は、久留米井筒屋と久留米六角堂広場の跡地の久留米市六ツ門町であり、市の中心地区である。

久留米シティプラザは①文化芸術振興の拠点、②広域交流促進の拠点、③六ツ門地区の商業拠点、④賑わい交流の拠点という 4 つの機能をもつものであり、そのための施設としてキャパシティーの異なる 3 つのホール（ザ・グランドホール、久留米座、Ｃボックス)、スタジオ、展示室、会議室、和室が備えられている。また③六ツ門地区の商業拠点となるように、商業施設や緑と憩いの空間も設置される。さらに④賑わい交流の拠点となるように、屋根付きの全天候型広場やＦＭスタジオ、キッズスペースのある賑わい交流施設も整備されることになっている。

久留米シティプラザの事業費は、概算で、175.0 億円となっている（平成 26 年 12 月現在)。その財源は、国からの補助金が 36.1 億円、地方債が 132.1 億円、一般財源が 6.8 億円である。地方債の元利償還金は 164.3 億円になるが、この約７割にあたる 112.7 億円は国からの地方交付税措置額となる。よって久留米市の実質負担額は、地方債の元利償還金のうち残りの約３割にあたる 51.6 億円と一般財源の 6.8 億円との合計である 58.4 億円となる。

この久留米シティプラザの整備のため、平成 2 年 4 月 1 日に久留米市総合都市プラザ整備基金が設置されることになった。

(1) 所管部署

市民文化部 久留米シティプラザ推進室

(2) 根拠例規

久留米市総合都市プラザ整備基金条例

(3) 設置年月日

平成 2 年 4 月 1 日

(4) 設置目的

総合都市プラザ（現、久留米シティプラザ）の整備を図り、地域文化の振興と地域経済の活性化に資するため

(5) 基金が充当される事業

中心市街地再生重点地区である六ツ門地区において、六ツ門８番街区の市街地再開発事業と連携し、久留米シティプラザを平成 28 年春の開館に向けて整備するもの

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 予算計上会計

一般会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

市が予算で定める積立金と、市民、各種団体、事業者が基金への積立てを指定した寄附金額

(2) 基金の取崩方針

久留米シティプラザ整備事業の財源として取り崩す。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

基金の有効活用

３ 根拠条例

（久留米市総合都市プラザ整備基金条例）

平成２年３月２９日

久留米市条例第１２号

改正　平成１４年３月２９日条例第２号

（設置）

第１条　総合都市プラザの整備を図り、地域文化の振興と地域経済の活性化に資するため、久留米市総合都市プラザ整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

(1)　市が予算に定める積立額

(2)　市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第４条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（平１４条例２・全改）

（処分）

第５条　市長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

（運用益金の処理）

第６条　基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第１条の設置目的のための経費に充てる。ただし、第２条の積立金とすることを妨げない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

４　基金残高の推移

基金残高の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

	プラザ整備基金		
	残高	増減	備考
設立時	30,200,000		
平成３年度末	60,924,800	30,724,800	利子　724,800 円 新規積立　30,000,000 円
平成４年度末	95,580,013	34,655,213	利子　4,655,213 円 新規積立　30,000,000 円
平成５年度末	96,696,665	1,116,652	利子　1,116,652 円
平成６年度末	130,378,209	33,681,544	利子　3,681,544 円 新規積立　30,000,000 円
平成７年度末	163,011,187	32,632,978	利子　2,632,978 円 新規積立　30,000,000 円
平成８年度末	194,406,753	31,395,566	利子　1,395,566 円 新規積立　30,000,000 円
平成９年度末	225,875,400	31,468,647	利子　1,468,647 円 新規積立　30,000,000 円
平成１０年度末	257,512,658	31,637,258	利子　1,637,258 円 新規積立　30,000,000 円
平成１１年度末	318,456,511	60,943,853	利子　943,853 円 新規積立　60,000,000 円

平成１２年度末	349,949,646	31,493,135	利子　1,493,135 円 新規積立　30,000,000 円
平成１３年度末	380,562,513	30,612,867	利子　612,867 円 新規積立　30,000,000 円
平成１４年度末	380,674,713	112,200	利子　112,200 円
平成１５年度末	410,786,150	30,111,437	利子　111,437 円 新規積立　30,000,000 円
平成１６年度末	410,820,585	34,435	利子　34,435 円
平成１７年度末	413,223,221	2,402,636	利子　2,402,636 円
平成１８年度末	416,442,013	3,218,792	利子　2,418,792 円 寄附　800,000 円
平成１９年度末	419,703,219	3,261,206	利子　2,461,206 円 寄附　800,000 円
平成２０年度末	422,673,004	2,969,785	利子　2,469,785 円 寄附　500,000 円
平成２１年度末	425,872,228	3,199,224	利子　2,698,224 円 寄附　501,000 円
平成２２年度末	428,285,898	2,413,670	利子　1,913,670 円 寄附　500,000 円
平成２３年度末	430,701,352	2,415,454	利子　1,915,454 円 寄附　500,000 円
平成２４年度末	438,114,763	7,413,411	利子　1,913,411 円 寄附　5,500,000 円
平成２５年度末	439,998,031	1,883,268	利子　1,583,268 円 寄附　300,000 円

基金は平成 2 年度末が 30,200,000 円であり、その後平成 15 年度までほぼ毎年 30,000,000 円ずつ新規積立を行っている(但し、平成 5 年度と平成 14 年度は積立なし。また平成 11 年度の新規積立額は 60,000,000 円)。これにより平成 15 年度末の基金残高は 410,786,150 円となっている。これ以外に、個人や団体からの寄附が累計で 9,601,000 円積み立てられ、これに基金から発生した利息を加えた平成 25 年度末の基金残高は 439,998,031 円となっている。

5　寄附の状況

(単位:円)

年度	寄附者	金額	
平成 2 年	焼き鳥武将	200,000	カラオケ大会の収益の一部より
平成 18 年	とどろき会	800,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
平成 19 年	とどろき会	800,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
平成 20 年	とどろき会	500,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
平成 21 年	とどろき会	500,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
平成 21 年	個人	1,000	寄附
平成 22 年	とどろき会	500,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
平成 23 年	とどろき会	500,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
平成 24 年	久留米ロータリークラブ	5,000,000	創立 60 周年記念事業として
平成 24 年	とどろき会	500,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
平成 25 年	とどろき会	300,000	チャリティ舞踊公演の収益の一部より
合計		9,601,000	

6　実施した監査手続き

(1) 基金の概要につき担当部局からヒアリングを行った。これにより、基金の設置目的、基金が充当される事業の概要、基金の積立方針、基金の取崩方針、担当課の考える課題等の確認を行った。

(2) 基金の根拠条例の確認を行った。

(3) 寄附申込書、寄附受領書の確認を行った。

(4) 基金残高の推移を検討し、基金の増加原因の分析を行った。

(5) 基金を使い切り残高をゼロにする方針を確認できる文書の作成を依頼した。

(6) 総事業費が確認できる資料の提出を依頼した。

7　意見

基金の取崩し方針につき担当課に質問を行ったところ、条例に規定している基金設置の目的に沿って、平成 28 年の久留米シティプラザの開館時期に備品購入費等の財源として全て取崩し、基金を廃止する方針であるという回答を得た。また、このことは久留米市市民文化部久留米シティプラザ推進室内部でコンセンサスを得ているとの事であった。

そこで、基金の取崩し時期や、基金の使用内容が確認できる文書を包括外部監査のための資料として作成するよう担当課に依頼した。その文書の内容は以下のとおりであった。

「久留米市総合都市プラザ整備基金については、多額の一般財源が必要になると見込まれる平成 27 年度を中心に活用したいと考えており、久留米シティプラザ整備

事業において補助金や地方債の対象とならない消耗品や備品購入費等の一部に充当するよう予算要求しているところである。また、基金の処分にあたっては、関係部局との協議のうえ、活用時期及び充当先を決定したいと考えている。」

なお、この文書は久留米シティプラザ推進室の担当部長の押印のある決裁文書の形式をとり、久留米シティプラザ推進室で保存されている。

よって、基金が平成 27 年度を中心に消耗品費や備品購入費等の一部として充当された事や、今後明確な目的がなく一般財源から新たな積立てがなされていないか等を、平成 27 年度以降も確認していく事が必要になると考える。

１２．久留米市青少年健全育成基金

１ 基金の概要

久留米市青少年健全育成基金は、家庭、学校、地域等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、家庭教育の向上や環境浄化を図り、青少年の健全育成を推進していく事を目的として設置されている。

(1) 所管部署

子ども未来部 青少年育成課

(2) 設置目的

青少年の健全育成の振興に資するため

(3) 設置年月日

平成 3 年 10 月 1 日（久留米市条例第 29 号）

(4) 基金の財源

①一般会計からの繰入金

②寄附金

(5) 当初基金積立額

13,000 千円

(6) 根拠条例

久留米市青少年健全育成基金条例(平成 3 年 10 月 1 日制定)

(7) 予算計上会計

一般会計

(8) 基金の種別

積立基金

２ 監査手続

(1) 基金の積立は適正か

久留米市青少年健全育成基金は、市民又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金、使途を限定しない青少年健全育成に関する寄附金を積立てている。又平成 10 年 4 月 1 日石橋正二郎氏からの寄附を基に積立てられていた正源氏ファミリーパーク建設基金を当基金と久留米市子育て支援基金に分割 78,770,909 円が積立てられている。基金の運用益は、同基金条例第 6 条の規定に基づき、久留米市

一般会計歳入予算に財産収入（基金預金利子）として計上し、青少年健全育成推進事業の経費に充当されており平成21年度以降は運用益の基金計上はない。

○平成25年度運用益（利息）

①普通預金利息　　3,739円

②短期運用分利子　　14,786円

合　計　　18,525円（一般会計歳入予算に財産収入として計上）

(2) 基金の取崩しは適正か

久留米市青少年健全育成基金の取り崩しは、久留米市青少年健全育成基金条例第5条(処分)の定めにより、「市長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。」となっており、基金所管部署である青少年育成課と総合政策部財政課の協議により基金取崩しが行われている。

下表は過去5年間の基金残高の推移を表わしたものである。

【基金残高の推移】　(単位:円)

	年度初残高	増加	減少	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加	減少	
H21年度	24,123,668	641,581	0	24,765,249	0	0	24,765,249
H22年度	24,765,249	103,547	0	24,868,796	0	0	24,868,796
H23年度	24,868,796	62,030	0	24,930,826	0	0	24,930,826
H24年度	24,930,826	55,860	0	24,986,686	0	0	24,986,686
H25年度	24,986,686	0	0	24,986,686	0	0	24,986,686

増加理由はすべて寄附金である。平成25年度は寄附金0円となっている。

(3) 基金の活用実績の検証

・平成15年5月30日　14,982,815円

センター整備事業（交番設置、らるご充実）　11,985千円

青少年健全育成推進事業　2,888千円

少年指導員強化事業　110千円

計　14,983千円

・平成15年5月31日　8,461,000円

センター整備事業（交番設置、らるご充実）　809千円

青少年健全育成推進事業　1,097千円

少年指導員強化事業　164千円

青少年健全育成推進事業（警官人件費）　6,391千円

計　8,461千円

・平成 17 年 5 月 31 日　24,873,000 円

少年指導員強化事業	841 千円
青少年市民会議助成事業	3,750 千円
青少年育成センターＰＲ事業	690 千円
青少年健全育成団体・校区助成事業	7,190 千円
青少年非行防止シンポジウム事業	404 千円
青少年健全育成推進事業（警官人件費）	11,998 千円
計	24,873 千円

・平成 19 年 5 月 31 日　20,101,000 円

青少年健全育成推進事業	2,611 千円
青少年育成センターＰＲ事業	380 千円
青少年健全育成団体・校区助成事業	17,110 千円
計	20,101 千円

・平成 20 年 5 月 30 日　11,800,000 円

青少年健全育成団体・校区助成事業	11,800 千円

平成 21 年度以降基金の活用実績は無い。理由として、これまでの随時処分に伴う当該基金残高の減少により、近年は基金の繰入（充当）を財源としない事業執行に努めてきたことによるものとの回答を得た。

今後の課題としては、ふるさと・くるめ応援寄付やふるさと納税制度拡充等の影響もあってか、特定目的基金への寄附が減少傾向にあるとの回答を得たが基金の広報等具体的方策の検討はなされていない。

3　結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

平成 20 年度を最後にここ 5 年間基金の取崩しは無く、基金の運用益（利息）を青少年健全育成推進事業に充当しているのみであり、塩漬け状態といえる現在の運用は、基金の設置目的が果たされているのか疑問である。所管部署である子ども未来部青少年育成課においても当基金の広報に力を入れて寄附を募る等の方策はなされていない。基金残高も 25 年度末で 24,986 千円と事業を継続するには少ない。当基金財源の大半は正源氏ファミリーパーク建設基金を久留米市子育て支援基金と分割し積立てられたものである。青少年の健全育成も、子育て支援も事業内容は類似点が多い。本基金について条例を改正し、久留米市子育て支援基金との統合を行い、財源を充実した上で青少年健全育成も含めた幅広い子育て支援活動の推進に充てる方策を検討することが望まれる。

１３．久留米市ふるさと・水と土保全基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

農政部 農村整備課

(2) 根拠例規

久留米市ふるさと・水と土保全基金条例

(3) 設置年月日

平成 6 年 3 月 30 日（改正　平成 14 年 3 月 29 日）

(4) 設置目的

農村地域における土地改良施設の多面的な利活用の促進及び集落共同活動の活性化を支援し、快適な地域環境を保全することを目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

基金運用益等を活用し、土地改良施設や農地を中心とした地域資源を保全する活動を支援する事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源（経緯）

地方交付税交付金を財源として平成５年度より合併前の各市町で同基金を創設している。合併時に各市町の積立額を久留米市に引継いで現在に至る。

合併時の各市町の基金の内訳は下記のとおりである。

（合併時の各市町の基金の内訳）

久留米市	10,000,000 円
田主丸町	10,000,000 円
北野町	10,005,000 円
城島町	10,000,000 円
三潴町	10,402,507 円
合　計	50,407,507 円

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

基金の運用収益で事業を行う予定であり、基金の積立方針は定めていない。

(2) 基金の取崩方針

基金の運用収益で事業を行う予定であり、取崩の予定はない。

(3) 基金の目標額

積立ての目標額はない。

3 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	50,407,507	0	0	50,407,507	0	0	50,407,507
H22 年度	50,407,507	0	0	50,407,507	0	0	50,407,507
H23 年度	50,407,507	0	0	50,407,507	0	0	50,407,507
H24 年度	50,407,507	0	0	50,407,507	0	0	50,407,507
H25 年度	50,407,507	0	0	50,407,507	0	0	50,407,507

※ 基金の運用収益は一般会計へ繰入れし、農村振興総合整備事業の事務費等として活用している。

(H21 年 56,885 円、H22 年 42,879 円、H23 年 44,130 円、H24 年 35,864 円
H25 年 34,808 円)

※平成 17 年の久留米市合併時より、取崩しが行われたことはない。

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
該当なし		

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

4 実施した監査手続及びその内容

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングし、当該基金の概要を把握するとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 当該基金の財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決裁文書等の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に則した適切な処理がなされているかどうかの確認を行った。

(3) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性や必要性及び今後のあり方について検討を行った。

5 結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

基金残高の推移（３参照）を見てもわかるが、平成 17 年の久留米市合併時から現在まで基金の取崩しが行われたことはない。久留米市合併時には、集落排水事業実施の際に取崩して使用することが検討されていたが、他の国庫補助事業で充当されたため、実施に至らなかった。

また、過去５年間の基金の運用収益は 34 千円から 56 千円で推移しており、年々減少している。当該収益額では効果的な事業を行うことができる規模とはいい難く、実際に現在は、基金の運用収益を農村振興総合整備事業の事務費等としてのみ活用するにとどまっている。今後も金利の低迷が予測されることから、およそ 50,000 千円の運用収益で、効果的な事業を実施できる額を確保することは予測し難い。

基金を取崩して使用することもなく、基金運用収益によって当初予定していた事業を充分に実施できないであろうと予測されることから、当該基金を存続させていく必要性に疑問が残るといわざるをえない。今後は、当該基金を充当できる事業がないか再度検討し、基金の有する資金を有効に活用する途を明確にすることがもっともよいが、それが困難であれば基金の廃止も視野に入れて今後の基金の計画を検討することが望まれる。

１４．久留米市歴史博物館建設基金

１　基金の概要

平成８年５月久留米市は、堤鉄鋼株式会社代表取締役堤國雄氏から歴史博物館建設のための寄付金20,000,000円を受領する。これを受けて、平成８年10月に久留米市歴史博物館建設基金条例が制定され、久留米市歴史博物館建設基金が設置されるにことになった。

久留米市における歴史博物館建設の機運としては、第１回目が昭和54年から昭和58年ぐらいまで、第２回目が平成５年から平成13年ぐらいまで、そして第３回目が19年から平成21年ぐらいまでの間に担当課を中心として案が作成されてきたが、立地や博物館の規模等で市民及び議会のコンセンサスを得るまでには至らなかった。久留米市は、歴史博物館を学校教育と深く連携させ、将来の久留米を担うことになる子どもたちの育成や、世代間の交流の場として「生涯教育の施設」であるとともに、観光客を誘致できる「観光施設」となるように建設する事を目指している。

歴史博物館建設整備事業の現状としては、収蔵資料の整備として、資料のデータベース化、資料の修復とメンテナンス、博物館資料の購入、資料の貸出し、調査等を行い、また、六ツ門図書展示コーナー等において展示会の開催を行っている。

(1) 所管部署

市民文化部 文化財保護課

(2) 根拠例規

久留米市歴史博物館建設基金条例

(3) 設置年月日

平成８年10月１日

(4) 設置目的

久留米の歴史と文化を継承し、歴史と文化を共有する市民意識の醸成を目的として行う歴史博物館事業の推進に資するため

(5) 基金が充当される事業

歴史博物館整備事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 予算計上会計

一般会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

歴史博物館建設機運の醸成を図り、広く寄附金を集める。

(2) 基金の取崩方針

歴史博物館建設時の財源として取崩す。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

歴史博物館建設時期が定まらない。

３ 根拠条例

（久留米市歴史博物館建設基金条例）

平成８年１０月１日

久留米市条例第２１号

改正　平成１４年３月２９日条例第２号

（設置）

第１条　久留米の歴史と文化を継承し、歴史と文化を共有する市民意識の醸成を目的として行う歴史博物館建設事業の推進に資するため、久留米市歴史博物館建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に定める額とする。

(1) 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、使途を特定しない文化財保護事業推進に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額

(2) 市が予算に定める積立額

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第４条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（平１４条例２・全改）

（処分）

第５条　市長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。

（運用益金の処理）

第６条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、第１条の設置目的のための経費に充てる。ただし、第２条の積立金とすることを妨げない。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日条例第２号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

４　基金残高の推移

基金残高の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

	歴史博物館建設基金		
	残高	増減	備考
設立時	20,000,000		寄附
平成８年度末	20,000,000	0	
平成９年度末	20,140,000	140,000	利子　140,000 円
平成１０年度末	20,264,172	124,172	利子　124,172 円
平成１１年度末	20,335,063	70,891	利子　70,891 円
平成１２年度末	21,416,482	1,081,419	利子　81,419 円 寄附　1,000,000 円
平成１３年度末	21,496,786	80,304	利子　80,304 円
平成１４年度末	21,501,085	4,299	利子　4,299 円
平成１５年度末	21,514,021	12,936	利子　12,936 円
平成１６年度末	21,526,906	12,885	利子　12,885 円
平成１７年度末	21,541,399	14,493	利子　14,493 円
平成１８年度末	21,563,250	21,851	利子　21,851 円
平成１９年度末	21,625,076	61,826	利子　61,826 円
平成２０年度末	21,702,958	77,882	利子　77,882 円
平成２１年度末	21,811,155	108,197	利子　22,197 円 寄附　86,000 円
平成２２年度末	21,831,243	20,088	利子　20,088 円
平成２３年度末	21,850,765	19,522	利子　19,522 円
平成２４年度末	21,867,535	16,770	利子　16,770 円
平成２５年度末	21,883,914	16,379	利子　16,379 円

この表からも分かるように、歴史博物館建設基金は平成 8 年堤鉄鋼株式会社代表取締役堤國男氏からの寄附 20,000,000 円を財源としてスタートしている。その後、平成 11 年度に 1,000,000 円、また平成 21 年度には 50,000 円と 36,000 円が寄附され、寄附の累計は 21,086,000 円となっている。これに基金から発生した利息を加え、平成 25 年度末の残高は 21,883,914 円となっている。なお、これ以外に一般財源から積み立てられた金額はなく、また取崩しも行われていない。

5 寄附の状況

(単位：円)

	金額	寄附者
平成 8 年 5 月	20,000,000	堤鉄鋼㈱　代表取締役堤國雄
平成 11 年 8 月	1,000,000	個人
平成 21 年 4 月	50,000	個人
平成 21 年 5 月	36,000	個人

6 実施した監査手続き

(1) 基金の概要につき担当部局からヒアリングを行った。これにより、基金の設置目的、基金が充当される事業の概要、基金の積立方針、基金の取崩方針、担当課の考える課題等の確認を行った。
(2) 基金の根拠条例の確認を行った。
(3) 寄附申込書、寄附受領書の確認を行った。
(4) 基金残高の推移を検討し、基金の増加、減少原因の分析を行った。
(5) 歴史博物館建設の機運が高まっていた平成 21 年度時点の設計図面や建設予算に関する資料の閲覧を行った。

7 意見

基金の財源が、歴史博物館建設のための寄附及びこの基金から発生した利息である以上、当該基金は、寄附者の意思に従い、原則として歴史博物館建設資金に充てられるべき性格のものである。一方、歴史博物館の建設とその後の維持には多額の費用がかかるため、費用対効果の観点から建設のめどが立たない場合は、現在文化財保護課で行っている展示会や資料のデータベース化のために、基金を有効利用する事も検討に値すると考える。但し、市民が久留米市の歴史を学ぶ場として、歴史博物館は重要な役割を担うことになると考えられるため、その建設が期待されることに変わりはないと考える。

１５．久留米市環境整備基金

１ 基金の概要

久留米市環境整備基金は＜埋立地周辺環境整備事業＞として旧高良内埋立地周辺の環境整備を行うことにより、清掃行政の円滑な運営を図る。又＜埋立地関連事業＞として上水道への切り替え及び合併浄化槽設置に対する補助金の交付を行う事により、旧埋立地周辺住民の清掃行政に対する理解と協力を得ることを目的として設置されている。

(1) 所管部署

環境部 施設課

(2) 設置目的

旧高良内埋立地における埋立期間延長についての地元協議に際し、当時の高良内埋立地及びその周辺の環境整備推進を図るために設置している。

(3) 設置年月日

平成 8 年 6 月 21 日（久留米市条例第 14 号）

(4) 基金の財源

①一般会計からの繰入金

②基金の運用から生ずる収益

(5) 当初基金積立額

100,000 千円

(6) 根拠条例

久留米市環境整備基金条例

（平成 8 年 6 月 21 日決定 平成 14 年 3 月 29 日条例第 2 号改正）

(7) 予算計上会計

一般会計

(8) 基金の種別

積立基金

高良内中継基地

2 監査手続

(1) 基金の積立は適正か

久留米市環境整備基金は積立基金であり、当該年度の運用益は、基金に計上されている。

平成25年度の運用益は、 短期運用分利子 30,394円
普通預金利子 5,813円
計 36,207円 となっている。

(2) 基金の取崩しは適正か

久留米市環境整備基金の取崩しは、久留米市環境整備基金条例第 6 条(処分)の定めにより、「市長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。」となっており、基金所管部署である環境部施設課と総合政策部財政課の協議により基金取崩しが行われている。

下表は過去5年間の基金残高の推移を表わしたものである。

【基金残高の推移】　（単位:円）

	年度初残高	増加	減少	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加	減少	
H21年度	54,990,356	62,596	0	55,052,952	0	3,819,000	51,233,952
H22年度	51,233,952	46,837	0	51,280,789	0	0	51,280,789
H23年度	51,280,789	45,242	0	51,326,031	0	0	51,326,031
H24年度	51,326,031	36,750	0	51,362,781	0	0	51,362,781
H25年度	51,362,781	36,207	0	51,398,988	0	0	51,398,988

ここ4年間基金の取り崩しは行われていない。これは旧高良内埋立地の下には、家庭等から排出されたごみが焼却せずに直接埋立てられておりまだ地盤が安定しておらず、跡地整備が可能な時期を見計らいながら、地元との協議のなかで整備方針を検討する予定であるとの回答を得た。

平成4年当時、不燃物、可燃物、粗大ごみを転圧し直接埋立てていた。

(3) 基金の活用実績の検証

埋立地受け入れ地区については、他の地域に優先した重点振興策を実施するため、平成 17 年から基金を財源として、観音山集会所（内野地区）の整備等が行われている。

観音山集会所

１７年度　実績　４，６５３千円
・埋立地周辺環境整備事業費（藤山町高速道路側道整備）　１，７０２千円
・観音山集会所（内野地区）整備事業費　　１，７７５千円
・埋立地関連事業費（浄化槽設置等補助）　　１，１７６千円

１８年度　実績　３３，８２３千円
・埋立地周辺環境整備事業費（藤山町高速道路側道整備）　８２１千円
・観音山集会所（内野地区）整備事業費　　２８，８５４千円
・埋立地関連事業費（浄化槽設置等補助）　　４，１４８千円

１９年度　実績　８，７８０千円
・埋立地周辺環境整備事業費（藤山町高速道路側道整備）　８，７８０千円

２０年度　実績　１，０９８千円
・埋立地周辺環境整備事業費（道路改良）　１，０９８千円

２１年度　実績　３，８１９千円
・埋立地関連事業費（浄化槽設置等補助）　　４１４千円
・埋立地周辺環境整備事業費（道路改良）　３，４０５千円
※　２２年度以降は実績なし

旧高良内埋立地の現況

この下に不燃ごみ、可燃ごみが埋立てられている。昭和41年度から平成4年度までの27年間で300,000ｔを越えている。

3 結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

高良内中継基地、旧埋立地、観立山集会所、埋立地周辺道路の現地視察を行った。過去の久留米市のごみ処理は、違法性はなかったものの、決して「衛生的で安定した適正処理」と言えるものではなかった。現在埋立てを終了している旧高良内埋立地は、供用開始以降、不燃ごみとともに焼却能力不足の為、焼却できない可燃ごみも埋められており、周辺住民に多大なる負担を強いる結果となっていた。

未だ地盤の安定が計れていないため、跡地整備が行えない状態である。今後、跡地整備が可能な時期を見計らいながら、よりいっそう環境整備事業の推進に努められたい。

１６．久留米市子育て支援基金

１ 基金の概要

久留米市子育て支援基金は、久留米市の明日を担う子供を健やかに育てるため、①子育て支援基金運用事業 ②地域子育て促進事業、児童センター運営事業 ③地域子育て支援センター整備事業 ④ブックスタート、子どもの読書環境整備事業への活用を目的として設置されている。

(1) 所管部署

子ども未来部 子ども育成課

(2) 設置目的

子どもを安心して産み、健やかに育てるために地域住民が自主的、主体的に行う子育て支援活動の振興に資するため

(3) 設置年月日

平成 10 年 4 月 1 日（久留米市条例第 5 号）

(4) 基金の財源

寄附金（石橋正二郎氏）

(5) 当初基金積立額

273,234 千円

(6) 根拠条例

久留米市子育て支援基金条例(平成 10 年 3 月 31 日制定)

(7) 予算計上会計

一般会計

(8) 基金の種別

積立基金

現在基金が充当される事業の具体的内容は下記のとおりである。

①子育て支援基金運用事業

・子育てサークル活動やボランティア活動団体への助成

・社協が実施する地域の遊び場整備事業への助成　充当財源は主に基金運用利子

②地域子育て促進事業、児童センター運営事業

・子育て中の保護者及び児童が交流、体験活動を行うための「場所」の運営費用への充当　財源は元金取崩し

③地域子育て支援センター整備事業

・子育て支援センターを整備する際の費用に充当　財源は元金取崩し

④ブックスタート、子どもの読書環境整備事業

・絵本の読み聞かせを通じて健全な育成を図るための事業費に充当　財源は元金取崩し

2 監査手続

(1) 基金の積立は適正か

久留米市子育て支援基金は、石橋正二郎氏からの寄附金を正源氏ファミリーパーク建設基金として積立てていた（当時 352,005,733 円）ものの、建設構想が縮小になったため、全額を取り崩し、子育て支援と青少年健全育成に資する事業で活用するため、久留米市子育て支援基金と久留米市青少年健全育成基金とに分割し、積立て再編したものである。当初基金積立額 273,234,824 円は、全額石橋正二郎氏からの寄附によるものであるが、以後市民各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金、使途を限定しない子育て支援に関する寄附金を積立てている。又基金の運用益は、同基金条例第 6 条の規定に基づき、久留米市一般会計歳入予算に財産収入（基金預金利子）として計上し、子育て支援事業の経費に充当されている為基金への積立はない。

(2) 基金の取崩しは適正か

久留米市子育て支援基金の取り崩しは、久留米市子育て支援基金条例第 5 条(処分)の定めにより、「市長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。」となっており、基金所管部署である子ども未来部子ども育成課と総合政策部財政課の協議により基金取崩しが行われている。

下表は過去５年間の基金残高の推移を表わしたものである。

【基金残高の推移】　（単位:円）

	年度初残高	増加	減少	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加	減少	
H21年度	190,299,147	223,000	0	190,522,147	0	12,394,000	178,128,147
H22年度	178,128,147	120,555	0	178,248,702	0	0	178,248,702
H23年度	178,248,702	0	0	178,248,702	0	0	178,248,702
H24年度	178,248,702	0	50,000	178,198,702	0	0	178,198,702
H25年度	178,198,702	0	0	178,198,702	0	0	178,198,702

増加理由は全て寄付金である。平成24年度減少50,000円は、平成22年度に寄附を受けていた団体の構成員が反社会的団体と関係があることが判明したため返済したものである。

直近３年間は、寄付による増加はない。

(3) 基金の活用実績の検証

・平成15年3月25日　12,473,639円
地域子育て促進事業（くるるん整備）

・平成16年3月25日　3,453,038円
地域子育て支援センター整備事業（善導寺子育て支援センター整備）

・平成17年5月31日　28,822,000円
地域子育て支援センター整備事業（松柏子育て支援センター整備）　16,580千円
子育て支援基金運用事業　1,557千円
地域子育て促進事業（くるるん運営費）　4,637千円
ブックスタート事業　6,048千円

・平成19年5月31日　16,175,000円
子育て支援基金運用事業　1,513千円
地域子育て促進事業（くるるん運営費）　7,644千円
ブックスタート事業　5,548千円
子どもの読書環境整備事業　1,470千円

・平成20年5月30日　22,312,000円
地域子育て支援事業（江南子育て支援センター整備）　642千円
子育て支援基金運用事業　2,644千円
地域子育て促進事業（くるるん運営費）　11,437千円
ブックスタート事業　4,882千円
子どもの読書環境整備事業　2,707千円

平成 21 年度の基金取崩し 12,394 千円は、地域子育て促進事業（子育て交流プラザ運営委託料）への支出である。

委託料 15,171 千円に対する国補助金 2,777 千円を控除した 12,394 千円となっている。支出根拠（久留米市子育て支援基金条例第 5 条）金額決定ともに適正である。

ここ 4 年間基金の取崩しがない理由を確認したところ、各年度において、子育て支援基金の一部を取崩し、それを財源とした事業計画及び予算措置（基金取崩しによる繰入金）を行っていたが、久留米市一般会計予算全体の財源調整（収支調整）の中で、市民税や地方交付税等の影響により、結果的に基金の取崩しによる繰入には至らなかったものであるとの回答を得た。

今後の課題としては子育て支援団体への助成期間が平成 26 年度で終了するため、平成 27 年度からの基金活用事業の検討が急務であるとの回答を得た。しかしながら、基金活用の具体的議論はなされていない。

3 結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

平成 21 年度を最後にここ 4 年間基金の取崩しは無く、運用益（利息）を子育て支援事業に充当しているのみである。寄附による基金の増加も過去 5 年間で 343,555 円である。基金の主旨を踏まえた活用が行われているとは言いがたい。当基金の当初積立財源は、もともと石橋正二郎氏からの寄附金を久留米市青少年健全育成基金と分割し、充当されたものである。両基金とも所管部署は、子ども未来部である。その事業内容も、久留米の未来を担う子どもや青少年の健全育成を目的とするものもあり、類似点が多い。本基金について条例を改正し、久留米市青少年健全育成基金との統合を行い、財源を充実した上で幅広い子育て支援、青少年育成の基金として再編し、活動推進に充てる方策を検討することが望まれる。

１７．久留米市営住宅整備基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

都市建設部 住宅政策課

(2) 根拠例規

久留米市営住宅整備基金条例

(3) 設置年月日

平成 11 年 3 月 31 日

(4) 設置目的

久留米市営住宅及び住環境の整備を推進することを目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

久留米市の市営住宅制度は、国と協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

久留米市は平成 26 年 3 月 31 日時点で 4,656 戸の市営住宅を有しており、市内の住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの確保を行っている。市営住宅の入居基準は毎月の所得が 214,000 円以下の世帯が対象であり、低額所得者の入居を原則としているが、災害等によって住戸を滅失した場合など、緊急かつ一時的に住戸が必要となった方についても、必要に応じて空き部屋を斡旋することで、多方面での活用を行っている。

また、福祉を目的とした車椅子専用の市営住宅や、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅等も整備している。

一方で、耐用年数を超えた市営住宅が多数存在していたため、平成 22 年度に久留米市営住宅長寿命化計画を策定し、平成 32 年度までを計画期間として建替えや移転を推進している。

久留米市営住宅整備基金は、市営住宅跡地の売却益と基金の運用収益を積立てながら、市営住宅の修繕、建替え等に関する費用に充当できるように設置している。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

① 市営住宅、共同施設及びこれらの敷地の譲渡に伴い発生した対価（補償金を含む。）

② 基金の運用から生ずる収益

③ 市民、各種団体又は事業者が基金への積立てを指定した寄附金額、使途を特定しない市営住宅事業推進に関する寄附金額

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

一般会計とのバランスをとりつつ、市営住宅跡地の売却益と基金の運用収益を積み立てる。

(2) 基金の取崩方針

将来の財源不足に備え、可能な限り基金の取崩しは行わず、基金残高の温存に努める予定である。

(3) 基金の目標額

積立の目標額はない。

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*3)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*2)	減少(*3)	
H21 年度	126,992,096	140,677	0	127,132,773	151,291,648	0	278,424,421
H22 年度	278,424,421	106,036	0	278,530,457	0	0	278,530,457
H23 年度	278,530,457	210,039	0	278,740,496	0	0	278,740,496
H24 年度	278,740,496	175,105	0	278,915,601	0	0	278,915,601
H25 年度	278,915,601	174,130	0	279,089,731	0	0	279,089,731

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益の積立て　※	174,130	2,788,000

※決算額と当初予算額との差異の理由

予算上、基金への積立額を予算作成時の基金残高のおおむね１％としているため

*2:平成 21 年度の出納整理期間の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)
	決算額
平成 19 年度、昭和通南側バスベイ用地売却分	27,990,648
平成 20 年度、山川住宅売却分	24,533,000
平成 21 年度、昭和通南側売却分	98,768,000

*3:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

4　実施した監査手続及びその内容

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングし、基金の概要を把握するとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成 25 年度中(必要に応じて他の年度)の増減内容を確認するとともに、その内容について個別に分析を行い、積立財源の適切性等の確認を行った。

(3) 基金の積立て、取崩しの財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決裁文書等の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に則した適切な処理がなされているかどうかの確認を行った。

(4) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかどうかなど、基金の有効性や必要性及び今後のあり方について検討を行った。

5 結果

(1) 指摘事項

平成 22 年度（平成 21 年度の出納整理期間中）に 151 百万円の積立てが行われているが、当該積立てに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い（金銭会計規則第９条）、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない。（久留米市文書規程第 31 条）。決裁の過程を明確にできるように、今後は保存すべき書類を厳正に取り扱うべきである。

(2) 意見

① 平成 21 年度の出納整理期間中に 151 百万円が積立てられているが、うち 52 百万円は平成 19 年度と平成 20 年度の市営住宅等の売却に係るものである。このような過年度の市営住宅等の売却益が翌年度以後に積立てられている理由は売却の翌年度以後に財源を見出して基金に積立てたとのことであった（当該基金担当者）。このように過年度分の積立てが無制限に認められると積立財源の後付けが可能となり、積立財源を明確にしているとはいい難い。特定目的基金の積立財源は条例で限定的に定められており、その財源を明確にする必要がある。今後は、原則として積立財源が発生した年度に積立てを行うなど、積立てに係るルールを明確にすることが望まれる。

② 平成 21 年度からの基金残高の推移をみると、過去５年間において基金の取崩しは行われていない。その理由としては、将来の財源不足に備え、市営住宅の維持管理に係る費用は一般財源で対応しながら、できるだけ基金残高を温存するという考え方によるものであった。

確かに、特定の目的のために財産を維持する（地方自治法第 241 条）ことには法令的にも条例的にも問題はない。しかし、将来的に財政調整的に活用しようとしているのみで、中長期計画を有していないことについては問題意識を持つべきである。今後は基金の中長期的な計画の立案、基金の将来のあり方について担当課で検討を行い、当該計画等をもって基金の活用に積極的に取り組んでいくことが望まれる。

１８．久留米市特別奨学金基金

1　基金の概要

久留米市特別奨学金基金は、人物及び能力ともに優れているにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難であり、学業意欲のある者に対して学資の援助を行う事を目的として設置されている。

(1) 所管部署

教育部 学校教育課

(2) 設置目的

経済的理由により高等学校等の就学に困難な者に対し奨学資金を給付し、就学の途を開くことにより有用な人材の育成に資するため

(3) 設置年月日

平成 13 年 3 月 29 日（久留米市条例第 2 号）

(4) 基金の財源

①寄附金

②基金の運用から生ずる収益

(5) 当初基金積立額

75,000 千円

(6) 根拠条例

久留米市特別奨学金基金条例(平成 13 年 3 月 29 日制定)

(7) 予算計上会計

一般会計

(8) 基金の種別

積立基金

久留米市特別奨学金基金設置に至った経緯は、平成 11 年 12 月 31 日久留米市民より土地の寄附が申し込まれた。寄附された土地の概要は天神町 宅地 159.27 ㎡、寄附の目的として土地売却による収入を育英資金として活用する事を希望されたことによる。

久留米市特別奨学金は、給付型奨学金である。支給額月額7,000円、募集対象は高等学校等在学生(高校進学後の家計急変に対応)であり、定員は平成25年度20名、平成26年度10名、平成27年度若干名予定(高3のみ)である。

2 監査手続

(1) 基金の積立は適正か

久留米市特別奨学金基金は、市民又は各種団体が基金への積立てを指定した寄附金額、その他市長が適当と認める寄附金を積立てている。又当該年度の運用益は基金に計上されている。

(2) 基金の取崩しは適正か

久留米市特別奨学金基金条例第5条(処分)によると、「市長は、基金設置の目的を達するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。」となっており、久留米市奨学金奨学生審議委員会により審議人選され、基金所管部署である学校教育課と総合政策部財政課の協議により基金取崩しが行われている。

久留米市奨学金奨学生審議委員の実際の構成は、下記のとおりである。

・委 員 長…中学校長
・副委員長…高校校長
・委　　員…中学校長4名、高校校長1名、教委事務局職員(学校教育改革担当次長、人権・同和教育課長、学校教育課指導主幹)

※中学校長5名の人選については市立中学校長会からの推薦による。

平成25年度の久留米市特別奨学金奨学生の選考は、下記の要領によって行われている。

① 奨学生の選考方法

申請者の世帯構成などに基づいて収入基準額を計算し、その基準額と実際の世帯の収入を比較して、その充足率を下記の計算式で求め、率の低い順に候補とする。

$$\text{充足率} = \frac{\text{申請者世帯の収入合計}}{\text{申請者世帯の収入基準額合計}} \times 100\ (\%)$$

② 収入基準額について

奨学金の受給資格に規定する「経済的理由により学資の支弁が困難」とは、申請者の属する世帯全員の収入合計額が、下記により算出した収入基準以下であることをいう。

なお、この収入基準は福岡県教育文化奨学財団の奨学金の収入基準に準じる。

ａ）奨学金に係る収入基準の基礎額（生活保護基準額の 1.5 倍以下）

（単位:円）

世帯の人員	基礎額(収入額)
2 人世帯	3,255,330
3 人世帯	4,006,800
4 人世帯	4,851,795
5 人世帯	5,294,295
6 人世帯	6,111,915

ｂ）収入基準に係る加算額

次に該当する場合、その額を収入基準に加算することができる。

（単位:円）

	加算額
母子父子家庭等で児童に該当する人がいる場合	
児童が１人の場合	418,680
児童が２人の場合に加える額	33,120
児童が３人以上１人を増す毎に加える額	16,920
世帯に障害者に該当する人がいる場合（１人につき）	483,300
世帯に就労所得者が複数いる場合（２人目以降１人につき）	507,780

下表は過去 5 年間の基金残高の推移を表わしたものである。

【基金残高の推移】 （単位:円）

	年度初残高	増加	減少	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加	減少	
H21年度	46,730,868	1,154,406	0	47,885,274	0	11,180,600	36,704,674
H22年度	36,704,674	42,652	0	36,747,326	0	8,652,000	28,095,326
H23年度	28,095,326	31,632	0	28,126,958	0	8,071,000	20,055,958
H24年度	20,055,958	15,697	0	20,071,655	0	8,113,000	11,958,655
H25年度	11,958,655	129,293	0	12,087,948	0	6,356,000	5,731,948

平成 25 年度の基金増加理由は、個人寄附 120,000 円 基金利子 9,293 円 計 129,293 円である。平成 25 年度の基金減少理由は、平成 25 年度特別奨学金分として一般会計へ繰入額 6,356,000 円である。

(3) 基金の活用実績の検証

下表は過去5年間の久留米市特別奨学金基金の内訳である。

年度	月日	件名	取崩し額	備考
H21	22.5.31	一般会計平成21年度分へ繰入	11,180,600	H21年度久留米市特別奨学金支出分

H21年度		1期	2期	3期	4期	
19特	件数	24	24	24	24	
	金額	705,600	705,600	705,600	705,600	
20特	件数	30	30	30	30	
	金額	906,300	906,300	906,300	906,300	
21特	件数	44	39	39	39	
	金額	1,210,800	1,180,800	1,180,800	1,160,600	
小計	件数	98	93	93	93	合計
	金額	2,822,700	2,792,700	2,792,700	2,772,500	11,180,600

H22	23.5.31	一般会計平成22年度分へ繰入	8,652,000	H22年度久留米市特別奨学金支出分

H22年度		1期	2期	3期	4期	
20特	件数	26	26	26	26	
	金額	546,000	546,000	546,000	546,000	
21特	件数	37	37	37	37	
	金額	777,000	777,000	777,000	777,000	
22特	件数	40	40	40	40	
	金額	840,000	840,000	840,000	840,000	
小計	件数	103	103	103	103	合計
	金額	2,163,000	2,163,000	2,163,000	2,163,000	8,652,000

H23	24.5.31	一般会計平成23年度分へ繰入	8,071,000	H23年度久留米市特別奨学金支出分

H23年度		1期	2期	3期	4期	
21特	件数	25	25	25	24	
	金額	525,000	525,000	518,000	504,000	
22特	件数	32	32	31	31	
	金額	672,000	665,000	651,000	651,000	
23特	件数	40	40	43	40	
	金額	840,000	840,000	840,000	840,000	
小計	件数	97	97	99	95	合計
	金額	2,037,000	2,030,000	2,009,000	1,995,000	8,071,000

H24	25.5.31	一般会計平成24年度分へ繰入	8,113,000	H24年度久留米市特別奨学金支出分

H24年度		1期	2期	3期	4期	
22特	件数	24	24	24	23	
	金額	504,000	504,000	497,000	476,000	
23特	件数	34	34	34	34	
	金額	714,000	714,000	714,000	714,000	
24特	件数	38	40	41	39	
	金額	798,000	840,000	819,000	819,000	
小計	件数	96	98	99	96	合計
	金額	2,016,000	2,058,000	2,030,000	2,009,000	8,113,000

H25	26.5.31	一般会計平成25年度分へ繰入	6,356,000	H25年度久留米市特別奨学金支出分

H25年度		1期	2期	3期	4期	
23特	件数	24	24	24	23	
	金額	504,000	504,000	504,000	483,000	
24特	件数	33	33	32	32	
	金額	693,000	679,000	672,000	658,000	
25特	件数	19	20	20	20	
	金額	399,000	420,000	420,000	420,000	
小計	件数	76	77	76	75	合計
	金額	1,596,000	1,603,000	1,596,000	1,561,000	6,356,000

基金の取崩し支払は、久留米市より奨学生が通う各学校へ支出されたのち年間決算額分を一般会計へ繰入されている。適正である。

3 結果

(1) 指摘事項

久留米市特別奨学生は、久留米市特別奨学金奨学生募集要綱にもとづき久留米市奨学金奨学生審査委員会により審議人選されるのであるが、収入基準額による審査は申請年度1回のみであり、1年生時に選考された場合、2年生3年生時に収入基準額の再審査は行われていない。これは久留米市特別奨学金奨学生募集要綱第7条（特別奨学金の廃止又は停止）の中に奨学金受給後の経済状況好転条項が明確に記されていない為である。

第7条に（1）第3条（受給支格）に規定する資格を欠いたときとあり、第3条（3）経済的理由により学資の支弁が困難な者とあることから経済状況好転の場合、自主的辞退を促しているのであろうが収入基準額の算定は複雑であり受給者に委ねるべきではない。

平成26年度応募状況は、募集定員10名に対し46名の応募がある。受給を切望する学生が多数いる現実がある中、既受給者にも毎年収入基準額の審査を行う事を求める。

(2) 意見

久留米市特別奨学金基金は、資金が枯渇すること又平成26年度より国の新たな奨学給付金制度が創設されたこと等、基金の状況が設置当時と現在では違ってきており、久留米市奨学金と併せて今後の奨学金制度のあり方を検討している最中との回答を得たが、未来の久留米市を担う人材育成の為にも久留米市特別奨学金基金の継続又は久留米市が主体性を発揮できる新たな奨学金基金の創設が望まれる。

１９．退職手当基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 財政課

(2) 根拠例規

地方自治法第２４１条第１項は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を設けることができるとしており、これを受けて、久留米市基金条例第１条第４号により「退職手当基金」が設置されている。

(3) 設置年月日

平成 15 年 6 月 30 日、久留米市基金条例の一部改正により、「退職手当基金」が設置された。

(4) 設置目的

職員の退職手当の財源に充てることが設置目的である（条令第 2 条第 4 項)。

(5) 基金が充当される事業の概要

上記設置目的記載のとおり

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

一般財源及び平成２０年度の久留米市ガス事業の民間譲渡の売却益の一部

(8) 備考

平成１８年以降の９年間で、団塊の世代の退職者が急激に増え、毎年平均約７１名程度の退職者が見込まれ、久留米市以外の４町では、退職手当組合への加入により対策がとられているが、久留米市においては何ら対策がとられていなかったことから、基金が設置されたものである。

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

特にないが、平成２１年度は、平成２０年度にガス事業を売却したことにより、これまで退職金の引当金相当額を一般会計に繰り入れていたガス事業会計がなくなることから、当該会計から今後引き当てられるべき額を算定して、当該額（約１３億４０００万円）を、売却益から積み立てた。

(2) 基金の取崩方針

平成２７年度以降、交付税が段階的に減縮されること及び扶助費の増加などに備え、平成２２年以降、主要４基金（財政調整基金、都市建設基金、減債基金、久留米市土地開発基金）を取り崩さない方針としたことに準じ、退職手当基金も、平成２２年度以降取り崩さない方針とされ、実際に、平成２１年度の取り崩しを最後に、平成２２年度以降は一切取り崩しが行われていない。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

なし

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中
					増加(*1)	減少(*2)	調整後残高
H21年度	619,460,613	1,340,684,832	0	1,960,145,445	0	195,318,000	1,764,827,445
H22年度	1,764,827,445	1,606,127	0	1,766,433,572	0	0	1,766,433,572
H23年度	1,766,433,572	1,357,473	0	1,767,791,045	0	0	1,767,791,045
H24年度	1,767,791,045	2,612,902	0	1,770,403,947	0	0	1,770,403,947
H25年度	1,770,403,947	2,401,762	0	1,772,805,709	0	0	1,772,805,709

*1:平成25年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)
基金の運用収益	2,401,762

＊基金の減少、事業等への充当はなし。

4　意見

退職手当基金は、主要４基金と異なり、地方自治を行っていくうえで、必要不可欠な基金ではない。

また、平成２７年度以降の交付税の段階的減縮及び扶助費の増加などに備えた取り崩しの抑制については、平成２１年度以降、主要４基金が全く取り崩しを行うことなく、一般財源の範囲で地方財政が賄えてきたこと、交付税の減縮の点については本来的な財政需要額にあわせるものであることに照らすと、退職手当基金について取り崩しを抑制的に行う合理性はそれほど高くないのではないかと考える。

さらに、退職手当基金は、平成１８年度以降の９年間に毎年平均約７１名程度見込まれる退職者への対策として設置された基金であるが、平成２２年度以降は全く基金を取り崩すことなく賄えていることからすれば、今後、退職者が急増する事情の有無や扶助費の増加の程度に照らし、かかる基金の存在意義を再検討してもよいのではないかと考える。

もっとも、地方自治法により、特定の目的のために設置された基金は、その目的のためでなければ処分ができないとされていることから、退職手当基金を他の目的のために取り崩すことは、条例改正では対応できない。

したがって、退職金の支払は、一般財源からではなく、一定程度、退職手当基金取り崩しにより行い、それにより生じた一般財源の剰余金を他に支出する、あるいは市民に還元するなどを検討してもよいと考える。

２０．久留米市教育振興基金

１ 基金の概要

久留米市教育振興基金は、久留米市の教育振興に資するため市民又は各種団体等が基金への積立てを指定した寄附の受け皿として設置されている。

(1) 所管部署
教育部 総務

(2) 設置目的
久留米市の教育振興に資するため

(3) 設置年月日
平成 16 年 10 月 5 日（久留米市条例第 21 号）

(4) 基金の財源
①寄附金
②基金の運用から生ずる収益

(5) 当初基金積立額
6,000 千円

(6) 根拠条例
久留米市教育振興基金条例(平成 16 年 10 月 5 日制定)

(7) 予算計上会計
一般会計

(8) 基金の種別
積立基金

久留米市教育振興基金の積立方針としては、市民又は各種団体が基金への積立てを指定した寄附金額などを対象にしている。(基金条例第 2 条) 取崩し方針は、基金設置の目的(教育振興)を達成するため必要があると認められるときとしている。(基金条例第 5 条)

以上の事を踏まえ、寄附の目的にあわせ、教育活動支援事業や教育振興事業に充当されている。

【H25 年度の充当事業】

(1) 篠山小学校寄附金活用事業

・篠山小学校の備品等購入費に充当

(2) 中学校生き活きスクール事業（美術教育振興事業）

・生徒を文化センターへ連れていくバスの借上料に充当

(3) 久留米市奨学金（久留米商業高等学校寄附金活用事業）

・久留米商業高校の生徒への奨学金に充当

(4) 久留米商業高等学校寄附金活用事業

・久留米商業高校の図書・備品購入費に充当

2 監査手続

(1) 基金の積立は適正か

久留米市教育振興基金は、寄附金、基金の運用から生ずる収益から積立てられている。

下表は教育振興基金寄附目的別基金残高である。

寄附目的	歳入	歳出	残高	備考
美術振興	16,500,000円 (内訳) H16年12月15日:5,000,000 H21年 3月31日:5,000,000 H26年 3月31日:6,500,000	9,000,000円 (内訳) H18年 5月31日:1,000,000 H19年 5月31日:1,000,000 H20年 5月30日:1,000,000 H21年 5月29日:1,000,000 H22年 5月31日: 500,000 H23年 5月31日:1,000,000 H24年 5月31日: 800,000 H25年 5月31日:1,700,000 H26年 5月31日:1,000,000	7,500,000円	法人2社
理科教育	2,200,000円 (内訳) H23年3月31日: 500,000 H24年3月30日: 500,000 H26年3月31日:1,200,000	1,000,000円 (内訳) H24年 5月31日:500,000 H25年 5月31日:500,000	1,200,000円	法人2社
久留米商業教育振興	80,000,000円 (内訳) H24年3月30日:80,000,000	27,376,427円 (内訳) H25年 5月31日:21,632,408 H26年 5月31日: 5,744,019	52,623,573円	個人1名
篠山小教育振興	10,000,000円 (内訳) H25年3月29日:10,000,000	2,302,043円 (内訳) H26年 5月31日: 2,302,043	7,697,957円	個人1名
その他	1,827,000円 (内訳) H16年12月15日:1,000,000 H18年 3月 6日: 300,000 H18年 6月22日: 30,000 H20年 3月31日: 180,000 H21年 5月29日: 81,000 H22年 3月31日: 236,000	190,000円 (内訳) H23年5月31日:190,000	1,637,000円	法人1社 個人5名
利子･運用等	166,745円 H16年10月5日～H26年3月31日	0円	166,745円	

平成25年度の基金増加内訳は、　美術振興目的　　6,500,000円　寄附法人1社
理科教育目的　　1,200,000円　寄附法人2社
基金利息　　47,390円
計　　7,747,390円　である。

(2) 基金の取崩しは適正か

久留米市教育振興基金の取崩しは、基金条例の設置目的に沿って「寄附者の意向に沿った事業」へ充当する方針であるとの説明を受けた。

下表は過去5年間の基金残高の推移を表わしたものである。

【基金残高の推移】

	年度初残高	増加	減少	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加	減少	
H21年度	7,625,853	245,679	0	7,871,532	0	500,000	7,371,532
H22年度	7,371,532	507,199	0	7,878,731	0	1,190,000	6,688,731
H23年度	6,688,731	80,507,090	0	87,195,821	0	1,300,000	85,895,821
H24年度	85,895,821	10,060,534	0	95,956,355	0	23,832,408	72,123,947
H25年度	72,123,947	7,747,390	0	79,871,337	0	9,046,062	70,825,275

平成25年度の基金減少内訳は下表のとおりである。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合 (B/A×100)
篠山小学校寄附金活用事業	2,302,043	2,302,043	100%
中学校生き活きスクール事業（中学校美術教育振興事業)	2,777,475	1,000,000	36%
久留米市奨学金（久留米商業高等学校寄附金活用事業)	1,800,000	1,800,000	100%
久留米商業高等学校寄附金活用事業	3,944,019	3,944,019	100%

25年度教育振興事業費分として一般会計へ繰入られている。目的外使用は認められない。

(3) 基金の活用実績の検証

①美術教育振興事業

a 寄附の申し込みについて

ア M社

寄附の目的：石橋美術館の振興と学校教育の充実

寄附申込金額：平成１６年度　５，０００千円

※１，０００千円を当該年度に使用し、残４，０００千円を基金へ繰り入れ

平成２０年度　５，０００千円

平成２５年度　６，５００千円

イ Ｓ社

寄附の目的：石橋美術館の振興と学校教育の充実

寄附申込金額：平成１６年度　１，０００千円

b 寄附経緯と趣旨及び寄附金の使途について

寄附者であるM社代表取締役社長のM氏及びＳ社代表取締役社長M氏が、ブリヂストン創始者である石橋正二郎氏を崇敬していることから、「石橋美術館の振興と学校教育の充実」を目的に寄附をいただいている。

このことを踏まえ下記のとおり事業を実施している。

※これまでの寄附金の使途

◇中学校美術作品展開催のための経費

◇石橋美術館等鑑賞のためのバス借り上げ

毎年、市内５校程度が鑑賞していたが、平成２３年度からは、一般財源を追加して、市内全中学校の１年生が鑑賞している。

c 基金歳出の内訳

年度	歳出（円）	内訳
Ｈ１７	1,000,000	交付金　1,000,000 円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付
Ｈ１８	1,000,000	交付金　1,000,000 円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付
Ｈ１９	1,000,000	交付金　1,000,000 円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付
Ｈ２０	1,000,000	交付金　1,000,000 円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付
Ｈ２１	500,000	交付金　500,000 円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付
Ｈ２２	1,000,000	交付金　1,000,000 円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付

Ｈ２３	800,000	交付金　　300,000円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付 借上料　　500,000円 青木繁・高島野十郎里帰り展鑑賞事業に係るバス借り上げ料へ充当（事業費決算額　1,783,320円）
Ｈ２４	1,700,000	補助金　　300,000円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付 借上料　　1,400,000円 中学校美術教育振興事業に係るバス借り上げ料へ充当（事業費決算額　2,354,004円）
Ｈ２５	1,000,000	補助金　　300,000円 久留米市小・中学校美術教育推進委員会へ交付 借上料　　700,000円 中学校美術教育振興事業に係るバス借り上げ料へ充当（事業費決算額　2,477,475円）

上記歳出は、久留米市における学校教育の充実を図るため、石橋美術館の振興と美術教育の充実を通して「ふるさと久留米」の伝統文化を発見、継承していくことを推進する事業活動に対して、久留米市補助金等交付規則（昭和 50 年久留米市規則第 5 号）及び久留米市学校美術教育振興事業に係る補助金交付要綱の定めるところにより補助金を交付している。適正である。

②理科教育振興事業

a　寄附の申し込みについて

○　寄附者：O社及びN財団

○　寄附の目的：理科教育振興

○　寄附申込金額：平成２２年度　　５００千円
　　平成２３年度　　５００千円
　　平成２５年度　１，２００千円

b　寄附金の使途について

寄附の目的を踏まえ、児童生徒の理科に関する興味・関心を高めて、学ぶ意欲を向上させるとともに、科学的な思考や表現の育成に役立てるため、理科の備品・器具等を整備する。

c　基金歳出の内訳

平成２３年度　　消耗品費　　４０８，２６８円
　　備品購入費　　９９，７５０円
　　合　　計　５０８，０１８円（基金５００，０００円充当）

平成２４年度　　消耗品費　　３８４，０４８円
備品購入費　１４１，７５０円
合　　計　５２５，７９８円（基金５００，０００円充当）

購入された消耗品・備品は、久留米市理科教育センターで管理されている。久留米市小、中学校が教材を借りる場合の手続きは、学校長が教育センター長へ借用目的、借用品名・個数・借用期間、借用者・借用日及び返却者・返却日を記載した借用書を提出することとなっている。

③久留米商業教育振興事業

ａ　寄附の申し込みについて

○平成23年11月8日付で久留米商業高等学校卒業生Ｔ氏から寄附が申し込まれた。

○寄附の目的：久留米商業高等学校の教育振興

○寄附申込金額：８０，０００千円

ｂ　寄附金の使途について

寄附者は、一定期間継続するような文庫や奨学金を希望している。

このことを踏まえ、文庫や奨学金といった事業に加え、ハード事業を組み合わせた以下の４事業を実施する。

（ア）防球フェンスの新設（総延長約190m）
（イ）備品の設置
（ウ）文庫の設置（図書の整備）
（エ）奨学金の創設

ｃ　基金歳出の内訳

Ｈ２４年度歳出（Ｈ２５．５．３１基金取り崩し）の内訳
歳出　　２１，６３２，４０８円
【歳出内訳】
委託料　　５１８，１２３円
（内容）久商防球フェンス設置外工事設計業務委託（1,459,500円）のうち、
防球フェンス設置分　518,123円
工事請負費　１７，３５４，４００円
（内容）久商防球フェンス設置外工事　17,354,400円
消耗品費　　９９０，３３５円
（内容）堤文庫用図書購入　990,335円
備品購入費　　９６９，５５０円
（内容）冷凍冷蔵庫、楽器、発電機、液晶テレビ購入
補助金　　１，８００，０００円
（内容）久留米商業高校堤奨学金　1,800,000円

Ｈ２５年度歳出（Ｈ２６．５．３１基金取り崩し）の内訳
歳出　　５，７４４，０１９円
【歳出内訳】
消耗品費　　４６４，４８５円
（内容）堤文庫用図書、楽器購入
備品購入費　３，４７９，５３４円
（内容）楽器、製氷機、ラック購入
補助金　　１，８００，０００円
（内容）久留米商業高校堤奨学金　1,800,000 円

④篠山小学校教育振興事業
a　寄附の申し込みについて
○寄附者：篠山小卒業生
○寄附の目的：篠山小学校の教育振興
○寄附金額：１０，０００千円

b　寄附金の使途について
寄附者は、篠山小で子どもたちが使うものなどの購入費用としての活用を希望しており、寄附金の使途及び利用時期については、「学校に任せる」としている。
このことを踏まえ、篠山小及び篠山小 PTA の意向を受け、以下の備品等の購入事業に充てられている。

c　基金の歳出について
Ｈ２５年度歳出（Ｈ２６．５．３１基金取り崩し）の内訳
歳出　　２，３０２，０４３円
【歳出内訳】
消耗品費　　１，３００，２５３円
（内容）下敷き、カーテン、マーチングユニフォーム、マーチング用楽器、テーブルクロス、マーチング用ユニフォーム購入
備品購入費　　１，００１，７９０円
（内容）マーチング用楽器、スタックテーブル購入
寄附者の意向に添った歳出であり、手続も適正である。

⑤その他の事業
a　寄附の申し込みについて
久留米市の教育振興に資するための寄附で具体的に使途が特定されていない寄附金

b　寄附金の使途について

使途が特定されていない寄附金であるため、久留米市の教育振興に資するための事業に充当するよう教育委員会事務局及び教育部内部協議により事業選定されている。

c　基金歳出の内訳

歳出　備品購入費　　１９０，０００円（基金１９０，０００円充当）

（内訳）

①液晶テレビ及びＤＶＤレコーダー	１５０，１００円
②ファミリーコピア	３９，９００円
合計	１９０，０００円

久留米大学病院内の「院内学級」にて使用する備品の購入に充当されている。

院内学級とは、病院治療などで入院している小・中学生のために設置されたもので、久留米市立篠山小学校・城南中学校の一つの学級。久留米大学病院内に設置しており、転入手続を行えば、出席扱いとなる。適正な選定であり、久留米市で決算後基金を取崩し、一般会計へ繰入れられている。適正である。

3　結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

久留米市教育振興基金は寄附金及び基金利子を積み立てて事業充当されているが、広報が不足している為寄附が集まらず、厳しい財政状況が続いている。教育振興に充当できる財源を確保するためにも、広報のあり方を考える必要がある。

美術教育振興事業は、寄附者の意向により久留米市小・中学校の児童、生徒に石橋美術館の鑑賞に係る旅費等、又市内学校美術作品展の開催に係る費用等に充当されているが、少年期の情操教育として非常に有用な事業である。しかし、残念ながら石橋美術館を運営、収蔵を行ってきた石橋財団が平成 28 年 9 月末で久留米市から撤退することが決定した。自前のコレクションを持たない久留米市としては、市が出資して「(仮称) 美術館振興基金」を創設し、市民や財団の寄附も受けながら美術品の収集を行うとの事であるが、美術教育振興事業への寄附者の意見を反映しながら新たな基金への振替も必要と考える。

理科教育振興事業は、理科の備品・器具等の整備に重点がおかれており、科学的な思考や表現の育成への投資に重点を置く事業選定広報活動が望まれる。

２１．久留米市振興基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 財政課

(2) 根拠例規

地方自治法第２４１条第１項。合併特例法第１１条の２、久留米市振興基金条例によって「久留米市振興基金」が設置されている。

各法条の関係については、備考で詳述する。

(3) 設置年月日

平成１７年３月３１日、久留米市振興基金条例の制定により、「久留米市振興基金」が設置された。

(4) 設置目的

合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に必要な経費支出のためのものであり（合併特例法第１１条の１柱書)、市民の連係の強化及び一体感の醸成を図り、久留米市の振興に資するための財源に充てること（振興基金条例第１条）が設置目的である。

(5) 基金が充当される事業の概要

合併に伴い久留米市が策定した「新市建設計画」に基づいて行われる、道路をはじめとする都市施設などのハード面の整備と、施設を利用して展開する事業、情報提供、人材育成などのソフト面の整備のための事業、その他地域振興にかかる事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

合併に際して発行した３８億円の合併特例債及び一般財源

(8) 備考

地方自治法第２４１条第１項は、条例の定めるところにより、特定の目的のために基金を設けることができるとしており、これを受けて、久留米市振興基金条例により「久留米市振興基金」が設置されている。

この点、地方財政法第５条は、地方債をもって基金の財源とすることを認めて

いないが、この例外として、合併特例法第１１条の２第１項第３号が、合併特例債をもって、合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に必要な経費支出のため、地域住民の連帯強化、地域振興等のための基金を設置することを認めた。

そこで、基金設置上限である４０億円に対し、合併特例債３８億円を発行したうえで、２億円の一般財源と合わせて同額の基金を設置したものである。

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

特になし

(2) 基金の取崩方針

もともと、久留米市振興基金は、取り崩しを予定せず、果実を運用する「果実運用」型の基金として設置され(そのため、条例において処分の項目を設けていない)利子収入を基金の設置目的に合致する事業の財源として活用してきた。

しかし、平成１８年１２月、地方自治体の要望を受け、当初認められなかった基金の取り崩しが国の通知により認められた。

もっとも、条例上、処分の項目が設けられていないため、現状では、取り崩しができない（と理解されている。）。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

設置後、全く取り崩しを行っておらず（できず)、新市建設計画に対して４０億円もの基金の維持は不要であると思われるものの、取り崩しについては、地方財政法、合併特例法上の制限があるため、この後、どのように運用、処分していくかが課題である。

３ 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000
H22年度	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000
H23年度	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000
H24年度	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000
H25年度	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000	0	0	4,000,000,000

＊ 基金の増加，減少、事業等への充当はなし。

＊ なお、毎年約 4 千万円の利子収益があるが、利子収益は、合併記念事業、規模を拡大して行う事業、久留米市を代表する大規模なイベント事業、地域の主体的なまちづくりを推進するための拡大事業（具体的には、「まちづくり推進事業」、「水の祭典」、「音楽の祭典」、「新市スポーツフェスタ」、「B－１グランプリ」、「新幹線開業イベント」、「校区コミュニティー組織運営」、「キラリ輝く市民活動活性化事業」）の補助金として充当されている。

これらの充当は、設置目的に合致し、久留米市振興条例第５条第１項に基づく充当であるといえ、妥当であると考える。

4 意見

合併特例債による基金設置は、本来は認めていない地方債を財源とする基金の設置を例外的に認めるものであり、いわば、市町村合併による恩恵的基金の設置を認めることで、市町村合併を促進させる効果を狙ったものである。

久留米市においても、久留米市振興基金を設置するにあたり、その財産的規模については、新市建設計画事業を進める上での財政需要から導き出した金額というよりは、基金設置上限全額を基金額にしたというものである。

もともと、取り崩しを予定しない果実運用型の基金であったとのこと及び国の通知により取り崩しが認められたが条例上処分に関する条項が定められていないことから現状では取り崩しができないと理解されていることから、全く取り崩されることなく、年間約４千万円の利子収入が各振興事業に充当されてきたのみである。

本来、合併特例法第１１条の２第１項第３号が、合併特例債をもって設置を認めた基金の目的は、合併市町村が新市建設計画に基づいて行う事業に必要な経費支出のため、地域住民の連帯強化、地域振興等のためであるはずである。しかし、運用状況は上述のとおりであり、久留米市が策定した１０ヵ年計画の新市建設計画を推進する事業のために有意義に利用されているとはいえない状況にある。

したがって、担当課が課題としてあげるとおり、今後、どのように運用、処分していくかを見直さなければならない。

まず、条例上、処分の条項がないことから現状では取り崩しができないと理解されている点であるが、基金の設置根拠である地方自治法第２４１条第３項が、「当該目的のためでなければこれを処分することができない」と規定している、すなわち、「当該目的のためであれば処分することを許容している」こと、及び、条例には処分に関する規定はないが、「処分を禁止する」条項もないこと、から、現状でも、取り崩すことは、法令に反せず可能なはずであると考える。仮に、解釈上、疑義があるのであれば、早急に、条例改正によって処分条項を設けるべきであると考える。

そして、この振興基金の目的は、地域振興のための都市機能のハード面とソフト面の整備を想定した広いものであり、都市建設基金が目的とする都市計画事業も含むものといえる。

したがって、都市建設基金が目的とする都市計画事業に対して積極的に拠出することや、両者を統合すること、あるいは、ハード面以外でも、新市建設計画が掲げる施設を利用して展開する事業、情報提供、人材育成などのソフト面の整備のための事業に対して積極的に拠出することを検討してよいのではないかと考える。

そして、当該基金の拠出により一般会計に余剰ができれば、それを他の財源とする、あるいは、市民に還元するなどを検討してよいのではないかと考える。

取り崩しに関しては、地方債を財源とする場合の制限として、地方財政法第５条があり、同条により、地方債は、道路、公共施設の建設・整備等のハード面に対してしか財源としてはならないとされているが、地方財政法の特別法として制定された合併特例法に基づき設置された基金は、同法第１１条の２が、「地方財政法（略）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる」と規定しているとおり、当該基金の目的に従う限り、ソフト面に拠出することも認められるはずである。

２２．久留米市国民健康保険財政調整積立基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

健康福祉部 健康保険課

(2) 根拠条例

久留米市国民健康保険財政調整積立基金条例

(3) 設置年月日

平成 3 年 12 月 26 日

(4) 設置目的

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため

(5) 基金が充当される事業の概要

国民健康保険財政調整積立基金とは、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため国民健康保険事業特別会計に係る決算剰余金のうち、財政運営上積み立てることが可能と認められる範囲内で積み立てた金額の合計である。

国民健康保険事業は、年齢構成、医療水準が高く、所得水準が低いという構造的な問題を抱えており、財政運営が不安定であるため財源に不足が生じる場合に基金を取り崩すことなる。

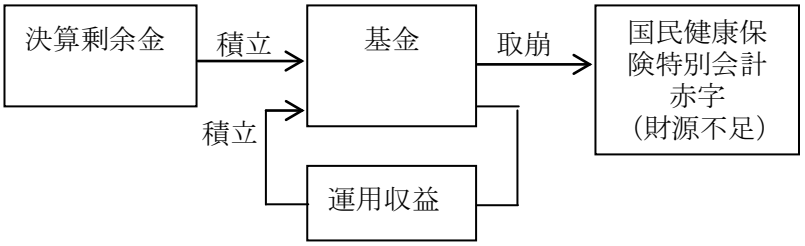

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①決算剰余金

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

国民健康保険事業特別会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

決算剰余金及び基金の運用から生じる収益を積み立てている。

(2) 基金の取崩方針

国民健康保険事業特別会計の財源に不足が生じる場合に限る。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

平成２５年度の出納整理期間中に約５億３千万円取り崩したため平成２５年度の出納整理期間後の残高は約３千２百万円となっており、基金の大幅な減少という問題が生じている。

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	567,588,805	597,877	0	568,186,682	0	0	568,186,682
H22 年度	568,186,682	491,564	0	568,678,246	0	0	568,678,246
H23 年度	568,678,246	448,113	0	569,126,359	0	0	569,126,359
H24 年度	569,126,359	367,868	0	569,494,227	0	0	569,494,227
H25 年度	569,494,227	369,378	0	569,863,605	0	537,776,000	32,087,605

*1：平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額（単位：円）	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	369,378	1,380,000

*2：平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額（単位：円）	
		決算額	当初予算額
該当なし			

※出納整理期間中に国民健康保険事業（特別会計）の財源不足を補填するために 537,776,000 円が取り崩されている。

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A) （単位：円）	積立運用益 (B) (単位：円)	充当割合 (A/B×100)
該当なし			

4 監査手続

(1) 基金設置の平成３年度から平成２５年度までの基金保有高の推移について資料を入手し、検討した。

(2) 平成２１年度から平成２５年度までの久留米市国民健康保険事業特別会計決算書を入手し、基金積立額との対応を検討した。

(3) 平成２５年度出納整理期間中に行われた基金取崩について、決裁書類を入手し妥当性を検討した。

①国民健康保険財政調整積立基金の推移

（単位：円）

年度	基金保有額	増減額
H3 年度	500,000,000	500,000000
H4 年度	1,225,136,986	725,136,986
H5 年度	1,251,136,886	25,999,900
H6 年度	825,836,263	▲425,300,623
H7 年度	741,014,561	▲84,821,702
H8 年度	586,410,062	▲154,604,499
H9 年度	590,499,380	4,089,318
H10 年度	593,974,945	3,475,565
H11 年度	594,970,869	995,924
H12 年度	596,838,050	1,867,181
H13 年度	597,231,176	393,126
H14 年度	597,359,052	127,876
H15 年度	597,545,562	186,510
H16 年度	1,172,706,925	575,161,363
H17 年度	562,998,082	▲609,708,843
H18 年度	563,742,209	744,127
H19 年度	565,584,206	1,841,997
H20 年度	567,588,805	2,004,599
H21 年度	568,186,682	597,877
H22 年度	568,678,246	491,564
H23 年度	569,126,359	448,113
H24 年度	569,494,227	367,868
H25 年度	32,087,605	▲537,406,622

②国民健康保険事業特別会計の決算状況の推移

(単位：千円)

項目／年度	歳入合計 (A)	(うち一般会計からの繰入)	歳出合計 (B)	(うち返還額)	歳入歳出超過額 (A)－(B)	国民健康保険財政調整積立基金積立又は取崩
H21 年度	34,806,560	2,671,528	33,892,384	168,311	914,176	－
H22 年度	35,192,103	3,056,718	34,973,339	786,606	218,764	－
H23 年度	35,330,733	3,038,981	34,905,549	316,446	425,184	－
H24 年度	35,744,431	2,980,418	35,584,350	513,995	160,081	－
H25 年度	36,062,456	2,908,642	36,045,222	512,981	17,234	－

平成２１年度から平成２５年度にかけての歳入歳出超過額は平成２１年度９１４百万円、平成２２年度２１９百万円、平成２３年度４２５百万円、平成２４年度１６０百万円、平成２５年度１７百万円が計上されている。収入超過額は積み立てせずに運用し、繰越金として翌年度の繰越収入に計上している。そのため繰越金を除外した単年度の収入超過額もしくは支出超過額は歳入歳出超過額の純増減額として計算され、平成２２年度が支出超過▲６９５百万円、平成２３年度が収入超過２０６百万円、平成２４年度が支出超過▲２６５百万円、平成２５年度が支出超過▲１４３百万円となる。平成２３年度も翌年度に返還を要する国庫負担金等を考慮すると実質は赤字であるため国民健康保険財政調整積立基金は積み立てられていない。

③平成２５年度出納整理期間中に行われた基金取崩について、決裁書類を入手し妥当性を検討した結果、特に問題は無かった。

5 監査の結果及び意見

特に問題は無かった。

２３．久留米市営駐車場整備基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

都市建設部 交通政策課

(2) 根拠例規

久留米市営駐車場整備基金条例（平成 3 年 3 月 29 日条例第 5 号）

(3) 設置年月日

平成 3 年 4 月 1 日

(4) 設置目的

久留米市営駐車場の整備に資することを目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

久留米市営駐車場整備基金に充当される市営駐車場は、昭和 54 年に供用開始の広又駐車場、昭和 56 年の小頭町公園駐車場、昭和 59 年の東町公園駐車場である。この３駐車場を適正かつ円滑に管理していくため、指定管理者に市営駐車場の管理運営を委託し、一定の収益をあげている。

しかしその一方で、市営駐車場施設の老朽化が進み、施設の工事や大規模な修繕等が必要不可欠となっている。その際にこの条例を適用し、基金の充当を行っている。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①指定管理者からの納付金

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

特別会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

指定管理者からの納付金と基金の運用収益を積み立てる。

(2) 基金の取崩方針

今後も駐車場の維持管理等のための修繕費、工事請負費等に充当していく予定である。

(3) 基金の目標額

積立の目標額はない。

3 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	133,463,840	139,977	0	133,603,817	906,107	3,811,000	130,698,924
H22 年度	130,698,924	103,330	0	130,802,254	562,493	5,476,000	125,888,747
H23 年度	125,888,747	106,657	0	125,995,404	695,035	2,679,000	124,011,439
H24 年度	124,011,439	80,936	0	124,092,375	504,480	7,315,000	117,281,855
H25 年度	117,281,855	76,250	0	117,358,105	888,594	10,636,000	107,610,699

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用益の積立て	76,250	963,000
指定管理者からの納付金※１	888,594	1,000,000

※１

(1)指定管理者からの納付金の算定方法

(収支決算書の収支差額－法人税等及び消費税－配当金（税引前利益の１割を上限)) ×1/2

(2)指定管理者から報告される決算資料等　　（単位：円）

科　目		平成 24 年決算	平成 25 年決算	平成 26 年計画
収入	広又駐車場	2,243,010	2,756,520	3,000,000
	小頭町駐車場	17,402,143	17,205,370	14,500,000
	東町公園駐車場	15,157,780	14,822,818	16,500,000
	雑収入	8,422	48,786	0
①合　計		34,811,355	34,833,494	34,000,000
支出	公認会計士報酬	378,000	381,063	396,000
	労働保険料	14,597	20,776	315,000
	賃金(職員 4 名)	7,642,950	8,062,830	8,570,000
	旅費	155,580	58,780	110,000
	消耗品費	1,721,460	1,355,622	1,200,000
	電気料	2,594,437	2,749,541	3,000,000
	水道料	184,262	198,582	200,000
	修繕料	1,558,362	716,685	1,100,000
	電話料	695,944	906,177	980,000
	保険料	185,840	182,150	315,000
	手数料	1,890	1,050	2,000
	シルバー人材委託料	10,865,470	10,805,079	11,420,000
	警備委託料	630,000	604,800	625,000
	電気設備委託料	249,900	249,900	265,000
	消防設備委託料	168,000	168,000	175,000
	精算機点検委託料	283,500	283,500	300,000
	精算機リース料	3,402,000	3,402,000	636,000
	パソコンリース料	96,810	80,850	91,000
	下水道使用料	43,509	41,600	45,000
	備品購入費	121,800	0	300,000
	周辺環境整備費	11,800	11,800	20,000
	印紙代等	60,900	6,000	70,000
	中心市街活性化支援	971,900	677,450	1,100,000
②合　計		32,038,911	30,964,235	31,235,000
収支差額(①-②)		2,772,444	3,869,259	2,765,000

科　目	平成 24 年決算	平成 25 年決算
収支差額	2,772,444	3,869,259
法人税額(税率 22%)	609,938	851,237
法人県民税額(法人税額×5%均等割額 21,000 円)	51,497	63,562
法人事業税額(税率 2.7%)	16,468	22,983
地方法人特別税(法人事業税×81%)	13,339	18,617
法人市民税 (法人税額×14.7%+均等割額 50,000 円)	139,661	175,132
消費税	657,580	660,541
合　計	1,488,483	1,792,072
税引後利益	1,283,961	2,077,187
出資者配当	275,000	300,000
純利益	1,008,961	1,777,187
納付金(純利益×2 分の1)	504,480	888,594

(3) 現場視察の際の撮影写真

【小頭町公園駐車場】

【東町公園駐車場】

【広又駐車場】

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
東町入口看板修繕	無	69,825	―
東町時計修繕	無	325,500	―
小頭町雨水配管修繕	無	68,250	―
小頭町タイル、階段軒下部塗装修繕	無	436,590	―
小頭町女子トイレタイル張替修繕	無	78,750	―
小頭町転落防止柵修繕	無	819,000	―
小頭町ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気等運搬	無	264,600	―
小頭町ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気等処理	無	467,250	―
東町、小頭町案内標識点検業務	無	73,500	―
小頭町出入口シャッター改修工事	無	8,033,550	―
合　計		10,636,815	13,036,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
駐車場事業費	11,637,277	10,636,000	91.4

4　実施した監査手続及びその内容

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングし、当該基金の概要を把握するとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成 25 年度中（必要に応じて他の年度）の増減内容を確認するとともに、その内容について個別に分析を行い、積立財源の適切性及び目的外取崩の有無等について確認を行った。

(3) 基金の積立て、取崩しの財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決裁文書等の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に則した適切な処理がなされているかどうかの確認を行った。

(4) 平成 21 年度から平成 25 年度までの指定管理者からの収支決算書、本業務の営業及び利用実績報告書、平成 26 年度の収支計画書の閲覧及び市営駐車場の現場視察を行い、指定管理者の経営状況等の概要把握を行った。

(5) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかどうかなど、基金の有効性や必要性及び今後のあり方について検討を行った。

5 結果

(1) 指摘事項

平成21年度に906千円の指定管理者からの納付金の積立てに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった(平成 24 年度の指定管理者からの納付金の積立に係る振替決定書も同様)。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い（金銭会計規則第９条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない。(久留米市文書規程第 31 条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保存すべき書類を厳正に取り扱うべきである。

(2) 意見

過去数年の指定管理者からの収支決算書、本業務の営業及び利用実績報告を閲覧したが、業務内容についてさらなる改善を図る余地はあるものの、平成 25 年度は 3,869 千円（前年対比＋1,096 千円）の収支差額を達成しており、経営改善の兆しがみられる。これに対し、過去５年の当該基金の取崩し額は、およそ 2,600 千円から 11,000 千円で推移しており、当該取崩額を上回る納付金を納めるほどの収支差額を指定管理者が達成することは難しく、いずれ基金は枯渇することが予想される。今後も継続して事業を実施するために、収支状況を踏まえた中長期的な改修計画を策定し、そのうえで当該基金の活用方法について再度検討することが望まれる。

２４．久留米競輪基金

1　基金の概要

(1) 所管部署

商工観光労働部 競輪事業課

(2) 根拠例規

久留米競輪基金条例（平成 9 年久留米市条例第 10 号）

(3) 設置年月日

平成 9 年 4 月 1 日

(4) 設置目的

久留米競輪の運営に要する経費に充てるため

(5) 基金が充当される事業の概要

平成 9 年 4 月 1 日　「くるめ競輪場施設課以前基金」を設置。施設課以前が対象
平成 17 年 4 月 1 日「久留米競輪基金」に改称。運営に要する経費まで対象を拡大
平成 24 年 3 月 31 日 説置目的を久留米競輪の運営に要する経費に充てるため改正

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

久留米競輪基金運用利子

(8) 予算計上会計

久留米市競輪事業特別会計

(9) 備考

設置以来、基金取崩は無し。
平成 24 年 3 月 31 日「久留米競輪場施設等改善基金」を別途設置

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

当面は、同基金利子のみを積み立て

現在、事業収益金については「久留米競輪場施設等改善基金」の積立てを優先

(2) 基金の取崩方針

将来の財源不足に備え、可能な限り基金の取崩しは行わず、基金残高の温存に努める予定である。

(3) 基金の目標額

５億円

(4) 担当課の考える課題

競輪事業の経営環境は年々厳しさを増しており、経営安定及び事業継続に向けたボリュームを確保していく必要がある。

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	236,935,505	258,604	0	237,194,109	0	0	237,194,109
H22 年度	237,194,109	189,946	0	237,384,055	50,000,000	0	287,384,055
H23 年度	287,384,055	192,314	0	287,576,369	0	0	287,576,369
H24 年度	287,576,369	183,556	0	287,759,925	0	0	287,759,925
H25 年度	287,759,925	192,692	0	287,952,617	0	0	287,952,617

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	192,692	1,442,804

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	積立運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

4 監査の概要

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングするとともに現状分析を行い、基金条例等の突合を行った。

(2) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性、必要性及び今後の在り方について検討を行った。

5 公営企業納付金制度について

公営競技施行にあたり、地方財政法に基づく地方公共団体金融機構への納付金制度がある。(図1参照)

この公営競技納付金とは、地方公共団体が行う公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の収益の均てん化を図ることを目的とし、その収益の一部を公営競技施行団体より受け入れるものであり、これを地方公共団体健全化基金に積み立てて、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用している。つまり、公営企業に係る地方債の利子軽減に資することを目的とした制度である。

大多数の公営競技事業の衰退により平成27年度まで公営競技の収益のうちから、売上金の額に1000分の12以内において政令で定める率を乗じて得た金額を納付することになっているが(地方財政法附則第32条の2)、実際は納付限度額の算定で(収益額－0.7億円)×50%となっている。

競輪事業収支が平成25年度では396百万円の黒字となっているが、開催外収支が競輪場施設等改善基金積立金470百万円の積立支出などにより412百万円の赤字となり、結果として単年度収支が16百万円の赤字となっているため公営競技納付金は発生していない。(表1参照)

競輪運営のための競輪基金とは別に競輪場施設等改善基金が平成23年度末に設置されたが、上記の470百万円は、競輪基金とは別の将来の競輪バンクの修繕や老朽化した施設の改善を目的とした競輪場施設等改善基金に積み立てられている。この施設等改善基金については、この基金の後に述べる。

図１

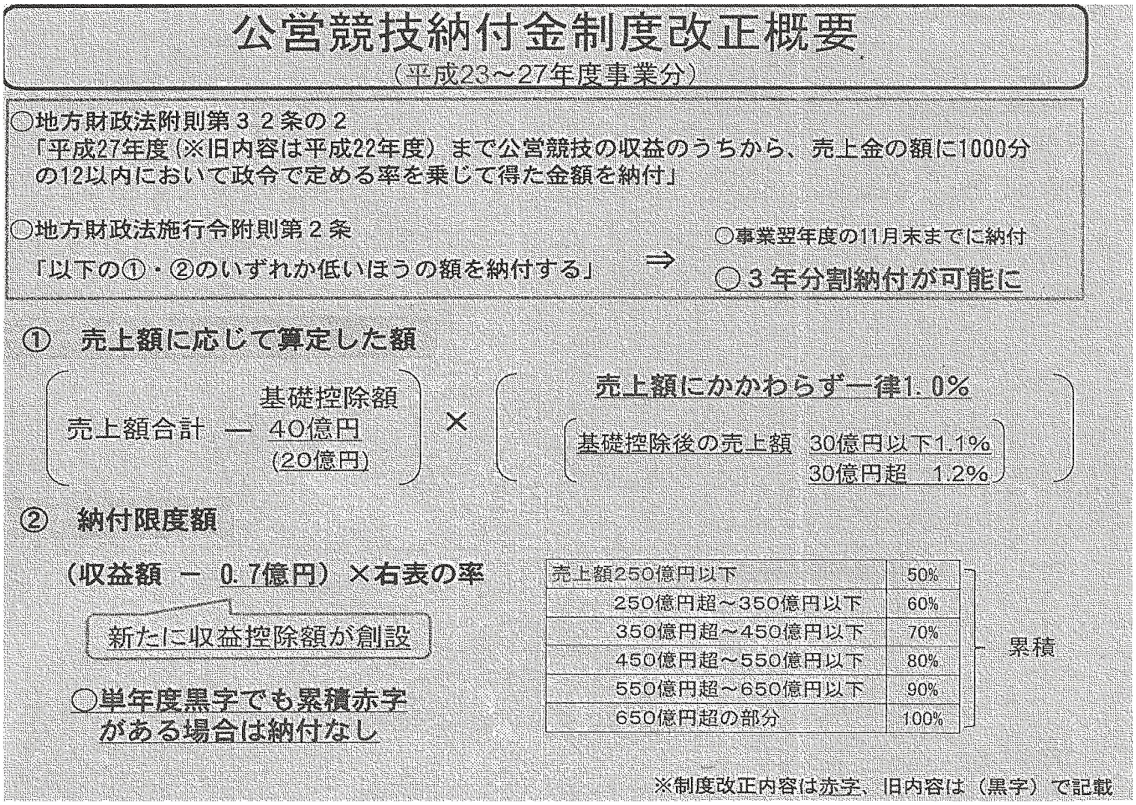
公営競技納付金制度改正概要
（平成23～27年度事業分）
○地方財政法附則第３２条の２
「平成27年度（※旧内容は平成22年度）まで公営競技の収益のうちから、売上金の額に1000分の12以内において政令で定める率を乗じて得た金額を納付」
○地方財政法施行令附則第２条
「以下の①・②のいずれか低いほうの額を納付する」
⇒
○事業翌年度の11月末までに納付
○３年分割納付が可能に
① 売上額に応じて算定した額
売上額合計 － 基礎控除額 40億円（20億円）
×
売上額にかかわらず一律1.0%
基礎控除後の売上額 30億円以下1.1%
30億円超 1.2%
② 納付限度額
（収益額 － 0.7億円）×右表の率
新たに収益控除額が創設
○単年度黒字でも累積赤字がある場合は納付なし
売上額250億円以下 50%
250億円超～350億円以下 60%
350億円超～450億円以下 70%
450億円超～550億円以下 80%
550億円超～650億円以下 90%
650億円超の部分 100%
累積
※制度改正内容は赤字、旧内容は（黒字）で記載

表１

■平成25年度　競輪事業特別会計決算

≪ 開催収支 ≫

開催		1回 FⅠN･FⅡ	2回 FⅡN･FⅡ	3回 FⅠ･FⅡ	4回 GⅢ	5回 FⅡ･FⅡN	6回 FⅡN*2	7回 FⅠN	8回 FⅠN	9回 FⅡN*2	10回 FⅡN*2	11回 FⅠN	12回 FⅠN	計
収入	1. 売上	848,241,800	431,569,100	779,884,300	6,470,744,900	435,174,100	1,113,478,800	647,418,900	891,162,500	1,255,813,800	1,164,887,500	767,650,200	923,743,100	15,729,769,000
	2. 入場料	570,150	302,150	738,500	6,042,550	599,950	574,800	60,200	165,700	259,700	208,050	59,300	306,850	9,887,900
	3. 雑収入	434,490	365,970	465,294	1,865,780	404,385	388,305	1,417,783	551,389	337,496	2,213,373	658,386	1,646,546	10,749,197
	① 収入計	849,246,440	432,237,220	781,088,094	6,478,653,230	436,178,435	1,114,441,905	648,896,883	891,879,589	1,256,410,996	1,167,308,923	768,367,886	925,696,496	15,750,406,097
支出	4. 払戻金	632,936,440	322,091,655	581,159,470	4,823,192,125	324,554,110	831,208,115	483,898,215	664,863,270	937,719,850	869,410,990	573,422,470	689,934,500	11,734,391,210
	5. 人件費等	10,298,385	9,262,981	20,397,011	92,973,495	8,895,061	11,340,420	7,741,662	8,374,926	9,818,125	9,815,736	7,869,963	8,095,348	204,883,113
	6. 賞金等	62,788,000	44,578,800	60,908,686	81,365,008	45,044,470	48,129,400	42,904,800	42,164,200	48,651,000	47,377,000	41,876,999	41,167,600	606,955,963
	7. 需用費・役務費等	6,919,437	6,178,207	6,685,827	16,607,468	8,109,302	7,626,891	6,493,158	6,181,645	6,327,130	10,522,950	9,385,274	9,745,777	100,783,066
	8. 委託料等	81,583,820	50,811,662	87,704,454	581,336,776	48,143,208	99,094,886	64,889,554	83,696,174	115,838,666	107,364,148	77,044,789	89,907,574	1,487,415,711
	9.施設・設備関係費	18,120,544	8,473,341	19,385,839	194,693,259	7,939,816	17,998,802	14,442,984	19,330,342	23,945,684	21,622,015	17,182,449	19,701,820	382,836,895
	10.情報提供・発売関係費	9,305,377	8,539,381	8,835,334	14,434,984	8,469,745	10,576,234	8,737,621	9,259,891	11,324,821	10,402,144	9,155,437	9,103,210	118,144,179
	11.広報・販売促進費	19,250,845	11,299,235	14,535,632	47,502,840	4,335,565	14,052,627	11,758,033	1,970,019	20,899,570	3,908,931	8,463,443	48,800,095	206,776,835
	12.負担金・補助金・納付金	16,644,753	9,116,188	9,508,897	46,970,323	9,523,108	19,487,452	10,600,212	13,581,459	20,429,782	19,694,960	11,692,527	13,576,126	200,825,787
	13.JKA交付金	14,882,187	5,405,790	13,528,708	143,119,383	5,462,749	20,247,358	10,905,893	15,732,017	24,463,740	21,316,659	13,286,472	16,377,111	304,728,667
	14.その他	0	0	1,481,100	39,500	0	0	0	0	1,624,500	0	0	3,372,473	6,517,573
	支出計	872,729,788	475,757,240	824,130,958	6,042,235,761	470,477,134	1,079,762,185	662,372,132	865,153,943	1,221,042,868	1,121,435,533	769,379,823	949,781,634	15,354,258,999
② 収支		-23,483,348	-43,520,020	-43,042,864	436,417,469	-34,298,699	34,679,720	-13,475,249	26,725,646	35,368,128	45,873,390	-1,011,937	-24,085,138	396,147,098
収益率（②／①）		-2.77%	-10.07%	-5.51%	6.74%	-7.86%	3.11%	-2.08%	3.00%	2.82%	3.93%	-0.13%	-2.60%	2.52%

≪ 開催外収支 ≫

項目		金額	備考
収入	15.場外受託収益	370,820,142	受託場外特観入場料合算
	16.JKA交付金等	0	JKA還付：H23年度で終了
	17.補助金等	2,411,000	全輪助成金、補償金
	18.その他	487,359	基金利子等
	収入計	373,718,501	
支出	19.総務費	69,494,391	職員賞与、下水道使用料等
	20.公有財産購入費	0	翌年度の納付額0円
	21.工事費	43,090,131	
	22.一般会計繰出金	100,000,000	
	23.基金積立金	470,487,359	利息
	24.公庫納付金	0	
	25.償還金	93,051,531	土地開発基金償還金（元金のみ）
	26.その他	9,920,000	ｻｲｸﾙｺﾐｾﾝ･ﾌｧﾐﾘｰﾊﾟｰｸ補助、広域圏
	支出計	786,043,412	
収支		-412,324,911	

≪ 総　計 ≫

項目	金額	備考
開催収支	396,147,098	
開催外収支	-412,324,911	
計（単年度収支）	-16,177,813	
前年度繰越金	594,061,723	
翌年度繰越金	577,883,910	

歳入計	16,718,186,321
歳出計	16,140,302,411

6　平成 25 年度の競輪事業決算の説明

前表は平成 25 年度競輪事業特別会計決算であり、まず開催収支を 12 回のレースごとに計上し、これに開催外収支を加減しすることで単年度収支を算定している。次にこの単年度収支に前年度繰越金を加算して、翌年度繰越金を算定している。

開催収支を見てみると、第 4 回開催の記念競輪を含む 5 回を除き、残り 7 回の全ての普通競輪の収支がマイナスになっていることが分かる。開催収支の合計は 396,147,098 円の黒字である。

開催外収入のうち金額の大きいものは、場外受託収益であり 370,820,142 円を計上している。開催外支出として、一般会計繰出金 100,000,000 円を支出していること及び利息を含む基金積立金 470,487,359 円等から、単年度収支は△16,177,813 円の赤字となっている。ただし、前年度繰越金が 594,061,723 円あるため、翌年度繰越金は 577,883,910 円となっている。

7　平成 21 年度との比較について

平成 21 年度売上収入が 10,678 百万円から平成 25 年度では 15,729 百万円へと約 50 億円弱増加している。

これは、ナイター競輪の開催による車券売上高の増加と重勝式車券の発売等が原因となっている。重勝式車券とは、例えば、５重勝単勝式であれば、後半５レースの１着をすべて的中させるといったものである。予想がいらないコンピューターまかせの自動採番方式による車券もあり、イメージとしてはサッカーくじやロト６に近いものであると言えよう。全ての市営競輪開催時に重勝式車券をインターネットでのみ発売している。

8　意見

競輪基金は、平成９年４月設立当初は施設改善を目的とした「久留米競輪場施設改善基金」であった。

しかし、平成３年をピークに競輪業界の売上は低迷し、事業撤退する施行者も出現した。

この競輪事業の不測の事態等に対応できるよう、久留米競輪の運営に要する経費に充てるため、平成１７年４月に名称を「久留米競輪基金」に改称し、あわせて設置目的を久留米競輪の運営に要する経費に充てるためとした。

その後、施設の老朽化等に対応するため平成２４年に「久留米競輪施設等改善基金」が新設された。

現在は目的に応じた以下の２基金を設立し、管理している。

「久留米競輪基金」：久留米競輪の運営に要する経費に充てる

「久留米競輪場施設等改善基金」：久留米競輪場の施設等改善に要する経費に充てる

基金の透明性を保ちながら、今後、確保すべき基金の適正額について、検討・研究していくことが求められる。

２５．久留米市介護給付費準備基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

健康福祉部 介護保険課

(2) 根拠条例

久留米市介護給付費準備基金条例

(3) 設置年月日

平成 12 年 4 月 1 日

(4) 設置目的

介護保険の保険給付に要する資金を積み立て、介護保険事業の円滑な運営を図る。

(5) 基金が充当される事業の概要

介護保険給付費準備基金とは、介護保険事業特別会計の毎年度の決算によって生じた介護保険料の剰余金を積み立てるために設置された基金である。

介護保険料は介護保険事業計画の３年間の保険給付費等を見込んで、３年間均一の額に設定されているが、実際には保険給付費は年々増加するため、計画初年度に介護保険料に剰余金が発生し、２年目に収支均衡、３年目に財源に不足が生じ、３年間を通じて収支が均衡するような形になっている。

そのため、初年度の剰余金や決算剰余金等を適切に管理し、介護保険事業を安定的に運営している。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①決算剰余金

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

介護保険事業特別会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

介護給付費が見込みを下回る場合に剰余金を準備基金に積み立てる。

(2) 基金の取崩方針

介護給付費が見込みを上回る場合に準備基金から必要額を取り崩す。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

なし

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	881,560,264	333,588,512	0	1,215,148,776	0	0	1,215,148,776
H22 年度	1,215,148,776	979,215	0	1,216,127,991	0	0	1,216,127,991
H23 年度	1,216,127,991	1,043,144	0	1,217,171,135	0	0	1,217,171,135
H24 年度	1,217,171,135	828,450	0	1,217,999,585	0	0	1,217,999,585
H25 年度	1,217,999,585	779,580	0	1,218,779,165	0	0	1,218,779,165

*1：平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額（単位：円）	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	779,580	11,843,000

*2：平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額（単位：円）	
		決算額	当初予算額
保険給付費等への充当	無	0	368,154,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A) （単位：円）	積立運用益 (B) (単位：円)	充当割合 (A/B×100)
該当なし			

4 監査手続

(1) 基金設置の平成１２年度から平成２５年度までの基金保有高の推移について資料を入手し、検討した。

(2) 平成１８年度から平成２５年度までの久留米市介護保険事業特別会計収支の状況を入手し基金積立額との対応を検討した。

(3) 平成２１年度の積立額について決裁書類と突合した。

①基金の推移

計画	年度	摘要	積立処分金額 (円)	現在額 (円)	備考
1期	H12	新規積立	124,590,000	124,590,000	保険料余剰分
	H13	運用収益	215,201	124,805,201	
		取崩し	△30,924,000	93,881,201	
	H14	運用収益	19,812	93,901,013	
		取崩し	△93,901,013	0	
2期	H15	新規積立	55,950,000	55,950,000	保険料余剰分
	H16	運用収益	33,511	55,983,511	
	H17	運用収益	17,093	56,000,604	
3期	H18	運用収益	57,646	56,058,250	
		積立	470,000,000	526,058,250	保険料余剰分
	H19	運用収益	1,354,587	527,412,837	
	H20	運用収益	1,803,386	529,216,223	
		積立	352,344,041	881,560,264	保険料余剰分
4期	H21	運用収益	605,988	882,166,252	
		積立	332,982,524	1,215,148,776	保険料余剰分
	H22	運用収益	979,215	1,216,127,991	
	H23	運用収益	1,043,144	1,217,171,135	
5期	H24	運用収益	828,450	1,217,999,585	
	H25	運用収益	779,580	1,218,779,165	
	H26	－	－	－	※未確定

平成２４年度に積立が行われていないのは、平成２３年度の返還額に充当しているためである。

②久留米市介護保険事業特別会計収支の状況

（単位：千円）

区　　分	3 期（基準月額 4,724 円）			
	H18 決算	H19 決算	H20 決算	計
歳入	17,195,451	18,060,608	18,958,301	54,214,360
歳出	16,840,056	17,550,722	18,387,995	52,778,773
形式収支	355,395	509,886	570,306	－
次年度返還額	347,251	157,537	214,260	719,048
次年度返還額を除いた実質収支	8,144	352,349	356,046	－
歳入のうち、基金繰入額	0	0	0	0
歳出のうち、基金積立額	470,058	1,355	354,147	825,560
基金現額	526,058	527,413	881,560	881,560

区　　分	4 期（基準月額 4,720 円）			
	H21 決算	H22 決算	H23 決算	計
歳入	19,401,083	19,682,059	20,260,290	59,343,432
歳出	19,101,819	19,460,085	20,222,452	58,784,356
形式収支	299,264	221,974	37,838	－
次年度返還額	162,651	137,973	170,797	471,421
次年度返還額を除いた実質収支	136,613	84,001	－132,959	－
歳入のうち、基金繰入額	0	0	0	0
歳出のうち、基金積立額	333,589	979	1,043	335,611
基金現額	1,215,149	1,216,128	1,217,171	1,217,171

区　　分	5 期（基準月額 5,448 円）			
	H24 決算	H25 決算	H26 予算	計
歳入	21,382,562	22,344,942	24,340,000	68,067,504
歳出	21,164,820	22,023,251	24,340,000	67,528,071
形式収支	217,742	321,691	0	－
次年度返還額	172,644	189,210	－	361,854
次年度返還額を除いた実質収支	45,098	132,481	－	－
歳入のうち、基金繰入額	0	0	288,953	288,953
歳出のうち、基金積立額	828	780	12,205	13,813
基金現額	1,217,999	1,218,779	1,218,779	1,218,779

平成２３年度の次年度返還額が平成２４年度で考慮されており平成２４年度の基金積立額は運用収入分のみが計上されている。基金の積立額は実質収支とほぼ対応している。

③平成２１年度の積立額について決裁書類と照合した結果、問題は無かった。

５ 監査の結果及び意見

特に問題は無かった。

２６．久留米市境社会福祉基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

健康福祉部 障害者福祉課

(2) 根拠条例

久留米市境社会福祉基金条例

(3) 設置年月日

平成 17 年 2 月 5 日

(4) 設置目的

社会福祉活動を促進するため

(5) 基金が充当される事業の概要

（基金から生じる収益の充当）

・市内の就労不可能な重度身体障害者に対して見舞金を交付

※平成１７年度から休止中

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①寄附金

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

市民･各種団体が当基金への積立を指定して受領した寄附金その他適当と認める寄附金及び基金の運用から生ずる収益を積立てる。

(2) 基金の取崩方針

社会福祉活動の促進に活用

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

現在、運用益による事業を休止しており、基金の活用方法等について検討を要する。

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	10,075,713	11,818	0	10,087,531	0	0	10,087,531
H22 年度	10,087,531	9,403	0	10,096,934	0	0	10,096,934
H23 年度	10,096,934	9,117	0	10,106,051	0	0	10,106,051
H24 年度	10,106,051	8,016	0	10,114,067	0	0	10,114,067
H25 年度	10,114,067	8,001	0	10,122,068	0	0	10,122,068

*1：平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額（単位：円）	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	8,001	102,000

*2：平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額（単位：円）	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A) （単位：円）	積立運用益 (B) (単位：円)	充当割合 (A/B×100)
該当なし			

4 監査手続

①平成１７年度からの基金の処分の内容を基金台帳を入手し分析した。

年度別	積立金額(円)	処分金額(円)	現在額(円)
H17 年度	2,367	－	10,002,367
H18 年度	9,854	－	10,012,221
H19 年度	28,182	－	10,040,403
H20 年度	35,310	－	10,075,713
H21 年度	11,818	－	10,087,531
H22 年度	9,403	－	10,096,934
H23 年度	9,117	－	10,106,051
H24 年度	8,016	－	10,114,067
H25 年度	8,001	－	10,122,068

市町合併に伴う基金設置以来の活用実績は無く運用収益を積立に計上しているだけである。

5 監査の結果及び意見

＜意見＞基金の統合を検討すべき。

当基金は平成１７年の市町合併に伴い、旧城島町の基金を引き継いだものである。果実運用型の基金ではあるが、市場金利が低く効果的な運用収入が得られないため引き継ぎ後、見舞金が交付された実績は無い。現状の低金利下においては見舞金に充当できるほどの運用収益は期待できない状況にある。今後の対応としては、他の社会福祉関連の基金（久留米市社会福祉振興基金、久留米市石橋福祉基金）と統合し、有効活用をすることを検討すべきである。

２７．久留米市地域振興基金

１　地域振興基金とは

地域振興基金は、旧町地域（田主丸、北野、城島、三潴）の地域振興に資するため、編入前の旧町単位での事業に活用する目的で設置された基金である。

合併時の旧市町の保有する基金の統合に際し、旧各町においてその実情に応じて設置されていた特定目的基金について、その設置の経緯等を勘案し、合併後も旧各町の区域内での活用を一定担保するために旧町単位に設置されたものである。

設置期間は、久留米市地域振興基金条例により平成 27 年 3 月 31 日までとなっている。

２　各地域振興基金の積立額

旧市町の保有する基金の統合については、旧市町の首長会議の協議を経て、平成 16 年 10 月 16 日首長会議で、以下のように方法、基準並びに積立額が合意された。

（要旨）

① 合併時点における 4 町の基金の合計額のうち、1/2 を新市に引継ぐ。

② 残りの 1/2 については、合併時点の 4 町の財政状況等に応じて配分し、各地域振興基金を造成する。

③ 均等割りをそれぞれ 1 億円とする。

この結果、平成 17 年 5 月 31 日に積み立てた各地域振興基金の内訳は、次のとおりである。

（単位：千円）

区分	（均等割）	（算定割）	積立額
田主丸地域振興基金	100,000	482,481	582,481
北野地域振興基金	100,000	1,418,325	1,518,325
城島地域振興基金	100,000	936,200	1,036,200
三潴地域振興基金	100,000	1,136,387	1,236,387
合計	400,000	3,973,393	4,373,393

３　地域振興基金活用対象事業

地域振興基金は、旧町の区域内における事業に活用できるものではあるが、市の財政状況、事業の必要性・緊急性等を踏まえ、一定の基準と計画性を持った活用を図る必要があるため、合併後、条例の設置目的と首長会議における方針を基に、「久留米市地域振興基金の活用について」を設け、計画性をもって活用してきた。

「久留米市地域振興基金の活用について」

「久留米市地域振興基金の活用について」では、充当対象事業と地域振興基金活用計画及び充当対象事業の整理手順を定めている。

（充当対象事業）

■基本的視点

○合併後の都市づくりを効果的に進める内容であること

○全市域で制度的・義務的に実施すべき内容ではないこと

○当該基金廃止後に継続的な多額の財政需要が生じないこと

○地域の活性化のために新たな視点で取り組む内容であること

■充当対象事業の範囲

○新市建設計画主要事業の補完的な事業

○旧久留米市域の水準に到達するために取り組む事業

○地域の活性化の観点から事業展開の再整理を図る事業

○地域の特性の効果的な維持・向上を図るために取り組む事業

○合併後の各種行政施策及び事業を円滑に進めるために取り組む事業

（地域振興基金活用計画及び充当対象事業の整理手順）

■基本的な手続きの流れ

基金活用計画及び充当対象事業の決定手続き等については「別表１」のとおりとし、具体的な事業決定は予算編成作業と併せて行い、最終的な予算議案として整理される。

また、当該基金の執行状況については、地域審議会に諮問し、その答申を受けるとともに、必要に応じて次年度以降の事業展開に反映させることとする。

別表１

■ 地域振興基金活用事業の整理手順

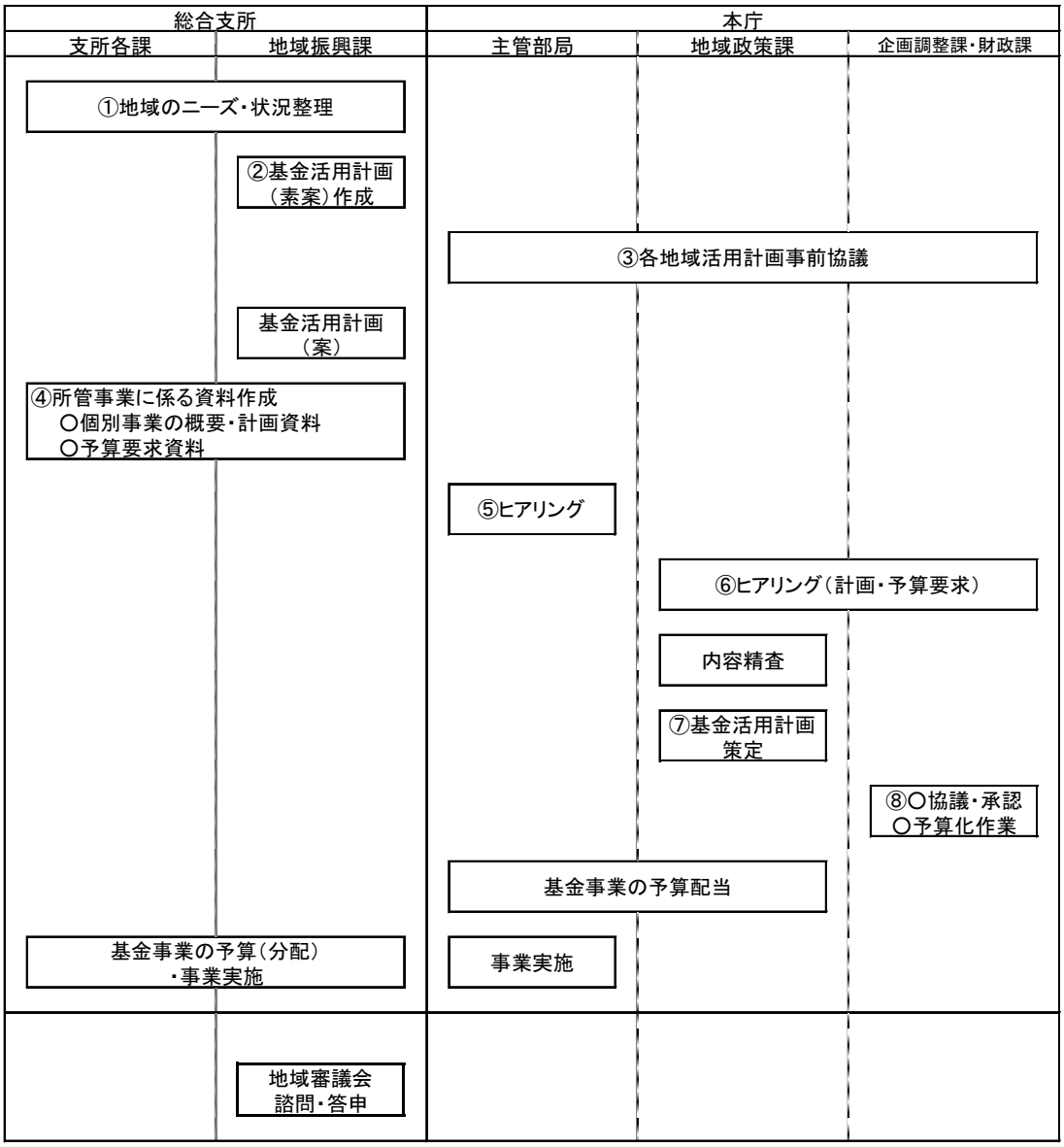

4　地域審議会委員構成人員及び年度の開催頻度

地域審議会委員会の構成人員は以下のとおりである。

地域審議会委員会　構成人員

（人）　　平成26年3月31日現在

	田主丸	北野	城島	三潴
市議会議員	3	2	3	3
公共的団体	5	6	5	5
学識経験者	2	2	2	2
合計	10	10	10	10

地域審議会は年に3回程度開催され、新市建設計画や地域振興基金の事業進捗等に関する事項を市長の諮問に応じて審議を行い、答申を行っている。

5　意見

地域振興基金は、旧久留米市と旧町地域の事業レベルを統一する用途や地域振興を目的として取崩、支出を行ってきた。合併から１０年が経過する平成２７年３月３１日で地域振興基金条例が失効し、地域振興基金事業も終了することとなるが、監査実施時点においては、今後の取り扱いが決まっていない事業がある。全市的な観点から継続実施の可否を検討するとともに、継続して実施する必要がある事業についても事業内容等の見直しを行う必要があると思われる。

２７－（１）久留米市田主丸地域振興基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部　総合政策課

(2) 根拠例規

久留米市地域振興基金条例

(3) 設置年月日

平成 16 年 12 月 28 日

(4) 設置目的

田主丸地域の振興に資するため

(5) 基金が充当される事業の概要

① 新市建設計画主要事業の補完的な事業
② 旧久留米市域の水準に達するために取り組む事業
③ 地域の活性化の観点から事業展開の再整理を図る事業
④ 地域の特性の効果的な維持・向上を図るために取り組む事業
⑤ 合併後の各種行政施策及び事業を円滑に進めるために取り組む事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金を造成

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金に積立てる。

(2) 基金の取崩方針

編入前の田主丸町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩す。

その他：本条例は、平成 27 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

3 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	251,147,816	280,911	0	251,428,727	0	67,636,000	183,792,727
H22 年度	183,792,727	183,520	0	183,976,247	0	12,459,000	171,517,247
H23 年度	171,517,247	143,803	0	171,661,050	0	32,935,000	138,726,050
H24 年度	138,726,050	89,732	0	138,815,782	0	45,813,000	93,002,782
H25 年度	93,002,782	62,970	0	93,065,752	0	25,669,000	67,396,752

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	62,970	0

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
編入前の田主丸町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩したもの	無	25,669,000	28,289,000

4　田主丸地域振興基金 10 年間の取崩状況

■田主丸町地域振興基金

基金総額：582,481千円　　単位：千円

事　業　名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(予算)	合計
田主丸財産区繰出金	300,000										300,000
施設のリニューアル事業		1,125									1,125
巨峰開植50周年記念事業		322	1,650								1,972
みのう河童の里づくり事業		1,669	1,528								3,197
みのうの里コミュニティづくり事業		167	200	400							767
東町交差点関連整備事業					2,866						2,866
老人福祉センター整備事業					52,934						52,934
過誤納金返還事業					5,509						5,509
専門子育て相談事業		3,131	263	263	253	260	260	239	248	280	5,197
みのうフロンティア大学事業			1,151	1,567	1,983	1,714	1,995	2,000	2,000	2,000	14,410
研修支援事業			800	798	785	665	347	498	440	500	4,833
みのうスポーツの里づくり事業		289	287	55	106	27	124	218	126	200	1,432
みのう芸術の里づくり事業		1,300	1,630	1,635	985	1,535	1,635	1,685	832	1,800	13,037
みのう花あふれる里づくり事業			310	472	515	481	328	371	323	300	3,100
宣伝力強化事業		2,900	2,900	1,500	1,000	800	800	800	800	823	12,323
特産情報発信事業		2,300	2,300	400	200	200		200	200	906	6,706
みのうの里国際化推進事業					500	500	500	500	500	500	3,000
校区コミュニティ支援事業						5,115	22,961	19,083	8,820	42,643	98,622
ICT基盤整備にかかる維持管理事業						1,162	3,985	10,298	9,281	9,456	34,182
多目的グラウンド駐車場整備事業								8,945	2,099		11,044
駅前駐輪場増設事業								976			976
合計	300,000	13,203	13,019	7,090	67,636	12,459	32,935	45,813	25,669	59,408	577,232
年度執行状況	51.5%	2.3%	2.2%	1.2%	11.6%	2.1%	5.7%	7.9%	4.4%	10.2%	99.1%

26年度末残額　5,249
残額率　0.9%

当初 582,481 千円積立てられた田主丸地域振興基金の取崩の状況は上表のとおりである。平成 26 年度終了時点の基金残高は、5,249 千円で基金残存率は 0.9%となる予定である。

以下、対象事業の中からサンプルを抽出し、意思決定過程、予算編成、予算執行手続を監査した。また、必要に応じて現地視察を行い、その使用状況を現場にて確認した。

(1) 久留米市田主丸財産区繰出金　支出額 300 百万円（平成 17 年度）

旧田主丸町において、先人から守り続けられている財産区の森林を後世へも引継ぐ目的で 770ha の保安林、山林を維持、管理してきたが、平成 17 年 2 月の久留米市との合併後も当該財産を管理することを目的に基金300 百万円を財産区に繰出している。300 百万円の根拠は、現在の立木が伐採適齢期になるまで 25 年程度かかると予測されることから、年間の管理費 10 百万円＊25 年で 250 百万円、25 年間の選挙費用が 7 回程度で 42 百万円、合計 292 百万円から 3 億円の基金繰出しとなった。

財産区においては、久留米市田主丸財産区議会設置条例に従い、4 年に 1 度の選挙を行い、各校区 2 名ずつ選挙にて選出することになっているが、過去に選挙

が開催された実績はなく、事実上、農業者などを中心に各校区から 2 名を推薦してきた状況である。運営は年 2 回定例会（決算・予算）を開催し、原則として月 1 回の協議会にて運営している。

財産区議会議員報酬は、月額、議長 14,000 円、副議長 12,500 円、議員 11,000 円、期末手当月額、議長 14,000 円、副議長 12,500 円、議員 11,000 円である（財産区議　　会議員の報酬、費用弁償および期末手当に関する条例)。

田主丸地区の 7 校区から議員（有償）を 2 名ずつ投票にて選出し、平成 26 年 3 月末の基金残高は、28,493 万円であった。

監査手続

繰出金の概要について、資料に基づきヒアリングを実施した。

監査結果

ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

意見

「財産区」は、「あくまで市町村及び特別区の区域の一部であり、市町村又は特別区から独立して財産を所有し、又は公の施設を設置しているものであり（逐条：地方自治法)」市とは別人格である。

合併後の平成１７年に一旦、久留米市地域振興基金（当然久留米市所有）として積立てたものから「田主丸財産区」に３億円繰出しが行われているが、財産区にはまだ残高が残っていることから、これに対しては何らかの開示をする必要があると思われる。

(2) 校区コミュニティ支援事業　8 百万円（平成 25 年度）

校区コミュニティ支援事業として、校区コミュニティ組織早期定着支援補助金が交付されており、設立記念事業、地域課題の解決に資する事業、校区におけるまちづくりの啓発に要する経費の事業費補助、光熱水費等の維持管理費等の住民負担分に相当する施設維持管理費補助、校区コミュニティ組織が運営に必要な事務費等の組織運営費補助を対象事業としている。この補助金は 1 世帯あたり 766 円とし、7 つの校区へ世帯数（一校区あたり均等割あり）に応じ補助上限が決められている。各校区での使途は、体育大会支援、校区敬老会、施設維持管理費、まつり費用等に使用されていた。

監査手続

書類に基づき監査を実施するとともに、現地にてヒアリングを行った。

監査結果

実施した監査手続の範囲では、異常な事項は発見しなかった。

(3) ICT 基盤整備にかかる維持管理事業　支出額 9,281 千円（平成 25 年度）

当該事業は、田主丸地域の情報通信基盤整備保守を行うことで、田主丸地域のネット環境等を向上させる目的の事業である。主管課は総務部総務課でサービス提供事業者である西日本電信電話株式会社と 14,506,380 円の随意契約を締結している。

監査手続

書類に基づき監査を行った。

監査結果

実施した監査手続の範囲では、異常な事項は発見しなかった。

(4) 多目的グラウンド駐車場整備事業　8 百万円(平成 24 年度)2 百万円(平成 25 年度)

田主丸町船越 193-2 に所在する、少年野球・ソフトボール・サッカー用の多目的グラウンドの駐車場整備事業として、平成 24 年度に土地取得費 8.8 百万円、平成 25 年度に駐車場整備費支出を行った。これにより、従前の 75 台から 55 台増加し、合計 130 台の駐車場を確保した。従前は、大会が開催されるときは、駐車場が不足していたが、今回の整備により駐車場不足が緩和された。駐車場は、多目的グラウンドに隣接する船越小学校や船越校区まちづくり振興会のイベントの際にも活用されている。

監査手続

現地にて視察を行い、整備の概要についてヒアリングを実施した。

監査結果

現地視察、ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

(5) 老人福祉センター整備事業　52 百万円（平成 21 年度）

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 5 項の規定に基づき、老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営ませることを目的として、久留米市田主丸老人福祉センター(以下「センター」という。)を田主丸町田主丸 749 番地 1 に整備している。

当該施設は、旧田主丸町時代に設立されたもので、浴室、談話室、ゲートボール施設等を備えており、市民利用者は無料にて使用できる。管理運営は、指定管理制度により指定管理者への委託にて実施されている。

平成 21 年度の整備事業は、老朽化した施設の改修工事費用で、空調設備改修、屋上防水工事、浴室・脱衣場・衛生設備・給水設備・機械室等の改修費用で総額 52,934 千円に及んでいる。

平成 21 年度　老人福祉センター整備事業

件名	金額（千円）
屋上防水工事	10,090
空調設備改修工事	13,493
浴室その他改修工事	10,230
浴室その他改修電気設備工事	2,129
浴室その他機械設備工事	16,991
合計	52,934

監査手続

書類に基づき監査を実施するとともに、現地にて視察及びヒアリングを行った。

監査結果

実施した監査手続の範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

２７－（２）久留米市北野地域振興基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 総合政策課

(2) 根拠例規

久留米市地域振興基金条例

(3) 設置年月日

平成 16 年 12 月 28 日

(4) 設置目的

北野地域の振興に資するため

(5) 基金が充当される事業の概要

① 新市建設計画主要事業の補完的な事業
② 旧久留米市域の水準に達するために取り組む事業
③ 地域の活性化の観点から事業展開の再整理を図る事業
④ 地域の特性の効果的な維持・向上を図るために取り組む事業
⑤ 合併後の各種行政施策及び事業を円滑に進めるために取り組む事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金を造成

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金に積立てる。

(2) 基金の取崩方針

編入前の北野町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩す。

その他：本条例は、平成 27 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	1,277,476,407	1,409,987	0	1,278,886,394		221,589,000	1,057,297,394
H22 年度	1,057,297,394	1,032,614	0	1,058,330,008	0	337,894,000	720,436,008
H23 年度	720,436,008	792,267	0	721,228,275	0	266,366,000	454,862,275
H24 年度	454,862,275	294,252	0	455,156,527	0	70,691,000	384,465,527
H25 年度	384,465,527	239,359	0	384,704,886	0	56,888,000	327,816,886

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	239,359	0

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
編入前の北野町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩したもの	無	56,888,000	78,960,000

4 北野地域振興基金10年間の取崩状況

■北野町地域振興基金

基金総額：1,518,325千円

単位：千円

事 業 名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(予算)	合計
小学校情操教育推進事業		3,934	1,593								5,527
体育センター夜間照明等改修事業		23,504	1,089								24,593
学童保育所整備事業			18,111							45,000	63,111
千歳中学校記念碑改修事業			702								702
北野社会福祉会館整備事業			6,531								6,531
コスモス館改修事業				1,617							1,617
駅前商店街カラー舗装				10,297							10,297
地域祭り・イベント活性化事業		12,019	3,956	3,500	1,399						20,874
多目的グラウンド整備事業				3,765	23,303						27,068
地域環境保全対策事業				16,393	1,527						17,920
固定資産税過剰徴収返還事業					316						316
校区準備会備品購入事業						999					999
自治会活動振興事業							1,485				1,485
コスモスのまち整備事業			4,694	44,011	35,655	176,708	114,811		19,536	2,986	398,401
生活環境整備事業					18,929						18,929
地域交通環境整備事業					5,976						5,976
大城保育所改築事業					7,445						7,445
公民館改修事業		19,173	45,932	20,065	34,146	54,488	19,623				193,427
小学生ふれあい体験学習事業		1,000	1,000	500	1,000	1,000	1,000	885	844	1,000	8,229
小中学校図書館図書整備		2,604	461	461	461	461	461	276	143	145	5,473
小中学校情報教育環境の充実		1,115	1,912	1,912	1,912	1,912	1,912	1,303	869	869	13,716
複合施設備品購入事業					86,065	19,042	19,327	19,140	19,224	18,256	181,054
北野総合支所整備事業					2,647	81,051	53,606	1,832	2,787	5,889	147,812
働く女性の家整備事業					808				1,144	23,834	25,786
校区コミュニティ施設整備事業									480	113,502	113,982
スポーツ施設の整備充実						2,233	45,156	4,903	105	24,483	76,880
校区コミュニティ組織早期定着支援事業							8,197	8,197	8,197	8,199	32,790
地域環境改善事業							788	10,792			11,580
小中学校施設の整備充実事業								13,461			13,461
ますかげセンター改修事業								1,946			1,946
大城南部地域広場整備事業								7,956			7,956
農村コミュニティセンター修繕									3,559		3,559
東西道路整備計画事業										5,500	5,500
駅前駐輪場整備事業										10,180	10,180
合　計		63,349	85,981	102,521	221,589	337,894	266,366	70,691	56,888	259,843	1,449,442
年度執行状況	0.0%	4.2%	5.7%	6.8%	14.6%	22.3%	17.5%	4.7%	3.7%	17.1%	95.5%
										26年度末残額	68,883
										残額率	4.5%

当初1,518,325千円積立てられた北野地域振興基金の取崩の状況は上表のとおりである。平成26年度終了時点の基金残高は53,203千円で基金残存率は3.5%となる予定である。

以下、対象事業の中からサンプルを抽出し、意思決定過程、予算編成、予算執行手続を監査した。また、必要に応じて現地視察を行い、その使用状況を現場にて確認した。

(1) コスモスのまち整備事業　総額398百万円（平成19年度～平成23年度、平成25年度～平成26年度）

昭和47年に住民の植栽から始まったコスモス街道のコスモスパークを再整備することで、地域及び観光客にとって快適な環境を創出することで地域の浮揚及び活性化を目的とし、コスモス街道は両岸約 4.0 ㎞、コスモスパーク北野は30,746 ㎡の整備を行った。

監査手続

書類に基づき監査を実施するとともに、現地にて視察及びヒアリングを行った。

監査結果

実施した監査手続の範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

(2) 複合施設備品購入事業（北野保健センター・北野図書館）総額 181 百万円（平成 21 年度～平成 26 年度）

平成 22 年 4 月にオープンしたコスモすまいる北野内の図書館、トレーニングルーム等の資料・設備の充実を図ることを目的とした事業で、平成 21 年度に 86 百万円を計上し、図書館とトレーニングルームの整備を行った。平成 22 年度以降は、毎年 19 百万円程度を支出し、主に図書館の図書の充実のための支出を行っている。

監査手続

書類に基づき監査を実施するとともに、現地にて視察及びヒアリングを行った。

監査結果

実施した監査手続きの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

(3) 校区コミュニティ施設整備事業　113 百万円（平成 26 年度）

北野地域の 4 校区（北野、弓削、大城、金島）のまちづくり振興会における拠点施設の整備を支援する事業である。合併前において、旧久留米市は小学校区ごとの施設整備が進んでいたが、旧 4 町は校区単位の組織が無く、自治会単位での小地域集会所が整備されていた。そこで、平成 23 年度に各校区にまちづくり振興会が設立されたことを機に旧 4 町でも校区単位のコミュニティ施設の整備を図った事業である。

平成 26 年度の事業費は、協働推進部地域コミュニティ課の主要事業費 45, 820 千円、基金事業費 113, 502 千円の予算である。

基金事業における平成26年度の事業内容は下表のとおりである。

校区名	内容	予算額（千円）
北野	事務室改修 太陽光発電設備 備品購入	11,295
弓削	事務室改修 太陽光発電設備 空調改修 照明改修 備品購入	39,267
大城	事務室改修 太陽光発電設備 照明改修 備品購入	17,278
金島	事務室改修 太陽光発電設備 空調改修 照明改修 備品購入	45,662
合計		113,502

監査手続

書類に基づき監査を実施するとともに、北野校区コミュニティ施設予定地にて視察を行い、整備の概要についてヒアリングを実施した。

監査結果

実施した監査手続きの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

２７－（３）久留米市城島地域振興基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部　総合政策課

(2) 根拠例規

久留米市地域振興基金条例

(3) 設置年月日

平成 16 年 12 月 28 日

(4) 設置目的

城島地域の振興に資するため

(5) 基金が充当される事業の概要

① 新市建設計画主要事業の補完的な事業
② 旧久留米市域の水準に達するために取り組む事業
③ 地域の活性化の観点から事業展開の再整理を図る事業
④ 地域の特性の効果的な維持・向上を図るために取り組む事業
⑤ 合併後の各種行政施策及び事業を円滑に進めるために取り組む事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金を造成

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金に積立てる。

(2) 基金の取崩方針

編入前の城島町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩す。

その他：本条例は、平成 27 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	622,542,393	958,438	0	623,500,831	0	65,907,000	557,593,831
H22 年度	557,593,831	611,969	0	558,205,800	0	107,487,000	450,718,800
H23 年度	450,718,800	429,357	0	451,148,157	0	81,655,000	369,493,157
H24 年度	369,493,157	238,429	0	369,731,586	0	50,873,000	318,858,586
H25 年度	318,858,586	206,694	0	319,065,280	0	42,056,000	277,009,280

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	206,694	0

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
編入前の城島町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩したもの	無	42,056,000	53,134,000

4 城島地域振興基金 10 年間の取崩状況

■城島地域振興基金

基金総額：1,036,200千円　　単位：千円

事 業 名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(予算)	合計
トレーニング施設リニューアル事業		15,726	62,116								77,842
水辺環境整備センター支援事業			180,000								180,000
城島校区学童保育所整備事業(新築)			17,769								17,769
城島地域づくり協議会支援事業		1,000	1,800	1,230							4,030
ふれあいセンターリニューアル及び周辺環境改善事業		2,641	30,225	1,614						1,266	35,746
青木校区学童保育所整備事業(新築)				12,069							12,069
江上学童保育所整備事業(増築)				7,900							7,900
城島農村環境改善センターリニューアル事業				8,799							8,799
ふるさと体験学習事業		960	1,008	1,300	1,040						4,308
城島保健福祉センターオープン記念事業					972						972
特定地域生活排水処理事業特別会計の安定化					993						993
過誤納金返還事業					663						663
自治活動振興事業(地域掲示板撤去・修繕)							1,891				1,891
町民の森公園リニューアル事業						13,488	2,835				16,323
個人設置型合併浄化槽助成等事業						12,276	8,690				20,966
城島中学校グラウンド再整備事業						3,308	4,388				7,696
城島公民館リニューアル事業		2,480									2,480
校区コミュニティ施設整備事業						297	2,460	6,199	9,692	146,382	165,030
校区コミュニティ組織早期定着支援事業							7,817	7,952	7,049	7,986	30,804
城島鬼面ウォーキング支援事業				600	300	300	300	300	300	300	2,400
生活環境整備事業			8,111	47,096	53,622	73,042	46,402	29,135	21,840	34,800	314,048
城島まつり活性化支援事業						300	2,500	2,500			5,300
働く婦人の家備品活用事業		1,864	1,346	2,649	2,052	2,270	2,166	2,309	2,199	2,454	19,309
城島総合文化センターリニューアル事業				2,978	4,059					49,422	56,459
小中学校図書館整備事業		2,993	547	547	547	547	547	334	181	183	6,426
小中学校情報教育環境の充実		967	1,659	1,659	1,659	1,659	1,659	1,155	795	797	12,009
城島総合運動公園リニューアル完成記念事業								989			989
久留米市天文台備品活用事業										141	141
城島総合運動公園備品活用事業										1,408	1,408
城島総合支所リニューアル事業										17,385	17,385
合　計		28,631	304,581	88,441	65,907	107,487	81,655	50,873	42,056	262,524	1,032,155
年度執行状況	0.0%	2.8%	29.4%	8.5%	6.4%	10.4%	7.9%	4.9%	4.1%	25.3%	99.6%
										26年度末残額	4,045
										残額率	0.4%

当初 1,036,200 千円積立てられた城島地域振興基金の取崩の状況は上表のとおりである。平成 26 年度終了時点の基金残高は 4,045 千円で基金残存率は 0.4%となる予定である。

以下、対象事業の中からサンプルを抽出し、意思決定過程、予算編成、予算執行手続を監査した。また、必要に応じて現地視察を行い、その使用状況を現場にて確認した。

(1) 水辺環境整備センター支援事業　180 百万円（平成 19 年度）

旧城島町において、城島リバーサイドゴルフ場を経営していた財団法人 城島地区筑後川水辺環境整備センターに出資ししていたが、久留米市と旧城島町の合併を契機に、長門石ゴルフ場を経営する公益財団法人久留米市都市公園管理センターと統合することとなった（平成 20 年 4 月 1 日に合併)。

平成 19 年当時、財団法人 城島地区筑後川水辺環境整備センターには資産約 80 百万円、負債約 260 百万円で債務超過が 180 百万円の状況であった。そこで、当基金より 180 百万円を支援することにより、債務超過を解消し、公益財団法人久留米市都市公園管理センターへの合併の準備を行ったものである。

監査手続

現地にて視察を行い、施設の概要、基金の使途についてヒアリングを実施した。

監査結果

現地視察、ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

(2) 校区コミュニティ施設整備事業　総額 165 百万円（平成 22 年度～平成 26 年度）

城島地域の 5 校区（城島、江上、青木、下田、浮島）の校区コミュニティ活動の拠点施設を早期に整備するため、市が定める整備基準を上回る整備に必要な経費等に関しては、一定の上限を設けながら地域振興基金を活用する事業である。合併前において、旧久留米市は校区ごとの施設整備が進んでいたが、旧 4 町は校区よりも小さい単位でのコミュニティ施設が整備されていた。そこで、合併を機に旧 4 町でも校区単位のコミュニティ施設の整備を図った事業である。

平成 26 年度の事業費は、協働推進部地域コミュニティ課の主要事業費 287,254 千円、基金事業費 146,382 千円の予算である。

基金事業における平成 26 年度の事業内容は下表のとおりである。

校区名	内容	予算額（千円）
城島	改修工事費 太陽光発電設備	20,061
江上	建築工事費 太陽光発電設備 外構工事費 備品購入	51,894
青木	建築工事費 太陽光発電設備 外構工事費 備品購入	51,912
下田	建築工事費 太陽光発電設備 外構工事費 備品購入	21,015
浮島	備品購入	1,500
合計		146,382

監査手続

下田校区コミュニティセンター新築工事について、現地にて視察を行い、整備の概要についてヒアリングを実施した。

視察工事概要

【土地】

所 有 者：久留米市

建築場所：久留米市城島町下田 293 番 3

登記地目：宅地

敷地面積：1,018．10 ㎡

【建物】

発 注 者：下田校区コミュニティセンター建設委員会

設計会社：今村一級建築士事務所

構　　造：鉄筋コンクリート造

階　　数：平屋建

建築面積：370 ㎡

延床面積：370 ㎡

都市計画：準都市計画区域　　容積率：200　　建ぺい率：70

着　　工：平成 26 年 5 月

竣工予定：平成 27 年 3 月

監査結果

視察結果、特に異常な事項は発見されなかった。

意見

校区コミュニティセンター整備については、現在小学校区ごとに整備が行われているが、少子高齢化が進行しており、将来的には学校施設の統廃合の必要も生じるものと思われる。

今後、校区コミュニティセンター整備を行う際には、将来の人口推計も考慮したうえで施設規模等を検討していく必要があるものと考えられる。

(3) 城島総合文化センターリニューアル事業　総額 49 百万円（平成 26 年度）

監査手続

現地にて視察を行い、施設の概要、基金の使途についてヒアリングを実施した。

監査結果

現地視察の結果、舞台装置の油圧管が破損し、舞台裏や階段に油漏れの痕跡が残る状況であり、速やかな改修が必要な状況であったことがうかがえた。現地視察、ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

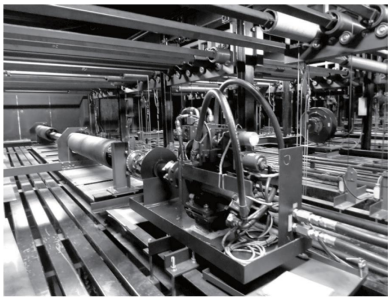

(4) 城島総合支所リニューアル事業　総額 17 百万円（平成 26 年度）

監査手続

現地にて視察を行い、施設の概要、基金の使途についてヒアリングを実施した。

監査結果

城島支所において、近年、盛夏の業務中に空調設備が停止するなど、老朽化が著しいことから、空調設備等の設備のリニューアルを行った。

現地視察、ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

２７-（４）久留米市三潴地域振興基金

1　基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 総合政策課

(2) 根拠例規

久留米市地域振興基金条例

(3) 設置年月日

平成 16 年 12 月 28 日

(4) 設置目的

三潴地域の振興に資するため

(5) 基金が充当される事業の概要

① 新市建設計画主要事業の補完的な事業

② 旧久留米市域の水準に達するために取り組む事業

③ 地域の活性化の観点から事業展開の再整理を図る事業

④ 地域の特性の効果的な維持・向上を図るために取り組む事業

⑤ 合併後の各種行政施策及び事業を円滑に進めるために取り組む事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金を造成

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

旧４町から久留米市に持ち寄った基金の合計額のうち、１/２について、合併時点の４町の財政状況等に応じて配分し、基金に積立てる。

(2) 基金の取崩方針

編入前の三潴町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩す。

その他：本条例は、平成 27 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。

3 基金残高の推移 （単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	1,012,477,127	1,159,877	0	1,013,637,004	0	52,716,000	960,921,004
H22 年度	960,921,004	828,259	0	961,749,263	0	128,961,000	832,788,263
H23 年度	832,788,263	713,286	0	833,501,549	0	125,607,000	707,894,549
H24 年度	707,894,549	453,445	0	708,347,994	0	254,801,000	453,546,994
H25 年度	453,546,994	289,649	0	453,836,643	0	139,522,000	314,314,643

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	289,649	0

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
編入前の三潴町の区域の振興を目的とした事業に充てるため、基金を取り崩したもの	無	139,522,000	163,392,000

4　三潴地域振興基金 10 年間の取崩状況

■三潴地域振興基金
基金総額：1,236,387千円

単位：千円

事　業　名	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26(予算)	合計
中学校備品等整備事業				2,203							2,203
小学校施設維持管理事業				2,034							2,034
総合支所庁舎リニューアル事業		3,980	23,581								27,561
三潴地域集客促進事業・地域特産物普及事業			1,687								1,687
農村運動広場夜間照明改修事業			2,825								2,825
愛の鐘整備事業			1,275								1,275
農業改革緊急啓発事業		300									300
松江区友好交流記念事業		4,445									4,445
福祉センターリニューアル事業					2,377	90,228					92,605
過誤納金返還事業					1,621						1,621
学童保育所整備事業					24,116					30,851	54,967
三潴総合支所整備事業						410	23,032				23,442
自治会活動振興事業							517				517
児童遊園整備事業							598				598
三潴公民館改修事業		1,843	18,401	1,588	1,805				4,795	48,015	76,447
三潴農村改善センター改修事業		1,733	40,031	6,938					1,681		50,383
三潴地域公園リニューアル事業			12,020	11,154	9,129	9,626	32,744	43,190	17,959	36,979	172,801
ふるさとみづま祭支援事業		3,000	4,000	3,000	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,292	29,292
地域子育て支援センター事業		4,233	302	302	302	264	302	289	302	312	6,608
小中学校図書館図書整備事業		2,694	293	293	293	293	293	171	85	87	4,502
みづま総合体育館備品等整備事業				73,393	5,486	2,701	2,123	1,968	2,600	2,675	90,946
小中学校情報教育推進事業				4,117	3,417	3,283	3,215	3,247	3,084	3,547	23,910
小中学校国際理解教育推進事業				1,213	970	970	923	831	831	856	6,594
農業者トレーニングセンター修繕等事業						16,639	5,873	5,713	5,695	6,954	40,874
校区コミュニティ施設整備事業						1,347		139,126		19,938	160,411
校区コミュニティ組織支援事業							8,966	8,966	8,508	8,967	35,407
地域環境整備事業（道路・排水路等修繕）							19,054	17,636	28,116	31,000	95,806
屋外体育施設再整備に伴う道路整備							24,767	29,226	11,108	14,760	79,861
旧久留米市たい肥センター解体工事								918	26,781		27,699
中学校施設維持管理事業								320	24,777	58,833	83,930
公立保育所・施設・整備事業										10,000	10,000
道路台帳補正事業										12,000	12,000
合　計		22,228	104,415	106,235	52,716	128,961	125,607	254,801	139,522	289,066	1,223,551
年度執行状況	0.0%	1.8%	8.4%	8.6%	4.3%	10.4%	10.2%	20.6%	11.3%	23.4%	99.0%
										26年度末残額	12,836
										残額率	1.0%

当初 1,236,387 千円積立てられた三潴地域振興基金の取崩の状況は上表のとおりである。平成 26 年度終了時点の基金残高は 12,836 千円で基金残存率は 1.0％となる予定である。

以下、対象事業の中からサンプルを抽出し、意思決定過程、予算編成、予算執行手続を監査した。また、必要に応じて現地視察を行い、その使用状況を現場にて確認した。

(1) 三潴地域公園リニューアル事業　総額 172 百万円（平成 19 年度～平成 26 年度）

三潴地域は、「水沼の里づくり事業」により、水沼の里 2000 年記念の森公園を核として、16 か所の親水ミニ公園、7 か所のため池群公園等が整備し、魚釣り、ウォーキング及びジョギング等による健康増進を図ることを目的としている。しかし、整備から年数を経たため老朽化し木製デッキ等が腐食し危険な状態にあるものもあるため、修繕を行っているところである。

年度	内容	金額（千円）
平成 19 年度	公園遊具設置(幼児用遊具５基、健康サポート用具３基)	12,020
平成 20 年度	十連寺公園展望台舗装修繕外 2 箇所､銭亀･清導寺溜池施設改修計画策定	11,154
平成 21 年度	2000 年記念の森公園外看板設置（25 箇所)、公園舗装修繕（17 箇所)	9,129
平成 22 年度	清導寺溜池上デッキ修繕(３箇所)、溜池群公園桟橋構造設計	9,626
平成 23 年度	清導寺溜池上デッキ修繕(１箇所)、銭亀溜池公園桟橋実施設計･桟橋修繕工事	32,744
平成 24 年度	銭亀溜池桟橋・清導寺上溜池ﾃﾞｯｷ修繕完了、2000 年公園進入路付替え測量・実施設計	43,190
平成 25 年度	親水公園デッキ手摺修繕外（4 か所)、2000 年公園進入路付替え工事 L=200M	17,959
平成 26 年度	公園修繕（親水公園等 10 か所)、鳥越公園トイレ修繕 ポッポ汽車公園用地 159 ㎡購入費	36,979(予算)

監査手続

現地にて視察を行い、施設の概要、基金の使途についてヒアリングを実施した。

監査結果

現地視察、ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

(2) 地域環境整備事業(道路・排水路等修繕)総額 95 百万円(平成 23 年度～平成 26 年度)

生活環境の基盤である道路、水路の修繕箇所を早急に整備し、市民生活の快適性、安全性を図るために、道路舗装、構造物の修繕整備や河川排水路の修繕、浚渫する事業である。

年度	内容	金額（千円）
平成 23 年度	道路構造物・舗装修繕　排水路修繕・浚渫	19,504
平成 24 年度	道路構造物・舗装修繕　排水路修繕・浚渫	17,636
平成 25 年度	道路構造物・舗装修繕　排水路修繕・浚渫	28,116
平成 26 年度	道路構造物・舗装修繕　排水路修繕・浚渫 路側除草委託	31,000

監査手続

現地にて視察を行い、施設の概要、基金の使途についてヒアリングを実施した。

監査結果

現地視察、ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

(3) 中学校施設維持管理事業　総額 83 百万円（平成 24 年度～平成 26 年度）

三潴中学校運動施設敷地については、旧三潴町時代より継続して借地が存在しており、運動施設の維持継続及び借地解消の観点から借地を買収する事業である。

賃借料は、平成 24 年度 1,324,739 円、平成 25 年度 1,076,143 円、平成 26 年度 907,266 円（積算根拠：１㎡あたり 200 円+固定資産税額）を支払っている。

年度	内容	金額（千円）
平成 24 年度	測量委託料	320
平成 25 年度	土地購入費（1,130.07 ㎡）、土地鑑定手数料　他	24,777
平成 26 年度	土地購入費（2,541 ㎡）、土地鑑定手数料　他	58,833

監査手続

現地にて視察を行い、基金の使途、土地の買収交渉状況等についてヒアリングを実施した。

監査結果

現地視察、ヒアリングの範囲においては、異常な事項は発見しなかった。

２８．久留米市特定地域浄化槽整備推進基金

1　基金の概要

平成 17 年に久留米市は、旧北野町、旧三潴町、旧城島町、旧田主丸町の４町と合併を行った。この時、旧城島町が積み立てていた 55,257,000 円を久留米市が引継ぎ、久留米市特定地域浄化槽整備基金が設置されることになった。

旧城島町では、平成 13 年から市町村設置型浄化槽の整備事業を行っていた。この市町村設置型浄化槽整備事業費のうち 3 分の 1 は国から、また 7.5%にあたる金額は福岡県から補助金が交付され、残額が市町村の負担する金額となる。このうち福岡県からの補助金（事業費の 7.5%にあたる金額）が当該基金の積立財源とされてきた。

基金の設置目的は、「特定地域生活排水処理事業により整備した、浄化槽の地方債償還に要する経費に充てるため」であるが、市債は、発行後一定期間据え置いてから償還されるため、福岡県からの補助金を基金に積み立てて繰越してきた。

但し、平成 21 年度から市債の償還に充てるため基金の取崩しを毎年行っており、平成 25 年度末残高は 31,435,828 円となっている。また、平成 26 年 5 月末の残高は 15,061,949 円である。

(1) 所管部署

上下水道部 給排水設備課

(2) 根拠例規

久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例

(3) 設置年月日

平成 17 年 2 月 5 日

(4) 設置目的

特定地域生活排水処理事業により整備した浄化槽の地方債償還に要する経費に充てるため

(5) 基金が充当される事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、特定地域浄化槽の設置及び維持管理の適正な推進を図る事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 予算計上会計

特定地域生活排水処理事業特別会計

２ 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

久留米市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(2) 基金の取崩方針

特定地域生活排水処理事業により整備した浄化槽の地方債償還に要する経費に充てる。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

平成 26 年度末で基金残高がほぼなくなる予定である。

３ 根拠条例

（久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例）

平成１６年１２月２８日

久留米市条例第７２号

（設置）

第１条　特定地域生活排水処理事業により整備した、浄化槽の地方債償還に要する経費に充てるため、久留米市特定地域浄化槽整備推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、久留米市特定地域生活排水事業特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券の保有その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、久留米市特定地域生活排水事業特別会計歳入歳出予算に計上し、この基金に積み立てるものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　市長は、第１条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附　則

この条例は、平成１７年２月５日から施行する。

４　基金残高の推移

基金残高の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

年度別	積立（処分）年月日	摘　　要	積立処分金額	現在額
１７年度				55,257,000
	平成 17 年 8 月 22 日	預金利子	42	55,257,042
	平成 17 年 9 月 26 日	預金利子	2,725	55,259,767
	平成 17 年 11 月 11 日	繰替運用 預金利子	271	55,260,038
	平成 18 年 2 月 22 日	預金利子	66	55,260,104
	平成 18 年 3 月 30 日	預金利子	11,718	55,271,822
１８年度	平成 18 年 5 月 30 日	積立	9,560,000	64,831,822
	平成 18 年 8 月 2 日	繰替運用利子	958	64,832,780
	平成 18 年 8 月 30 日	預金利子	554	64,833,334
	平成 19 年 2 月 27 日	預金利子	11,615	64,844,949
	平成 19 年 3 月 28 日	運用利子（按分額）	52,520	64,897,469
１９年度	平成 19 年 5 月 31 日	積立	7,437,000	72,334,469
	平成 20 年 3 月 31 日	預金利子	162,870	72,497,339
	平成 20 年 3 月 31 日	繰替運用利子	35,111	72,532,450
２０年度	平成 20 年 5 月 30 日	積立	5,662,000	78,194,450
	平成 21 年 3 月 31 日	預金利子	227,255	78,421,705
	平成 21 年 3 月 31 日	繰替運用利子	52,178	78,473,883
	平成 21 年 3 月 31 日	積立	3,922,000	82,395,883
２１年度	平成 21 年 5 月 29 日	取崩し	-5,862,399	76,533,484
	平成 22 年 3 月 31 日	預金利子	65,394	76,598,878
	平成 22 年 3 月 31 日	繰替運用利子	21,991	76,620,869

２２年度	平成 22 年 5 月 31 日	積立	2,537,000	79,157,869
	平成 22 年 5 月 31 日	取崩し	-8,754,001	70,403,868
	平成 23 年 3 月 31 日	預金利子	65,490	70,469,358
	平成 23 年 3 月 31 日	繰替運用利子	1,364	70,470,722
２３年度	平成 23 年 5 月 31 日	積立	1,525,000	71,995,722
	平成 23 年 5 月 31 日	取崩し	-12,662,586	59,333,136
	平成 24 年 3 月 30 日	繰替運用・預金利子	61,881	59,395,017
２４年度	平成 24 年 5 月 31 日	積立	2,057,000	61,452,017
	平成 24 年 5 月 31 日	取崩し	-15,302,270	46,149,747
	平成 25 年 3 月 29 日	繰替運用・預金利子	36,261	46,186,008
２５年度	平成 25 年 5 月 31 日	積立	2,830,000	49,016,008
	平成 25 年 5 月 31 日	取崩し	-17,604,259	31,411,749
	平成 26 年 3 月 31 日	繰替運用・預金利子	24,079	31,435,828
２６年度	平成 26 年 5 月 30 日	積立	2,676,000	34,111,828
	平成 26 年 5 月 30 日	取崩し	-19,049,879	15,061,949

平成 17 年度に旧城島町から 55,257,000 円の積立金を引継ぎ、久留米市特定地域浄化槽整備推進基金がスタートする。その後、毎年、市町村設置型浄化槽の整備事業費の 7.5%の金額が福岡県から補助金として交付され、これを基金に積み立てている。基金残高は、平成 20 年度末には 82,395,883 円にまで増加している。しかし、平成 21 年度から市債の償還に充てるため毎年基金の取崩しを行っている(平成 21 年度 5,862,399 円、平成 22 年度 8,754,001 円、平成 23 年度 12,662,586 円、平成 24 年度 15,302,270 円、平成 25 年度 17,604,259 円、平成 26 年度 19,049,879 円)。この結果、平成 25 年度末残高は 31,435,828 円、また平成 26 年度 5 月 30 日の残高は 15,061,949 円となっている。

5　寄附の状況

当該基金への積立は、県費補助金及び基金から発生する利息であり、寄附を受けた実績はない。

6 実施した監査手続き

(1) 基金の概要につき担当部局からヒアリングを行った。これにより、基金の設置目的、基金が充当される事業の概要、基金の積立方針、基金の取崩方針、担当課の考える課題等の確認を行った。

(2) 基金の根拠条例の確認を行った。

(3) 基金残高の推移を検討し、基金の増加原因の分析を行った。

(4) 基金を使い切り残高をゼロにする方針を確認できる文書の作成を依頼した。

(5) 久留米市作成の浄化槽に関する手引きの閲覧を行った。

7 意見

久留米市特定地域浄化槽整備推進基金の平成 26 年 5 月 30 日残高が 15,061,949 円であるのに対し、今年度の市債の償還は約 20,000,000 円の予定である。これにより今年度に基金残高がなくなるため、基金を廃止する方針となっている。これを確認できる文書として、平成 27 年 3 月議会に提出する予定の議案の件名が「久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例を廃止する条例」である事を、久留米市上下水道部が久留米市総務部（文書法制担当）へ回答する部長決裁の写しの提出を受けた。

よって、次年度に基金残高がなくなり、久留米市特定地域浄化槽整備推進基金条例が廃止される事を確認する必要があると考える。

２９．久留米市暴力追放推進基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

協働推進部 安全安心推進課

(2) 根拠例規

久留米市暴力追放推進基金条例

(3) 設置年月日

平成 18 年 12 月 21 日

(4) 設置目的

市民の暴力追放運動の推進に資するため

(5) 基金が充当される事業の概要

市では、久留米市暴力追放推進協議会（以下「協議会」という）が中心となって暴力団壊滅、暴力追放運動を展開しており、地域における暴力追放運動を支援している。協議会が行う暴力団事務所使用差止訴訟等の原告団に対する支援に関し、市は必要に応じて基金を取り崩し、協議会へ補助金として交付する。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①寄附金、市が予算に定める積立額

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

市民又は各種団体が基金への積み立てを指定した寄附金、使途を限定しない暴力追放運動の推進に関する寄附金、その他市長が適当と認める寄附金を積み立てる。

(2) 基金の取崩方針

協議会が行う暴力団事務所使用差止訴訟等の原告団に対する支援に関し、協議会へ補助金を交付するため、必要に応じて基金を取り崩す。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

なし

3 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	37,325,311	3,605,530	9,263,000	31,667,841	0	0	31,667,841
H22 年度	31,667,841	28,562	0	31,696,403	524	1,400,000	30,296,927
H23 年度	30,296,927	28,924	0	30,325,851	0	1,000,000	29,325,851
H24 年度	29,325,851	25,050	1,450,000	27,900,901	0	0	27,900,901
H25 年度	27,900,901	893,695	0	28,794,596	0	66,475	28,728,121

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益	20,862	293,259
寄附	14,131	100,000
支援を行っていた訴訟の終結に伴う補助金清算	858,702	0

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
暴力追放推進協議会助成事業への充当	無	66,475	2,815,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
久留米市暴力追放推進協議会補助金（訴訟支援分）	66,475	66,475	100%

4 監査の概要

基金の推移や関係要綱、協議会役員名簿、支援を行った訴訟の経過などの資料に基づき、担当者へヒアリングをしながら監査した。訴訟のための原告団から協議会への支援申請や協議会から市への補助金申請、交付方法等について問題はないと判断した。

ただし、協議会役員メンバーに不動産取引業者がいれば京町への指定暴力団の本部事務所移転は防げたのではないかという疑問が湧いた。これについては、不動産取引業者がいるいないにかかわらず、新たに本部事務所移転先の土地を取得するのであれば対応することができたかもしれないが、もともと暴力団関係者の土地建物であり、また、福岡県暴力団排除条例ならびに市暴力団排除条例の施行前であったため、対応のしようはなかった。今後、新たな土地取得等については、警察等と連携し、適正な対応を検討する旨回答を得た。

今後の基金の在り方については、支援を行っていた訴訟が終結したことに伴い、当面、基金の活用予定はないが、急な問題が生じた場合には基金で対応を図る旨回答を得た。

5 久留米市暴力追放推進協議会とは

協議会は、もともと昭和 36 年 3 月 10 日全市的な暴力追放組織として結成され、事務局を市役所に置き出来上がった任意の団体である。役員の構成は、久留米市と警察署が中心であり、地域の団体や事業者等も構成員となっているが（組織イメージ参照)、久留米市暴力団排除条例第 14 条、15 条の不動産の譲渡等に関して、協議会に不動産取引業者等を加えることでより効果的な暴追・暴排運動が展開できるものと推察される。暴力団対策法の改正や暴排条例の制定による新たな規制内容や社会情勢の変化に応じて組織体制のあり方を検討していくことが、基金の適正活用に関して必要であると思料する。

久留米市暴力追放推進協議会（組織イメージ）

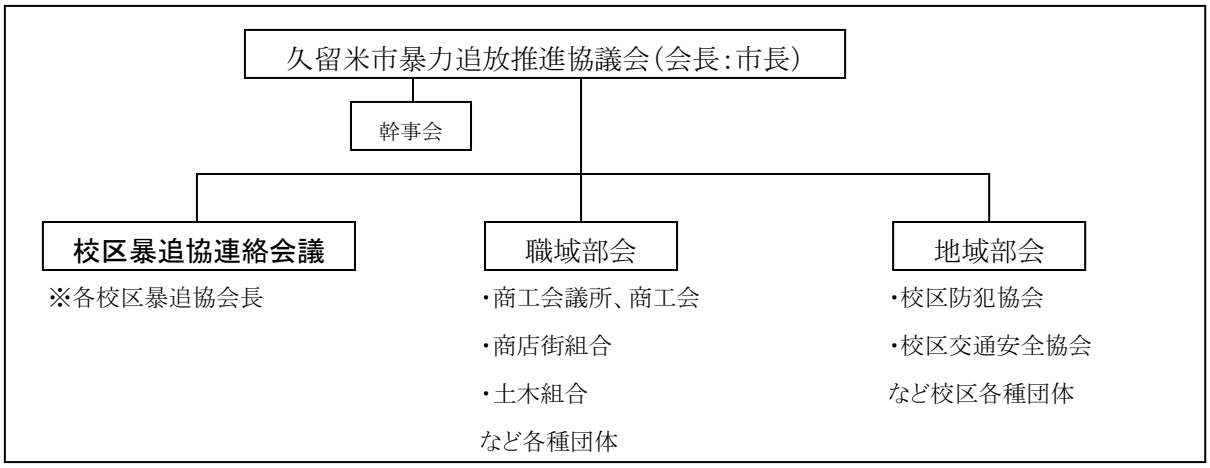

6 意見

久留米市における暴追活動については、早期に暴力団が存在していた背景から、任意の団体である協議会があり、昭和 47 年 6 月 25 日「暴力団追放都市宣言」を行い、平成 18 年 12 月 21 日基金条例を、平成 22 年 6 月 29 日に久留米市暴力団排除条例、同 9 月 30 日に久留米市暴力団排除条例施行規則を定め、現在に至っている。したがって、市民の要望から協議会なるものが先にでき、また市の補助金交付要綱なども平成 19 年 7 月 5 日に作成されていて、条例・施行規則ができる前に協議会が中心となって暴追運動を実施している。

基金は、暴力団事務所撤去に係る民事訴訟等について、弁護士等からの見積りに基づく原告団からの申請を受け、協議会内で審査・支援決定し、さらに協議会から市への申請を経て、協議会への補助金として運用される。基金を活用した支援を行っていた指定暴力団旧本部事務所撤去訴訟は、平成 20 年 8 月 25 日に始まり、平成 25 年 7 月 26 日に終結を迎えたが、その間の費用 14,513 千円中、市が負担したのは約 9 百万円である。（訴訟支援事業執行状況表参照）

地域住民が立ち上がり、訴訟を提起するなどの暴追運動がなければ当該基金の活用はないが、暴力団事務所が依然として存在している限り、随時訴訟に対応できるように体制を協議会内で充実することが肝要かと思われる。その意味で、前記のとおり協議会の組織体制の検討と各関係機関・団体間での密接な情報交換が望まれる。

久留米市暴力追放推進協議会　訴訟支援事業（訴訟費用支援補助金）執行状況表

（単位：千円）

項　目	事業費	当初予算額 H20.9.24 当初決定額	予算額 （最終）	補助金額							
				H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計	
訴訟に要する経費 (4/5)	10,820	7,670	6,420	1,200	1,000					2,200	
事務所撤去に要する経費 (5/5)	6,843	6,843	8,093	843	2,900	1,400	1,000	1,450	67	7,660	
合　計	17,663	14,513	14,513	2,043	3,900	1,400	1,000	1,450	67	9,860	
補助金交付決定額				9,263	7,220	3,320	2,100	2,280	2,815		
補助金交付額（市→協議会）				3,263	7,220	3,320	2,100	2,280	2,815		
補助金返還額（協議会→市）				1,220	3,320	1,920	1,100	830	2,748		
補助金確定額				2,043	3,900	1,400	1,000	1,450	67	9,860	→訴訟終結に伴う精算により
基金取り崩し額				9,263		1,400	1,000	1,450	67	13,180	859千円返還（過年度分）
補助金精算による基金への戻し額				0	3,320	0	0	0	859	4,179	

↓

9,263－(2,043＋3,900)＝3,320

３０．ふるさと久留米応援基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 総合政策課

総務部 総務課

(2) 根拠例規

ふるさと久留米応援基金条例

(3) 設置年月日

平成 20 年 9 月 22 日

(4) 設置目的

久留米市のまちづくりを応援する寄附者の思いを具体化する事業を実施し、多様な人々との協働による個性・魅力・活力あるふるさとづくりに取り組むことを設置目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

寄附者が選択した、1.こども生き生き応援事業 2.歴史継承・芸術の推進事業 3.健康・福祉事業 4.花と緑のまちづくり事業 5.祭・観光振興事業 6.市長おまかせコースに寄附額を充当する。

個別の事業選択の視点としては、寄附者の善意に応えるためにも何らかの形として残り寄附者が見聞きすることで、その効果を実感できるような事業を、希望された応援メニューに沿って選定する。既存事業への単なる財源充当ではなく、事業の必要性や進捗等を踏まえながら、なるべく新規事業や拡充事業に活用する。久留米市が取り組んでいるまちづくりをＰＲする意味もあるので具体的でわかりやすい、久留米ならではの特徴ある事業をできるだけ選定する。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

ふるさと久留米応援基金条例第２条（積立て）

・基金として積み立てる額は、第１条（設置）の目的に対し寄附された寄附金の額とする。

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

年度の寄附金額を次年度の事業資金として積み立てる。

(2) 基金の取崩方針

前年度積立てられた金額を次年度に事業資金として充当する。

(3) 基金の目標額

なし

(4) 担当課の考える課題

① 平成 25 年度の寄附件数及び寄附金額については倍増しているが、一人当たりの単価が約 13,000 円と、平成 24 年度 12,700 円に引き続き伸び悩んでいる。

これを受けて、平成 26 年度からは 10 万円と 3 万円のコースを新たに設けることとした。

② 寄附件数増の要因として、クレジットカード払いを利用する関東圏の寄附者が増加していることがあげられる。(件数ベースで 71%、金額ベースで 56%を占める)

③ メニューは1.こども生き生き応援事業と6.市長おまかせコースで全体の７割を占めている。平成25年度では、2.歴史継承・芸術の推進事業、3.健康・福祉事業、4.花と緑のまちづくり事業、5.祭・観光振興事業においても件数及び金額の増加が見られた。

④ 記念品は「ラーメン、米・野菜セット、旬の果物」といった食べ物関係に人気がある。中でも、「地酒セット」の実績は約３倍に伸びている。

⑤ 寄附者の居住地では、制度が始まって以来、関東圏の寄附者が 50%と定着している。これは、つつじ会や県人会、東京での同窓会など東京事務所を通じた様々な勧誘活動の成果といえる。

3 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	6,732,698	3,093,000	6,732,698	3,093,000	3,670,067	0	6,763,067
H22年度	6,763,067	9,354,000	0	16,117,067	66,000	6,666,000	9,517,067
H23年度	9,517,067	5,502,000	0	15,019,067	282,000	8,972,000	6,329,067
H24年度	6,329,067	5,111,150	0	11,440,217	160,000	4,293,000	7,307,217
H25年度	7,307,217	0	0	7,307,217	10,648,000	4,463,000	13,492,217

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
寄附件数増の要因として、クレジットカード払いを利用する関東圏の寄附者が増加していることがあげられる。（件数ベースで 71%、金額ベースで 56%を占める）	10,648,000	1,000,000

【事業等への充当割合】（平成 25 年度）

事業名等	事業費等決算総額(A)（単位:円）	基金充当決算額(B)（単位:円）	充当割合(B/A×100)
歴史博物館整備事業(からくり儀右衛門展)	22,875	797	3.5%

事業名等	事業費等決算総額(A)（単位:円）	積立運用益（基金積立分除く)(B)（単位:円）	充当割合(B/A×100)
地域福祉計画策定・推進事業	750	352	46.9%

事業名等	事業費等決算総額(A)（単位:円）	積立運用益（基金積立分除く)(B)（単位:円）	充当割合(B/A×100)
環境負荷低減行動推進事業	453	453	100%

事業名等	事業費等決算総額(A)（単位:円）	積立運用益（基金積立分除く)(B)（単位:円）	充当割合(B/A×100)
地域密着観光事業	6,200	250	4.0%

事業名等	事業費等決算総額(A)（単位:円）	積立運用益（基金積立分除く)(B)（単位:円）	充当割合(B/A×100)
防災対策強化事業	8,266	473	5.7%

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	積立運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合 (B/A×100)
総合都市プラザ整備事業	37,334	2,138	5.7%

4 基金概要

ふるさと久留米応援基金条例は、平成 20 年 9 月 22 日に設置され、いわゆる「ふるさと納税」で寄附された寄附金を使用するまでの期間積立てる基金である。原則として、寄附された年度末に寄附された金額全額を積立て、次年度に必要額を取崩し、使用する。

久留米市では、豊かな自然や文化、高度な医療・福祉、自慢の食・グルメなどの素晴らしい地域資源を存分に活かし、「日本一住みやすいまち」の実現を目指している。そこで、「ふるさと・くるめ応援寄付」を創設し、「ふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」という方々の思いをまちづくりに活かそうという事業である。

久留米市では、寄附者に以下の６つの事業の中から使い道を選択してもらい、その事業に寄附金をあてている。

６事業には、1.こども生き生き応援事業（久留米の未来を担う子どもたちが、地域の人々に包まれて、豊かな子ども時代を過ごし、生き生き、健やかに育つよう、子育てや教育の環境づくりを応援する事業）2.歴史継承・芸術の推進事業（久留米の原点となる地域の歴史・文化や、久留米が生んだ偉人たちの軌跡を未来の市民に引き継ぎ、新たな文化・芸術の創造の礎となる事業を応援する事業）3.健康・福祉事業（久留米市民がいつまでも生き生きと活動的に過ごせるように、健康づくりや福祉向上などの事業を応援する事業）4.花と緑のまちづくり事業（久留米つつじなどの四季折々の美しい花や地球温暖化にも配慮した緑あふれるまちづくりを、市民とともに進める事業を応援する事業）5.祭・観光振興事業（ふるさと・くるめを元気にする四季折々の祭やイベント、九州新幹線全線開業に伴う様々なＰＲ活動を応援し、久留米の魅力を伝えていく事業）6.市長おまかせコース（1.～5.以外で、ふるさと・くるめの「未来を創造していく」ための施策・事業に使う事業）がある。

寄附の手順は、寄附希望者は、振込用紙又はインターネット等で寄附申込みを行い、金融機関等で入金すると、久留米市より寄附金受領証明書と記念品が郵送される。寄附者は、寄附金受領証明書を確定申告時に添付して申告すると、（寄附金-2,000円）×寄附者の所得税の限界税率で算定される額が所得税から控除される。

これと合わせ、（寄附金額-2,000 円）×10%の住民税基本控除額と（寄附金額-2,000 円）×（90%-寄附者の所得税の限界税率×1.021 で算定される住民税特例控除額が住民税から控除される。

また、これとは別に寄附金額に応じた記念品が贈呈される。平成 26 年度は、1 万円以上の寄附額コースは 21 種類の中からの選択した記念品、3 万円以上の寄附額コースは 6 種類から 1 点又は 1 万円以上の寄附額のコース 21 種類の中から 2 点

を選択した記念品、10 万円以上は年 4 回（春夏秋冬）久留米市の「美味しいもの」が届けられる。

以下は、過去のふるさと納税の寄附状況である。

(1) 人数・金額

	H23		H24		H25		H26（H 26. 10. 31時点）	
区分	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
寄付者	322	5, 784, 000	415	5, 271, 150	798	10, 648, 000	1224	18, 428, 500

平成 26 年度は、10 月まででではあるが、過去に比べ大幅な増加となっている。

(2) 個人・法人別

	H23		H24		H25		H26（H26. 10. 31時点）	
区分	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
個人	322	5, 784, 000	415	5, 271, 150	795	9, 343, 000	1, 224	18, 428, 500
法人	0	0	0	0	3	1, 305, 000	0	0
合計	322	5, 784, 000	415	5, 271, 150	798	10, 648, 000	1, 224	18, 428, 500

個人・法人別では、個人の割合が非常に高くなっている。

(3) 金額別

	H23		H24		H25		H26（H26. 10. 31時点）	
区分	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
9, 999円以下	1	1000	3	6150	5	21000	1	1000
10, 000円～29, 999円以下	297	3, 134, 000	398	4, 065, 000	773	7, 852, 000	1, 071	10, 737, 500
30, 000円～99, 999円以下	18	749, 000	7	300, 000	12	572, 000	112	3, 490, 000
100, 000円～999, 999円以下	5	900, 000	7	900, 000	7	1, 203, 000	40	4, 200, 000
1, 000, 000	1	1, 000, 000	0	0	1	1, 000, 000	0	0
3, 000, 000	0	0	0	0	0	0	0	0
5, 000, 000	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	322	5, 784, 000	415	5, 271, 150	798	10, 648, 000	1, 224	18, 428, 500

金額別では、1 万円以上 29,999 円以下が多く全体の 90%を占める。これは、記念品の交付の対象が 1 万円以上の寄附者となっていることに関係すると考えられる。

(4) 使途区分

	H23		H24		H25		H26（H26. 10. 31時点）	
区分	口数	金額(円)	口数	金額(円)	口数	金額(円)	口数	金額(円)
①子ども生き生き	101	2, 246, 000	129	1, 667, 000	247	2, 639, 000	357	4, 845, 500
②-2くるめの歴史・芸術	38	430, 000	33	495, 050	60	864, 000	140	1, 940, 000
③-2健康・福祉	19	470, 000	32	308, 050	78	910, 000	93	1, 381, 000
④花と緑	33	608, 000	36	381, 000	69	729, 000	117	1, 622, 000
⑤-2イベント・会議	8	75, 000						
⑤-3祭・観光振興			24	230, 050	42	410, 000	63	768, 000
⑥市長おまかせ	131	1, 955, 000	170	2, 190, 000	322	5, 096, 000	487	7, 872, 000
合計	330	5, 784, 000	424	5, 271, 150	818	10, 648, 000	1257	18, 428, 500

使途区分は、こども生き生き、くるめの歴史・芸術、花と緑が多いが、一番多いのは市長おまかせである。

(5) 記念品

（人）

区分	H23	H24	H25	H26(H26.10.31時点)
10万円(プレムアムコース)				40
3万円(日本酒贅沢セット3本)				16
3万円(日本酒よくばりセット6本)				15
3万円(絣トート＆化粧ポーチセット)				6
3万円(スニーカー)				12
3万円(椿うるおい石鹸)				1
3万円(籃胎漆器フランスパン皿セット)				4
1万円（久留米絣扇子）				15
1万円（半月判ランチョンマット）				3
1万円（久留米絣ミニトート）				8
1万円（久留米絣小物セット名刺入れ等）				7
久留米絣セット	7			
絣ランチバッグセット		7	8	
1万円（籃胎漆器箸セット）				10
1万円（籃ＤＩＳＨトレー）				1
1万円（香りセット）				0
1万円（椿ケアセット）				4
1万円（シリコンボーンチャイナセット）				1
1万円（ほろ酔いセット3本）				21
1万円（純米酒セット3本）				113
1万円（かくし味セット6本）				10
1万円（まち旅セット）				4
1万円（郡山市うねめ牛）				58
1万円（ローストビーフ＆ピッツア）				50
とんこつラーメン	78	89	176	165
旬の果実ジャム	28	32	72	35
地酒セット	30	58	181	
米・野菜セット	110	124	176	72
旬の果物（巨峰・なし）	67	101	178	187
旬の果物（柿）				91
旬の果物（あまおう）				332
辞退	0	1	0	0
該当なし	2	3	7	1
合計	322	415	798	1282

記念品の種類が、平成26年度が増加したことから分散しているように見えるが、果物セット、米・野菜セット、とんこつラーメンセットなどの食べ物の人気が高くなっている。

(6) 寄附者の居住地

	H23			H24			H25			H26(H26.10.31時点)		
区分	人数	比率	金額(円)	人数	比率	金額(円)	人数	比率	金額(円)	人数	比率	金額(円)
久留米市内	15	5%	1,784,000	10	2%	142,000	14	2%	1,550,000	37	3%	770,500
福岡県内(久留米市除く)	13	4%	280,000	21	5%	400,000	36	5%	505,000	49	4%	1,295,000
九州（福岡県除く）	10	3%	190,000	20	5%	290,150	28	4%	379,000	42	3%	732,000
東京圏	165	51%	2,135,000	198	48%	2,349,000	394	49%	4,459,000	638	52%	9,561,000
名古屋圏	9	3%	115,000	24	6%	260,000	83	10%	830,000	88	7%	1,300,000
大阪圏	59	18%	690,000	87	21%	930,000	121	15%	1,592,000	178	15%	2,630,000
その他	51	16%	590,000	55	13%	900,000	122	15%	1,333,000	192	16%	2,140,000
合計	322	100%	5,784,000	415	100%	5,271,150	798	100%	10,648,000	1224	100%	18,428,500

※総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」の定義による。
東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）
大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）

寄附者の居住地は、東京圏、大阪圏、その他の順位となっている。

5 監査手続き

(1) 平成 25 年度分のふるさと・くるめ応援寄付受付兼管理簿からサンプルを抽出し、寄附申込書、納付済通知書、収納金通知書、ふるさと・くるめ応援寄附金受領証明書（控）等の関係書類を確認した。

(2) (1)で抽出したサンプルの記念品の送付状況を監査するため、公益財団法人久留米地域地場産業振興センター、一般財団法人　久留米市みどりの里づくり推進機構（道の駅くるめ）への随意契約の締結状況について監査した。

(3)(1)で抽出したサンプルの記念品の送付状況を監査するため、公益財団法人　久留米地域地場産業振興センター、一般財団法人　久留米市みどりの里づくり推進機構（道の駅くるめ）への記念品の発注、送付状況を監査した。

寄付金収入と必要経費(事業費)について

（単位:円）

年度(4月～3月)	平成23	平成24	平成25
(歳入)			
寄付金	5,784,000	5,271,150	10,648,000
(歳出)			
記念品購入費	1,562,043	2,250,944	3,882,334
旅費	0	165,280	0
消耗品	64,317	23,914	0
印刷製本費	57,750	0	0
筆耕委託料	3,300	7,260	14,960
委託料	0	0	499,800
回線使用料	39,238	49,087	81,480
人件費	1,747,200	1,747,200	1,747,200
歳出合計	3,473,848	4,243,685	6,225,774
寄付金収支	2,310,152	1,027,465	4,422,226

***平成23年度は任期付非常職員の雇用はなかったが、事業執行の人件費を任期付非常勤職員の人件費で計算している。**

6 結果

監査した結果、異常事項は発見されなかった。

（意見）

ふるさとくるめ応援寄付の平成 25 年度の寄附額は 10,648 千円であったのに対し、記念品のための支出額は 3,882 千円であった。さらに、ふるさとくるめ応援寄付のために、パンフレットの作成費用等の委託費 499 千円等や主に当該事業の業務を行っている任期付非常勤職員の人件費 1,747 千円（市負担の社会保険料を除く）が生じている状況にある。

平成 25 年度で試算すると、寄附金事業の損益分岐点は、4,686 千円（記念品購入費用を除く経費合計÷0.5）と考えられ、各年度損益分岐点を上回ってはいるが、ふるさとくるめの PR を行いつつ寄附金による財源確保のためには、さらなる寄附金の増大をはかることが可能な施策を検討する必要性があると考えられる。

３１．久留米市消防基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

都市建設部 防災対策課

(2) 根拠例規

久留米市消防基金条例

(3) 設置年月日

平成 21 年 3 月 31 日

(4) 設置目的

久留米市が負担する久留米広域市町村圏事務組合久留米広域消防本部に係る運営費及び投資的経費に充てることを目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

消防体制は、平成 17 年 2 月の市町合併以降、旧久留米市消防本部が管轄する（管轄区域：旧久留米市、面積：124.68K ㎡、人口：235,500 人）単独消防として、旧福岡県南広域消防組合消防本部が３市２町を管轄する（管轄区域：久留米市（田主丸町・北野町・城島町・三潴町）・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町、面積：309.47K ㎡人口：190,438 人）組合消防として、それぞれの区域において消防業務の充実強化を図ってきた。

全市的な消防サービスの一本化等のため、平成 19 年 4 月からは、消防広域化の先駆けとして、両消防本部で通信指令業務の共同運用を開始し、また、平成 21 年 4 月には旧久留米市消防本部と旧県南消防本部が統合し、久留米広域消防本部が発足した。

久留米広域市町村圏事務組合久留米広域消防本部の運営費及び投資的経費については構成する各市町にて負担しており、久留米市消防基金については久留米市が負担する運営費及び投資的経費に充当できるように設置している。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

① 旧県南広域消防事務組合消防本部（旧４町、小郡市、うきは市等）が久留米広域消防本部の設立に伴う解散により保有していた基金の構成市町村への分配金

（当初積立財源の算定過程）

久留米市に帰属する福岡県南広域消防組合の財政調整基金	1,228,066千円
消防債の一括償還	▲624,478千円
設立時消防基金残高（上記分配金）	603,588千円

② 基金の運用から生ずる収益

③ 市民、各種団体又は事業者が基金への積立を指定した寄附金額、使途を特定しない常備消防に関する寄附金額その他市長が適当と認める寄附金額

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

基金の運用収益以外に積立の予定はない。

(2) 基金の取崩方針

将来の財源不足に備え、可能な限り基金の取崩しは行わず、基金残高の温存に努める予定である。

(3) 基金の目標額

積立の目標額はない。

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	603,588,131	650,626	0	604,238,757	0	89,396,000	514,842,757
H22年度	514,842,757	471,412	0	515,314,169	0	0	515,314,169
H23年度	515,314,169	386,825	0	515,700,994	0	0	515,700,994
H24年度	515,700,994	330,952	0	516,031,946	0	0	516,031,946
H25年度	516,031,946	333,295	0	516,365,241	0	0	516,365,241

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益※	333,295	5,153,140

※決算額と当初予算額との差異の理由

予算上、基金への積立額を予算作成時の基金残高のおおむね１％としているため

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

4 実施した監査手続及びその内容

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングし、基金の概要を把握するとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成 25 年度中（必要に応じて他の年度）の増減内容を確認するとともに、その内容について個別に分析を行った。

(3) 基金の積立て、取崩しが本来の趣旨に沿ったものであるかどうか及びその財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決裁文書等の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に則した適切な処理がなされているかどうかの検証を行った。

(4) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性や必要性及び今後のあり方について検討を行った。

5 結果

(1) 指摘事項

平成 21 年度に 89,396 千円の取崩しが行われているが、当該取崩しに係る決裁文書及び振替決定書を確認できなかった。基金の積立て、取崩しを行う場合、所管部署で決裁を行い（金銭会計規則第 9 条)、当該部署内で決裁文書及び振替決定書を保管しなければならない（久留米市文書規程第 31 条)。決裁の過程を明確にできるように、今後は保管すべき書類を厳正に取り扱うべきである。

(2) 意見

設立当初からの基金残高の推移をみると、平成 21 年度の 89,396 千円の取崩しがあったのみで、これ以外に事業に充当されたことはない。その理由としては、広域消防負担金については一般財源で対応し、消防施設の建替工事などの多額の支出や将来の財源不足に備え、できるだけ基金残高を温存したいというものであった。

確かに、特定の目的のために財産を維持する（地方自治法第 241 条）ことには法令的にも条例的にも問題はない。しかし、基金の方向性として将来的に財政調整的に活用しようとしているのみで、中長期計画を有していないことについては問題意識をもつべきである。また、現在の積立ては基金の運用収益のみであり、今後、財政調整的な活用を行った場合、いずれは枯渇していくことが予想されるため、将来的な基金のあり方を現時点で検討しておくことが必要と思われる。今後は基金の中長期的な計画立案、基金の将来のあり方について担当課で検討を行い、当該計画等をもって基金の活用に積極的に取り組んでいくことが望まれる。

３２．久留米市地域・生活振興基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 財政課

(2) 根拠例規

久留米市地域・生活振興基金条例

(3) 設置年月日

平成 21 年 4 月 1 日

(4) 設置目的

市民生活の向上を図る行政サービスの充実及び地方公営企業の振興に資することを目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

市民生活の向上を図る行政サービスの充実に資する事業及び地方公営企業の振興に資する事業

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①ガス事業の譲渡に係る売却益

（積立額の算定過程）

ガス事業用財産売却に係る歳入	4,348,780 千円
退職手当基金への積立て※１	▲1,340,000 千円
久留米市地域・生活振興基金への積立て	3,008,780 千円

※１ 久留米市職員がガス事業に従事していた期間に係る退職手当部分（当該事業譲渡日時点において合理的に算定した金額）を退職手当基金へ積立てている。

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

基金の運用収益以外に積立ての予定はない。

(2) 基金の取崩方針

将来の財政状況に備え、可能な限り基金の取崩しは行わず、温存に努める方針である。

(3) 基金の目標額

積立ての目標額はない。

(4) 担当課の考える課題

取崩しを開始すると、短期間で基金が枯渇してしまう可能性がある。

3 基金残高の推移

(単位；円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	0	3,008,000,000	0	3,008,000,000	780,990	0	3,008,780,990
H22年度	3,008,780,990	2,269,302	0	3,011,050,292	0	0	3,011,050,292
H23年度	3,011,050,292	4,148,574	0	3,015,198,866	0	0	3,015,198,866
H24年度	3,015,198,866	5,965,030	0	3,021,163,896	0	0	3,021,163,896
H25年度	3,021,163,896	4,671,094	0	3,025,834,990	0	0	3,025,834,990

*1:平成25年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	予算額
基金の運用収益	4,671,094	30,213,000

※決算額と予算額との差異の理由

予算上、基金への積立額を予算作成時の基金残高のおおむね１％としているため

*2:平成25年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	予算額
該当なし			

4 実施した監査手続及びその内容

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングするとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成25年度中（必要に応じて他の年度）の増減内容を確認するとともに、内容について個別に分析を行い、積立財源の適切性等の確認を行った。

(3) 当該基金の積立てに係る財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決裁文書等の確認、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に則した適切な処理がなされているかどうかの検証を行った。

(4) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性、必要性及び基金のあり方について検討を行った。

5 結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 意見

当該基金が充当される事業は、条例上、「市民生活の向上を図る行政サービスの充実に資する事業」及び「地方公営企業の振興に資する事業」となっているが、当該基金を充当して実施する事業計画を現時点では有しておらず、またどのような事業に充当していくかについても具体性はない。担当課によると、将来の財源不足に備えたいとの意図があり、様々な事業に充当できるよう基金の目的を広く設定しているとのことであった。充当事業を特定しない年度間の財源調整（財源不足への対応）のための基金としては財政調整基金があり、当該基金の現状を踏まえると、財政調整基金に限りなく近い基金という印象を受ける。特定目的基金である以上、充当事業を明確にすることが必要であり、事業の具体性のない特定目的基金をみだりに設置することは避けるべきであった。今後は、財政調整的な性格を有する基金としての運用を行う予定であるならば財政調整基金との統合を検討する、もしくは、特定目的金基金として設置した本来の趣旨に則り、基金の設置目的に合致する事業計画を作成し、当該基金を計画的かつ有効に活用していくことが望まれる。

３３．久留米市産業技術振興基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

商工観光労働部 新産業創出支援課

(2) 根拠例規

久留米市産業技術振興基金条例

(3) 設置年月日

平成 25 年 2 月 1 日

(4) 設置目的

産業技術の高度化並びに活力ある地域企業の創出及び育成を図ることにより、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

久留米市産業技術振興事業補助金交付要綱に定める以下の事業

「科学技術交流事業」

「産業技術支援基盤施設の機能強化事業」

「産学官連携による研究開発支援事業」

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①財団法人久留米地域産業技術振興基金からの残余財産寄附

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

平成 24 年度を以って解散した（財）久留米地域産業技術振興基金（以下 KTF という）の残余財産と業務を引き継ぐ形で設置した基金であるため、寄附を受けた残余財産以外の積立予定はない。

(2) 基金の取崩方針

予算計上した、条例に定める事業実施のために取崩す。

(3) 基金の目標額

毎年切崩して事業を行うことを想定して設置された基金のため、目標額はない。

(4) 担当課の考える課題

基金枯渇後も、地域企業の研究開発や、㈱久留米リサーチ・パーク（以下 KRP という）の機器整備を引き続き支援していく必要がある。

3 基金残高の推移

（単位：円）

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21 年度	－	－	－	－	－	－	－
H22 年度	－	－	－	－	－	－	－
H23 年度	－	－	－	－	－	－	－
H24 年度	0	30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000
H25 年度	30,000,000	222,769,758	26,204,835	226,564,923	0	0	226,564,923

*1:平成 25 年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
財団法人久留米地域産業技術振興基金（KTF）が解散し、残余財産を当基金へ寄附したため	222,769,758	210,000,000

*2:平成 25 年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
基金充当事業実施による支出	無	26,204,835	27,913,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額 (A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
・久留米市産業技術振興事業 ・F-BIC、F-BF 家賃補助	28,497,470	26,204,835	92%

21,909,487－2,292,635（産学コーディネート費）＋6,588,073（家賃補助）＝26,204,835

事業名等	事業費等決算総額 (A) (単位:円)	積立運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

4 監査の概要

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングするとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成 25 年度中の増減内容を確認するとともに、その内容について個別に分析を行い、積立財源の適切性及び目的外取崩の有無等について確認を行った。また、平成 26 年度の基金の取崩しの計画について、基金の目的に合致しているかについて確認を行った。

(3) 基金の積み立て、取崩しに係る財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決済文書等の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に即した適切な処理がなされているかどうかの確認を行った。

(4) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性、必要性及び今後の在り方について検討を行った。

5 個別的監査内容

(1) ㈱久留米リサーチ・パーク（KRP）とは？

会 社 概 要：代表者　田中　一成
設立年月日：昭和 62 年 12 月 13 日
資　本　金：15 億 7,785 万円
出 資 構 成：112 団体、企業
公共セクター　久留米市 4 億 6,695 万円　福岡県 4 億 6,590 万円
他 1 市 3 町 1,100 万円
民間セクター　6 億 3,400 万円

設 立 目 的：地方自治体の厳しい財政事情の中で、民間業者の資金的、経営的能力の活用による効率的な施設を整備すべく税制や補助金などの支援措置を受ける民活法適用の会社である。福岡県及び久留米市が推進する福岡バイオバレープロジェクトでは、バイオ関連産業を育成するために、アジア諸国との連携を図りながら、バイオベンチャー企業・研究機関等インキュベ-ションセンター、その実用化を図るバイオファクトリーを整備している。主に地域企業への技術支援、ビジネス支援、研究開発助成、国内外へのネットワーク構築を行っている。

施 設 概 要：事務所棟　オフィスの賃貸を行っている。

展 示 場　703㎡あり､展示会から講演会まで幅広く利用できる。

バイオインキュベーションセンター（BIC）：

平成16年4月建立4階建鉄筋コンクリート50㎡/室　17室ある。

賃貸式であり、バイオベンチャーや研究開発の受け皿

建設費399百万円（うちKTF補122百万円）

バイオファクトリー（BF）：

平成19年4月建立4階建鉄骨造 100㎡/室　15室

建設費437百万円（うちKTF補助23百万円）

研究開発棟：開放型試験研究施設（オープン・ラボ）を整備し、企業等の新技術・新製品の開発や様々なトラブルを改善するための分析・試験装置を低料金で提供している。各種分析装置の操作指導で年間1千万円の支出がある。

(2) KTFのなりたち

KRPが箱もの（ハード）で、KTFがソフトである。

久留米市内にある産業技術の高度化、活力ある企業の創出・育成・高度技術産業の集積を推進するため、㈱久留米リサーチ・パーク（KRP）の研究開発支援施設充実のための支援を行っている。従来、財団法人久留米産業技術振興基金の残余財産総額2億2千万円を久留米市に寄附することで事業を継続している。その基金を有効活用するための第3セクターが久留米リサーチパークである。

（次頁図参照）

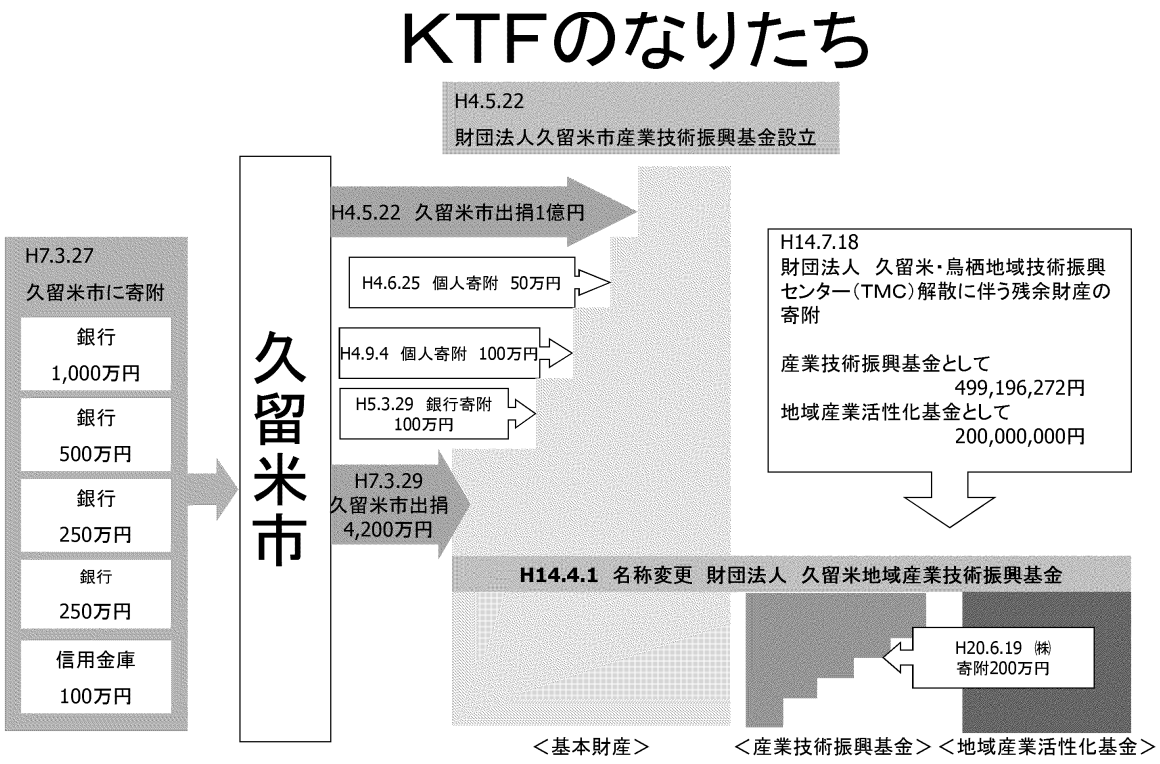

(3) KRP では補助金をどのように利用されているか？

基金の監査において、㈱久留米リサーチパーク（KRP）がその活用を担っていることから補助金がいかに有効活用されているかという観点から監査されなければならない。

平成 25 年度では、26,204,835 円の基金の取り崩しが行われている。

その内容は 21,909,487 円（補助金）－2,292,635（産学コーディネート費）＋6,588,073（家賃補助）＝26,204,835 円

補助対象の内容は①テクノ交流会 852 千円、②オープンラボ機能充実支援 14,982 千円、③地域研究開発促進支援 3,897 千円、④産学コーディネート 15,378 千円、⑤ゴム加工技術者人材育成講座 3,227 千円のうち KRP 負担分と会費収入を除くすべてであり、H25 久留米市産業技術振興事業費補助金積算によれば、①500 千円　②10,000 千円　③4,000 千円　④5,000 千円　⑤1,500 千円が限度額となっている。

(4) KRP 実績報告と(3)との関係、特にお金の動きについての具体的な説明。

KRP の平成 26 年 3 月期含む直近 4 事業年度の財産及び損益であるが、営業収入のうち、バイオバレープロジェクトの中で、文部科学省の「地域イノベーション戦略支援プログラム（グローバル型）」補助金 2.5 億円が減少したことが主な減少理由となっている。補助金については、基金から毎年 21 百万円 10 年間に渡って取り崩していく予定である。

(5) 家賃補助について

平成 25 年 4 月 1 日より S 財団の入居で家賃補助（H25 年度約 6.588 千円）が不要となり、平成 27 年 3 月 31 日に家賃補助を終了する。（次表参照）

F－BIC久留米市賃料補助（H25）　（単位：円）

階	企 業 名	部屋名	契約開始日	補助対象最終日	H25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26年 1月	2月	3月
1階		102号室	H20.9.25	H25.5.31	57,500	57,500	契約解除								地域イノベ（文科省事業）の終了	
2階	地域イノベーションプログラム事業共同研究室	204号室	H21.9.1	H26.3.31	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500
4階		401号室	H20.10.15	H25.10.14	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	25,968					
4階		402号室			57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	25,968					
4階		404号室	H21.7.9	H26.7.8	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500
4階		405号室	H20.11.17	H25.11.16	67,850	67,850	67,850	67,850	67,850	67,850	67,850	36,187				
		計			355,350	355,350	297,850	297,850	297,850	297,850	234,786	151,187	115,000	115,000	115,000	115,000
		合 計			2,748,073											

F－BF久留米市賃料補助（H25）　（単位：円）

階	企 業 名	部屋名	契約開始日	補助対象最終日	H25年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26年 1月	2月	3月
2階		203号室	H22.3.31	H27.3.30	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
2階		204号室			80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
4階		402号室	H22.2.1	H27.1.31	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
4階		403号室			80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
		計			320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000
		合 計			3,840,000											
		総 計			6,588,073											

6 結論及び意見

基金自体の充当・実情報告の見直しが必要だと思われる。

基金は、久留米リサーチパークへの補助金財源として充当されるので、５個別的監査内容(3)で記載しているように市民によりわかりやすくその充当などを明らかにすべきではないかと思う。そもそも研究開発型の基金は、中長期的視点での計画が困難であるが、久留米市が補助しなければならない家賃補助についても平成 27 年 3 月を限り廃止となるので、効率的な基金の運用が期待される。また、久留米リサーチパークへの補助金を通じた事業の見直しなどについては産学官により構成された有識者会議などを通じて慎重に検討する必要があると思われる。

基金は、今後年間 21 百万円の補助金支出予算で 10 年間、取り崩していく。そのため、久留米市だけではなく福岡県と一緒に他機関の成功事例を参考に、事業からのリターンを得られるような仕組みが必要だと考えられる。その意味でも、バイオベンチャーの「ボナック」は新薬の開発により将来東京証券取引所への上場を目指す旨の報道があったので期待できる一つの事例となろう。（平成 27 年 1 月 4 日西日本新聞掲載）

３４．久留米競輪場施設等改善基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

商工観光労働部 競輪事業課

(2) 根拠例規

久留米競輪場施設等改善基金条例（平成２４年久留米市条例第１号）

(3) 設置年月日

平成 24 年 3 月 31 日

(4) 設置目的

久留米競輪場の施設等改善に要する経費に充てるため

(5) 基金が充当される事業の概要

施設等改善への使途指定基金

後年度の施設整備・更新に充当する。

(6) 基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

競輪事業収益金、久留米競輪場施設等改善基金運用利子

(8) 予算計上会計

久留米市競輪事業特別会計

(9) 備考

平成２３年度末に同基金設置。基金取崩は無し。

平成２３年度以降、施設老朽化の現状を踏まえ、事業収益金は同基金への積み立てを優先的に行っている。

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

競輪事業施設の更新に向け積立て中

(2) 基金の取崩方針

将来の施設改善等の財源として、取崩す。

(3) 基金の目標額

25億円

(4) 担当課の考える課題

開設６５年を迎え施設の老朽化が進んでおり、その対応のほか、ナイター競輪やガールズ競輪、映像設備のデジタル化など、経営環境の変化への対応のための原資を早期に確保する必要がある。

3 基金残高の推移

(単位：円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H21年度	－	－	－	－	－	－	－
H22年度	－	－	－	－	－	－	－
H23年度	0	0	0	0	290,000,000	0	290,000,000
H24年度	290,000,000	199,623	0	290,199,623	150,000,000	0	440,199,623
H25年度	440,199,623	294,667	0	440,494,290	470,000,000	0	910,494,290

*1:平成25年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	当初予算額
基金の運用収益、競輪事業収益金	470,294,667	348,412,000

*2:平成25年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	当初予算額
該当なし			

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	基金充当決算額(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

事業名等	事業費等決算総額(A) (単位:円)	積立運用益 (基金積立分除く)(B) (単位:円)	充当割合(B/A×100)
該当なし			

4 監査の概要

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングをするとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成25年度中の増減内容を確認するとともに、その内容について個別に分析を行い、積立財源の適切性及び目的外取崩の有無等について確認を行った。

(3) 基金の積立て、取崩しに係る財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決裁文書の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に即した適切な処理がなされているかどうかの確認を行った。

(4) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性、必要性及び今後の在り方について検討を行った。

競輪事業特別会計の推移

単位：千円

区分	項目	参考 H18実績	H19実績	H20実績	H21実績	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	説明
売上	売上	14,369,124	13,464,782	16,468,535	10,678,801	12,782,858	14,037,601	14,057,468	15,729,769	
営業活動収支	開催収支	▲ 253,971	▲ 290,917	▲ 164,399	▲ 331,223	▲ 108,056	37,700	235,358	396,147	
	場外収入	577,529	587,359	532,083	411,574	314,770	433,190	327,142	370,820	
	JKA交付金還付金	0	132,061	123,203	157,757	90,643	115,921	0	0	前年売上の約0.9% JKA還付制度は23年度まで
	還付金収入等	0	0	128,851	0	0	0	0	0	決算納付
	総務費（支出）	▲ 42,668	▲ 38,975	▲ 40,135	▲ 46,435	▲ 44,491	▲ 40,746	▲ 58,060	▲ 69,494	職員賞与、下水道使用料、修繕料等
	小計	**280,890**	**389,528**	**579,603**	**191,673**	**252,866**	**546,065**	**504,440**	**697,473**	
投資活動収支	**土地購入費**	▲ 49,930	▲ 313,933	▲ 280,000	▲ 129,999	▲ 138,805	▲ 57,775	0	0	
	土地開発基金償還金元金							▲ 100,000	▲ 93,051	・H24土地開発基金償還100,000、以降93,051予定
	工事費	▲ 53,997	▲ 66,391	▲ 49,329	▲ 12,515	▲ 9,416	▲ 16,255	▲ 135,038	▲ 43,090	・H24大型映像改修(103,380)、選手宿舎防水(17,535) ・H25メイン特別観覧席改修設計(3,280)、走路部分改修整備工事(33,653)、施設案内標識設置工事(20,000)
	小計	**▲ 103,927**	**▲ 380,324**	**▲ 329,329**	**▲ 142,514**	**▲ 148,221**	**▲ 74,030**	**▲ 235,038**	**▲ 136,141**	
財務活動収支	助成金（収入）	26,280	16,332	2,509	3,203	190	192	2,693	2,897	全輪協助成休止（H20）耐震補助金追加（H24から）
	助成金（支出）	▲ 21,400	▲ 21,400	▲ 19,600	▲ 19,240	▲ 14,280	▲ 12,920	▲ 9,920	▲ 9,920	サイクルコミセン・ファミリーパーク補助、広域圏交付金（H24以降支出0）
	小計	**4,880**	**▲ 5,068**	**▲ 17,091**	**▲ 16,037**	**▲ 14,090**	**▲ 12,728**	**▲ 7,227**	**▲ 7,023**	
その他	**繰出金**	▲ 100,000	▲ 100,000	▲ 200,000	▲ 100,000	▲ 10,000	▲ 10,000	▲ 100,000	▲ 100,000	
	基金積立（利息含む）	▲ 50,165	▲ 658	▲ 839	▲ 258	▲ 50,190	▲ 290,192	▲ 150,383	▲ 470,487	
	小計	**▲ 150,165**	**▲ 100,658**	**▲ 200,839**	**▲ 100,258**	**▲ 60,190**	**▲ 300,192**	**▲ 250,383**	**▲ 570,487**	

※開催収支を除く▲表記は、歳出費目

総計	単年度収支	31,678	▲ 96,522	32,344	▲ 67,136	30,365	159,115	11,792	▲ 16,178	
	前年度繰越金	492,426	524,104	427,582	459,926	392,790	423,155	582,270	594,062	
	翌年度繰越金	**524,104**	**427,582**	**459,926**	**392,790**	**423,155**	**582,270**	**594,062**	**577,884**	

土地・基金残高	**土地購入残高（駐車場用地）**	**905,182**	**602,680**	**337,393**	**209,375**	**92,624**	**0**	**0**	**0**	
	土地購入残高（アクセス道路）				**20,866**		**0**	**0**	**0**	22年度にアクセス道路用地取得(20,866) サイクル用地残高 751,380(H25年度末現在)
	土地購入費（サイクルファミリー）	**944,931**	**944,931**	**944,931**	**944,931**	**944,931**	**944,931**	**844,931**	**751,880**	
	競輪基金残高	235,438	236,096	236,935	237,193	287,384	287,576	287,759	287,959	
	設備改善基金残高						290,000	440,200	910,687	

機構納付金	納付額	145,429	134,578	0	0	0	1,458	0	0	21年度以降は、前年度収支に対する決算納付額 H23収益以降は収益から70,000控除

5 競輪事業特別会計の推移からのコメント

(1) 売上が平成18年度14,369百万円から平成21年度10,678百万円へと減少してきたが、それ以降平成25年度までナイター開催やインターネットによる売上及びサテライト売上（場外車券売上）により収益を15,729百万円まで改善してきた。

(2) 売上に占める払戻率は約75%であるが、開催収支が平成21年度△331百万円(赤字)を境に、ＪＫＡ交付金の制度改正による収益改善効果等もあり、平成25年度396百万円（黒字）まで回復した。

(3) JKA交付金還付金とは、競輪場の改修その他競輪の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業に対する還付金制度であり、平成23年度で終了している。

(4) 投資活動支出の中で、土地購入費は駐車場用地であり、平成23年度57百万円で終了。土地開発基金償還金元金とは、平成15年3月に購入した久留米サイクルファミリーパーク用地代金944,431百万円の償還が平成24年度1億円から始まり、毎年約93百万円の10年償還のための支払いである。

(5) 財務活動支出としては、広域圏交付金の支出3百万円が、平成23年度末をもって終了し、平成24年度からゼロとなっている。

6 意見

平成27年度には、車券売上約100億円超を見込む全日本選抜競輪（G1）の開催が予定されており、例年より多くの収益が見込まれるが、将来の収益を見込んだ中長期的な明確なビジョンをもとに基金の有効活用を検討すべきであると思う。

平成３年度をピークに競輪業界の売上は低迷し、厳しい競輪事業ではあるが、その中でも、開催収支を黒字に維持しながら本来の公営企業の趣旨を全うすべく、「家族で楽しめる競輪場」を目指すなど「顧客満足」をより重視したサービス向上をはかりながら、バランス良く且つ有効な設備投資や施設改善をしていくことが重要である。

また、施設の老朽化も進んでいるため、積立基金の適正規模の検討・研究等を行っていくべきであると考える。

３５．久留米市地域経済活性化元気基金

１ 基金の概要

(1) 所管部署

総合政策部 財政課

(2) 根拠例規

久留米市地域経済活性化元気基金条例

(3) 設置年月日

平成 25 年 9 月 26 日

(4) 設置目的

国から交付を受けた地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）を活用し、本市における公共投資を円滑に実施し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(5) 基金が充当される事業の概要

建設地方債対象の地方単独事業

(6)基金の種別

積立基金

(7) 積立財源

①国から交付を受けた「地域の元気臨時交付金」

（積立額の算定過程）

国からの交付額	4,406,977 千円
事業に充当された交付金の額	▲1,119,960 千円
久留米市地域経済活性化元気基金への積立	3,287,017 千円

②基金の運用から生ずる収益

(8) 予算計上会計

一般会計

2 基金の積立・取崩方針及び課題等

(1) 基金の積立方針

国から交付を受けた地域の元気臨時交付金を財源にした基金であり、基金の設置期間が平成26年度末までであるため、今後、基金の運用収益以外に積立予定はない。

(2) 基金の取崩方針

建設地方債対象の地方単独事業の財源として平成 26 年度中にすべて取崩す方針である。

(3) 基金の目標額

平成26年度中に基金全額を取崩し、地方単独事業の財源として活用する予定であるため、積立ての目標額はない。

(4) 担当課の考える課題

基金全額を活用するための地方単独事業の予算の執行をいかに行っていくかが課題である。

3 基金残高の推移

(単位:円)

	年度初残高	増加(*1)	減少(*2)	年度末残高	出納整理期間中		出納整理期間中調整後残高
					増加(*1)	減少(*2)	
H25年度	0	3,287,017,000	0	3,287,017,000	289,537	743,623,000	2,543,683,537

*1:平成25年度の基金増加理由内訳

増加理由	金額(単位:円)	
	決算額	予算額
基金設立の新規積立及び基金の運用収益	3,287,306,537	3,302,017,000

*2:平成25年度の基金減少理由内訳

減少理由	目的外使用の有無	金額(単位:円)	
		決算額	予算額
小学校空調機整備事業	無	1,408,000	1,408,000
中学校空調機整備事業	無	25,631,000	25,631,000
平成26年度への繰越事業の財源※1	無	716,584,000	716,584,000

※１　繰越事業の財源の内訳　（単位：円）

事業名等	金　額
勤労青少年ホーム維持補修事業	84,149,000
三潴農村環境改善センター維持補修事業	44,199,000
小学校空調機整備事業	44,720,000
中学校空調機整備事業	472,539,000
公民館維持補修事業	41,765,000
図書館維持補修事業	29,212,000

【事業等への充当割合】

事業名等	事業費等決算総額(A) （単位:円）	基金充当決算額(B) （単位:円）	充当割合(B/A×100)
小学校空調機整備事業	1,408,680	1,408,000	99.9%
中学校空調機整備事業	25,631,700	25,631,000	99.9%
平成 26 年度への繰越事業の財源	716,584,000	716,584,000	100%

【平成 26 年度の基金充当計画】　（単位：円）

事業名等	対象事業費	充当予定額
市民センター改修事業	20,964,000	16,771,000
文化施設維持補修事業	24,226,000	19,381,000
体育施設維持補修事業	123,429,000	98,743,000
総合幼児センター施設整備事業	23,631,000	18,905,000
斎場施設整備事業	26,856,000	21,485,000
瞳ヶ池周辺多目的広場整備事業	35,700,000	28,560,000
農地防災事業（農地費）	15,000,000	12,000,000
庁舎機能維持事業	491,000,000	392,800,000
鳥類センター改修事業	17,100,000	13,680,000
大型公園利活用推進事業	79,175,000	63,340,000
公園土木管理事務所整備事業	180,377,000	144,302,000
小学校施設維持管理事業	32,770,000	26,216,000
小学校施設長寿命化事業	51,183,000	40,946,000
小学校空調機整備事業	1,501,578,000	1,248,345,000
中学校施設維持管理事業	16,724,000	13,379,000
高等学校施設長寿命化事業	122,896,000	98,317,000
高等学校施設の整備事業	266,459,000	213,167,000
小学校給食の充実	112,882,000	90,306,000
合　計	3,141,950,000	※2,560,643,000

※平成 25 年度末の基金残高 2,543,683,537 円との差額（16,959,463 円）は、平成 26 年度の基金運用収益による積立見込額によるものである。

4 実施した監査手続及びその内容

(1) 基金の設置目的・趣旨が設置条例等に合致しているかどうかを確認するため、基金の担当者にヒアリングするとともに現状分析を行い、基金条例等との突合を行った。

(2) 基金の平成 25 年度中の増減内容を確認するとともに、その内容について個別に分析を行い、積立財源の適切性及び目的外取崩の有無等について確認を行った。また、平成 26 年度の基金の取崩しの計画について、基金の目的に合致しているかについて確認を行った。

(3) 基金の積立て、取崩しに係る財務事務が関係法令・条例規則等に準拠して行われているかどうかを検証するため、決裁文書等の閲覧、証憑突合、帳簿突合等を実施し、関係法令等や実態に則した適切な処理がなされているかどうかの確認を行った。

(4) 基金の設定目的・趣旨が時代の流れに即応しているかなど、基金の有効性、必要性及び今後のあり方について検討を行った。

5 結果

特に記載すべき事項はなかった。